

知的財産推進計画 2008
－世界を睨んだ知財戦略の強化－
(案)

2008年6月18日

知的財産戦略本部

知的財産推進計画 2008 目次

「知的財産推進計画 2008」の基本的考え方

世界を睨んだ知財戦略の強化	1
---------------------	---

重点編

I. 我が国の重点戦略分野の国際競争力を一層強化する	7
1. 先端技術分野で世界をリードし、社会全体のイノベーションにつなげる	7
(1) 人類未踏の基本特許を押さえ、革新的技術開発を戦略的に推進する	7
(2) 技術移転体制の強化により基礎研究の成果を国際的事業展開につなげる	8
(3) 事業戦略を構築・実施する専門人材の育成を加速する	9
(4) 新たな技術革新による新市場創出を後押しする	9
2. 世界一の情報通信基盤を一層活用する	10
(1) 情報アクセスの抜本的改善等によりオープン・イノベーションへの取組を強化する	10
(2) デジタルコンテンツの創造・流通の好循環を形成し世界有数のコンテンツ産業を育成する	11
(3) ネットやソフトウェアの日本発の新たなビジネスモデルを展開する ..	12
3. 新事業開拓の担い手として中小・ベンチャー企業を支援する	13
II. 国際市場への展開を強化する	14
1. 国際市場環境を整備する	14
(1) 模倣品・海賊版対策を強化する	14
(2) 国際的な商標問題に対応する	15
(3) ビジネスの安定性を確保する	15
2. 海外展開を加速する	16
(1) 日本のブランド発信力を強化する	16
(2) コンテンツ産業のグローバル展開を支援する	16
(3) 国際的権利取得を促進する	17
III. 世界的共通課題やアジアの諸問題への取組にリーダーシップを発揮する	18
1. 地球規模での環境問題の解決に日本の優れた技術を積極的に活用する	18

○我が国の環境技術の途上国等への移転を促進する	18
2. 国際的な知的財産制度のハーモナイゼーションを主導する	19
(1) 知的財産制度の国際調和に向けた取組を強化する	19
(2) 「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す（再掲）	19
3. 国際標準等世界が協業すべき分野での先導的役割を担う	20
○国際標準化に向けた取組を強化する	20
4. アジアの中で日本が担うべき役割を積極的に果たす	20
(1) 知的財産制度の導入・普及を支援する	20
(2) アジア地域での知的創造サイクルの好循環を実現する	21

本編

第1章 知的財産の創造

1. 基礎研究分野の創造力を強化する	25
(1) 基本特許の取得に向けた研究分野の戦略的重点化を図る	25
①イノベーション実現のための知的財産の戦略的取得・活用を促進する ..	25
②独創的・革新的な研究を促進する	25
③革新的技術に関する研究開発を加速する	25
④技術戦略マップを活用した戦略的研究開発を推進する	26
(2) 内外リソースの積極活用のための環境を整備する	26
①研究開発における情報利用の円滑化に係る法的課題を解決する	26
②「特許・論文情報統合検索システム」の利便性を向上させ、周知する ..	26
③リサーチツール特許等に係る統合データベースを構築する	26
④ライフサイエンス分野のリサーチツール特許に係る指針を普及させる ..	27
⑤海外の大学との交流を促進する	27
⑥先端研究施設の利活用を促進する	27
2. 大学、研究機関における知的財産戦略を強化する	28
(1) 上流域から下流域までの知財マインドの浸透を促進する	28
①研究現場における知財マインドを高める	28
②研究者の立場から知的財産政策を点検する	28
③知的財産戦略におけるプロデュース機能を強化する	28

(2) i P S細胞の研究・事業化を加速する総合的支援体制を構築する	29
(3) 大学等やT L Oの体制整備を促進する	29
①大学知的財産本部・T L Oの機能を強化する	29
②戦略的な知的財産活動に取り組む大学等への支援を行う	30
(4) 大学等・T L Oによる海外出願を支援する	30
3. 事業化に向けての研究開発を促進する	30
(1) 産学官連携を強化する	30
①企業による産学官連携活動を促進する	30
②研究開発を実用化につなげていく取組を促進する	31
(2) 共同研究・受託研究の円滑な実施を促進する	31
①共同研究の成果の活用を一層促進する	31
②共同研究における知的財産権の管理の一元化を推進する	31
③共同研究における学生等の位置付けを明確化する	31
(3) 大学、研究機関発のベンチャーを支援する	32
①大学発ベンチャーへの支援を強化する	32
②研究開発型独立行政法人発ベンチャーへの支援を推進する	32

第2章 知的財産の保護

I. 知的財産を適切に保護する	33
1. 新技術等を適切に保護し、新市場の創出を後押しする	33
(1) iPS細胞関連技術を含む先端医療分野における保護の在り方を検討する	33
(2) 特許権の存続期間延長制度を抜本的に見直す	33
(3) 機能性食品等に関連する用途発明の保護の在り方を検討する	33
(4) 植物新品種の保護を強化する	34
2. 我が国がリーダーシップを取って国際知財システムを構築する	34
(1) 世界特許システムの構築に向けた取組を強化する	34
①国際的ワークシェアリングの拡大により審査の世界的な迅速化を進める	34
②特許制度の国際調和を我が国が主導する	35
③我が国主導で国際的な特許の電子システムを構築する	35
④日中韓三極における原語出願の導入を目指す	36

(2) グローバル化に対応した国際的な商標制度を構築する	36
①我が国の地名や著名商標等が保護されるよう制度改善を働き掛ける	36
②ホログラム、動き、音等の新商標の導入を検討する	37
③アジア地域等のマドリッド協定議定書の加入を促す	37
(3) 植物新品種の登録出願に関する国際的な審査協力を拡大する	37
(4) アジア地域等における知的財産権制度の整備と協力を促進する	37
①アジア地域等における制度整備支援を強化する	37
②特許取得手続におけるAPEC協力イニシアティブを推進する	38
③我が国のサーチ・審査結果のアジア諸国等における利用環境を充実する	38
④東アジアにおける植物品種保護制度の整備と調和を推進する	38
⑤自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等を活用する	38
(5) 国際公共政策に配慮した国際ルール of 構築に貢献する	39
3. 知的財産権の安定性・予見性を高める	39
(1) 審査の質・予見性を更に高める	39
①審査基準を見直し、予見性を高める	39
②審査基準等を的確に運用する	40
③先行技術文献の調査環境を充実する	40
④特許審査における外部の知見の活用を促進する	40
(2) 審判の準司法手続としての信頼性を向上させる	41
(3) 紛争処理機能を強化する	41
①司法に期待する	41
②裁判外紛争処理を充実する	41
4. 知的財産の権利付与を迅速化する	42
(1) 世界最高水準の迅速な特許審査を実現する	42
①特許審査迅速化のための総合的な取組を推進する	42
②審査処理能力を向上する	43
③出願・審査請求等の権利化活動の適正化を促す	43
④審判における審理の迅速化を図る	44
(2) 品種登録の審査期間を世界最短水準に短縮する	44
5. 利用者の利便性を高める	44
(1) 出願人の多様なニーズに応じた柔軟な特許審査を推進する	44

(2) 手続の柔軟性・利便性を高める	45
①特許法条約等への早期加入に向けた準備を進める	45
②料金支払い手続の柔軟性・利便性を高める	45
③微生物等の寄託制度の運用を円滑化する	45
(3) 特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する	45
(4) 知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する	46
6. 海外出願を促進する	46
(1) 海外の情報提供を行い海外での権利取得を促進する	46
①特許の海外での権利化を促進する	46
②商標の海外での権利化や事後的対応を支援する	47
③植物新品種の海外での権利化を促進する	47
(2) 大学等・TLOによる海外出願を支援する（再掲）	47
(3) 中小・ベンチャー企業による海外出願を支援する	48
7. 技術流出を防止する	48
(1) グローバル化・情報化の進展による技術流出リスクに対応する	48
(2) 戦略的なノウハウ管理のための環境を整備する	48
(3) 大学等における輸出管理を強化する	48
II. 模倣品・海賊版対策を強化する	50
1. 外国市場対策を強化する	50
(1) 国際的な法的枠組みを構築し活用する	50
①「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す	50
②自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等を活用する	50
(2) 侵害発生国・地域への対策を強化する	50
①在外公館等の機能を強化する	50
②侵害発生国・地域に対し具体的要請を行う	51
③侵害状況調査制度を活用する	51
④コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）等の活用を促進する	51
(3) 国際的な連携を強化する	52
①諸外国・地域との連携を強化する	52
②多国間の取組をリードする	52
③当局間の連携を強化する	53

(4) 外国市場対策に関する基盤を整える	54
①模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する	54
②模倣品・海賊版対策に関する情報発信を強化する	54
③模倣品・海賊版の被害の実態を調査する	54
2. 水際での取締りを強化する	55
(1) 税関による水際取締りを強化する	55
(2) 税関の体制を強化する	55
①法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行う体制を整備する	55
②税関による水際取締りの推進体制を強化する	55
③水際取締りに関する手続の利便性を向上させる	56
3. 国内での取締りを強化する	56
(1) 警察による取締りを強化する	56
(2) 育成者権の侵害対策を強化する	56
(3) 劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を強化する	56
4. インターネット上での対策を強化する	57
(1) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する ..	57
(2) インターネット上の海賊行為への対策を強化する	58
①海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける	58
②違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組を推進する	58
5. 模倣品・海賊版に関する国民の理解を促進する	59
(1) 取締等に関するデータ・情報の積極的公表を図る	59
(2) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する	59
(3) 企業経営での模倣品・海賊版対策の重要性に関する理解を促進する ..	59
6. 模倣品・海賊版対策に関する連携体制を強化する	60
(1) 政府内の連携を強化する	60
(2) 官民・民民の連携を強化する	60

第3章 知的財産の活用

I. 知的財産を戦略的に活用する	62
1. オープン・イノベーションに対応した知財戦略を促進する	62
(1) 様々な知的財産の融合によるイノベーション創出を促進する	62
(2) 企業における知財戦略の高度化を促進する	62

①未利用の知的財産の活用を促進する	62
②共有特許の扱いについて調査・分析を行う	62
③オープン・イノベーションに関する取組事例を公表する	63
④企業発ベンチャー設立やM&Aにおける知財上の課題を整理する	63
⑤知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針の周知を図る	63
(3) 知的財産経営のための社内体制を整備する	63
①C I P Oや知的財産担当役員の設置を促す	63
②知的財産戦略担当部門のバリューセンター化を奨励する	64
③知的財産に関する情報開示による企業価値の向上を促進する	64
④企業グループ内における国際的なライセンス活動を円滑化する	64
(4) 知的財産流通市場を活性化する	65
①知的財産流通の担い手を育成する	65
②実施許諾の意思の登録制度の導入を検討する	65
③通常実施権等の登録制度の普及を図る	65
④農林水産分野における知的財産活用を強化する	66
⑤知的財産信託制度を利用した知的財産の管理・運用を促進する	66
⑥知的財産の価値評価の実務を奨励する	66
(5) 知的財産の円滑・公正な活用を促進する	67
①濫用的な権利行使に対応する	67
②不当な権利行使を取り締まる	67
③ソフトウェアの円滑な活用を促進する	67
④A S P・S a a Sに係る契約ルールを整備する	67
2. 国際的な技術移転を促進する	68
(1) 環境技術の移転を促進する	68
(2) 租税条約を活用し国境を越えた知的財産の利用を促進する	68
(3) 海外における権利行使・ライセンス活動を円滑化する	68
II. 共通基盤技術の活用を促進する	69
1. 国際標準化活動を強化する－国際標準総合戦略の実行－	69
(1) 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する	69
①企業における経営者層・管理職層の意識を改革する	69
②産業界自身によるアクションプランの実行を促す	69

③国際標準化活動に関するガイドラインを公表する	69
④多様な国際標準化スキームを活用する	69
⑤国際標準案等の提案及び国際議長・幹事の引受けを積極的に行う	70
(2) 国際標準化活動に対する支援を拡充する	70
①ワンストップ相談窓口の機能強化を図る	70
②国際標準化活動参加者に対する支援策を拡充する	70
(3) 国全体としての国際標準化活動を強化する	71
①研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する	71
②省庁間の連携を強化する	71
③産学官の連携を強化する	71
④企業、大学等における標準化活動に関する調査・統計の整備を図る	71
⑤環境・安全・福祉等の分野で世界に貢献する	72
(4) 国際標準人材の育成を図る	72
①国際標準に関する検定制度を創設する	72
②国際標準化活動のリーダーを育成する	72
③国際標準人材のキャリアパスを確立する	73
④顕彰制度を充実する	73
(5) アジア等の諸外国との連携を強化する	73
(6) 国際標準に関するルールづくりに貢献する	73
2. コモンズの取組やオープンソースソフトウェアの活用を促進する	74
(1) コモンズの取組を促進する	74
(2) オープンソースソフトウェアの円滑な活用を図る	74
Ⅲ. 中小・ベンチャー企業を支援する	75
1. 中小・ベンチャー企業に対する相談・情報提供機能を強化する	75
(1) 中小・ベンチャー企業に対する相談機能の強化	75
①企業訪問型相談業務を実施する	75
②研究開発前から知財を意識させるための支援体制を充実する	75
③「知財駆け込み寺」の相談機能を強化する	75
(2) 弁理士・弁護士に関する公表情報の活用を促進する	76
(3) 知的財産権侵害対策を強化する	76
(4) 支援機関の取組の周知・連携を促進する	77

(5) 中小・ベンチャー企業の優秀な技術を顕彰する	77
(6) 中小・ベンチャー企業の経営者や支援人材に対する研修等を充実させる	77
2. 中小・ベンチャー企業の負担軽減に向けた取組を強化する	77
(1) 中小・ベンチャー企業による海外出願を支援する（再掲）	77
(2) 特許の取得・維持の負担軽減策を検討する	78
(3) 現行の支援制度の利用を拡大する	78
3. 中小・ベンチャー企業の知的財産の事業化を支援する	78
(1) 中小・ベンチャー企業の知財を活用した経営の実現を促進する	78
(2) 開放特許の活用等を支援する	79
(3) 知的財産を活用した資金調達の多様化を図る	79
IV. 知的財産を活用して地域を振興する	80
1. 地域におけるイノベーションを加速する	80
(1) 地域における知的財産の事業化を支援する	80
(2) 地域企業と大学等との連携を促進する	80
(3) 「農商工連携」による地域振興を促進する	80
(4) 地域資源を活用した新商品、新サービスを創出する	80
2. 地域知財活動の基盤を整備する	81
(1) 人材データベースを整備・活用する	81
(2) 地域における支援人材を活用する	81
(3) 知的財産戦略の策定支援を通じた地域の知的財産人材の育成を図る ..	81
(4) 地域振興を直接担う知的財産人材を育成する	82
3. 地域の知的財産戦略を推進する	82
(1) 「地域知的財産戦略本部」の活動を強化する	82
(2) 地方公共団体の知的財産戦略を推進する	82
①地方公共団体の知的財産に係る戦略や条例の策定を奨励する	82
②意欲的な取組を進める地方公共団体に対する支援を強化する	82

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

I. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する	84
1. デジタル・ネット環境をいかした新しいビジネスへの挑戦を促進する	84

(1) 動画配信ビジネスの成長を支援する	84
① コンテンツ共有サービスの法的環境等を整備する	84
② デジタルコンテンツ端末の融合・連携を促進する	84
③ 家庭内の動画配信ネットワーク基盤の開発・標準化を推進する	84
④ コンテンツ配信サービスに関する共通基盤技術の標準化を促進する	84
⑤ 地上デジタル放送に係るインフラ整備を促進する	85
(2) 新しいビジネス展開に関わる法的課題を解決する	85
① 通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへ対応する	85
② ネット検索サービス等に係る法的課題を解決する	85
③ コンテンツ配信に伴うサーバー上の複製行為等に係る法的課題を解決する	85
④ 研究開発における情報利用の円滑化に係る法的課題を解決する（再掲）	86
⑤ リバース・エンジニアリングに係る法的課題を解決する	86
(3) デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する	86
2. 世界に目を向け、グローバルなビジネス展開を支援する	87
(1) 海外展開を促進する環境を整備する	87
① 海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける（再掲）	87
② 海外におけるコンテンツの規制緩和を働き掛ける	87
③ コンテンツの製作や流通のための国際的な連携を強化する	87
④ 国際的な著作権制度の調和を推進する	88
(2) コンテンツ産業のグローバルなビジネス展開を促進する	88
① コンテンツ事業者の国際競争力を強化する	88
② 海外展開を支えるビジネス手法の確立を支援する	88
③ 海外展開を目指すコンテンツ事業者を支援する	89
④ 取引市場の機能を強化する	89
⑤ コンテンツの国際共同製作を促進する	90
3. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を促進する	90
(1) コンテンツの流通を拡大する法制度や契約ルールを整備する	90
① デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する	90
② 利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する	90

③放送コンテンツの二次利用に関する契約締結を促進する	91
④私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る.....	91
⑤技術革新のメリットを享受できるプロテクションシステムの採用を促す	91
⑥違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組を推進する（再掲）	92
⑦青少年を有害情報から守るための取組を奨励・支援する	92
(2) 市場の透明性を確保し、取引機会を拡大する	93
①コンテンツ関連情報を集約化する	93
②ジャパン・コンテンツ・ショーケースを支援する	93
③放送コンテンツの取引市場を整備する	93
④弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する	94
(3) スピーディーな権利処理を実現するための環境を整備する	94
①集中管理を拡大する	94
②グローバルな流通に対応したコード付与を促進する	94
③音楽のネット配信に対応した権利処理を改善する	94
(4) 国立国会図書館のデジタルアーカイブ化と図書館資料の利用を進める	95
4. 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境を整備する	95
(1) 創造活動を支える環境を整備する	95
①コンテンツ制作に対する投資を促進する	95
②コンテンツ制作現場の環境を改善する	95
③税制上のインセンティブを周知・検討する	95
④フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する	96
⑤地域のコンテンツ産業を振興する	96
⑥映像産業振興機構の活動を支援する	96
(2) コンテンツの創作を支える技術開発を促進する	97
①ソフトとハードの連携による新しい技術の開発を促進する	97
②世界をリードするコンテンツ関連の技術開発を促進する	97
③科学技術とコンテンツ創造の融合を促す	97
(3) 一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する	97
①ユーザーの自由な創作・発表の場の提供を促進する	97
②ネット上での意思表示システムを構築する	97

③青少年の創作活動を支援する	98
(4) 優れたコンテンツを生み出す人材を育成する	98
①プロデューサーやクリエイターを育成する	98
②大学レベルの人材を育成する	98
③有能な人材を発掘し、顕彰する	99
④アジア域内の優秀な人材の交流を促進する	99
5. コンテンツ促進法を的確に運用する	99
II. 日本の魅力をいかした日本ブランド戦略を進める	100
1. 日本の魅力の発信とその基盤整備を進める	100
(1) 分野横断的な日本ブランド戦略を構築する	100
(2) 関係省庁連携によるアクションプランを策定する	100
(3) 日本ブランドに関する調査の結果を体系的に整理し活用する	100
(4) 国内外の拠点を活用した日本ブランドの発信を強化する	100
(5) 国内外における日本ブランドを紹介する各種イベントを充実させる	101
(6) 日本ブランドに関する海外向けの情報を充実させる	101
(7) 外国人観光客やメディアに積極的に発信する	101
(8) 日本ブランドの海外発信等に貢献した者の顕彰を行う	102
(9) 日本人の感性をいかした日本ブランドを国内外に浸透させる	102
2. 豊かな食文化を醸成する	102
(1) 優れた日本食、食材を生み出す	102
①世界に通じる食を担う多様な人材を育成する	102
②外国人シェフを対象とした実務研修の充実を図る	102
(2) 安心・安全な日本食、食材への信頼の向上を図る	103
①海外における日本食レストランの信頼の向上を支援する	103
②日本の農林水産物・食品のブランドを保護する	103
③日本産食材の信頼を高める	103
(3) 優れた日本の食文化を再評価し、国内外への発信を強化する	103
①海外のオピニオンリーダー等に対する日本食の発信を強化する	103
②日本の農林水産物・食品の輸出を拡大する	104
③国民運動として食育を推進する	104
(4) 食文化に関する民間主体の取組を促進する	104

3. 多様で信頼できる地域ブランドを確立する	105
(1) 地域ブランドの創出を支援する	105
①地域資源を活用した新商品、新サービスを創出する（再掲）	105
②地域ブランドを支える関係者間の連携や交流を促進する	105
(2) 消費者に対する地域ブランドの信頼性を確保する	105
①ブランドの信頼性を確保するための技術基盤を構築する	105
②ブランド管理を担う関係者に対する普及・啓発を推進する	105
③地域団体商標制度の活用を促す	106
(3) 地域ごとのブランド発信の取組を支援する	106
4. 日本のファッションを世界ブランドとして確立する	106
(1) クリエーションを活性化するための環境を整備する	106
①若手デザイナー等の活躍の場の充実	106
②中小繊維製造事業者を支援する	106
③上質・一流なファッションを担う人材を育成する	107
④海外人材の日本での教育機会を拡大する	107
⑤生地やデザインのアーカイブを整備する	107
⑥デザイン・ブランドの模倣品問題に適切に対処する	107
(2) プロモーションを強化する	107
①「東京発 日本ファッション・ウィーク」を世界への発信拠点とする ..	107
②日本のファッションを世界一流のブランドとして浸透させる	108

第5章 人材の育成と国民意識の向上

一 知的財産人材育成総合戦略を実行する一

1. 海外との交流を活発化し、グローバルな知財人材育成を実行する	109
(1) アジア諸国における知的財産に関する人材育成を支援する	109
①アジア諸国の人材の受入れと専門家派遣を拡充する	109
②研修機関間の国際的なネットワークを構築する	109
(2) 国際的な知的財産専門人材を育成する	109
2. 知的財産専門人材を育成する	110
(1) 総合プロデュース機能を強化する	110
①総合プロデューサーを育成する	110

②総合アドバイザー型の弁理士を育成する	110
③産学連携従事者の増員や能力の向上を図る	110
④各種専門家を知的財産分野で活用する	110
(2) 弁理士の大幅な増員や資質の向上を図る	111
(3) 知財に強い弁護士の大増員や資質の向上を図る	111
(4) 特許庁の実務に関する知見・ノウハウの開放を推進する	112
3. 知的財産創出・マネジメント人材を育成する	112
(1) 研究者・開発者の知的財産意識を高める	112
(2) 経営者・経営幹部の知的財産意識を高め産業界の意識を改革する	112
(3) 農林水産分野や食品分野の知的財産人材を育成する	113
①農林水産分野や食品分野において知的財産に詳しい人材を育成する	113
②普及指導員の知的財産に関する資質の向上を図る	113
4. 国民の知的財産意識を向上させる	113
(1) 学校における知的財産教育を推進する	113
(2) 地域における知的財産教育を推進する	114
①課外活動を通じた知的財産人材育成を推進する	114
②学校と地域との連携による知的財産人材育成を推進する	114
(3) 知的財産の創造、保護、活用の体験教育を充実する	114
(4) 知的財産を含めた消費者教育を推進する	114
(5) 知的財産に関する国民への啓発活動を強化する	115
5. 知的財産人材育成を官民挙げて進める	115
(1) 知的財産人材育成推進協議会を支援する	115
(2) 知的財産の教育者や教材・教育ツールを開発する	115
①知的財産の教育者を育成する	115
②知的財産教育に関する教材・教育ツールを開発する	116
(3) 知的財産人材に関する評価指標の充実を図る	116
①知的財産管理技能検定の普及を図る	116
②専門職種ごとの実務能力を評価する制度を充実させる	116
(4) 各種学会における知的財産関連の研究を促す	116
(5) 教育機関における柔軟で実践的な知的財産教育の環境を整備する	117
(6) 専門高校における知的財産教育を推進する	117
(7) 大学等における知的財産教育を推進する	117

(8) 法科大学院における知的財産教育を推進する	118
(9) 知的財産専門職大学院における知的財産教育を推進する	118

付属資料

1. 知的財産戦略本部 名簿	121
2. 専門調査会 名簿	123
3. 知的財産戦略本部設置根拠	128
4. 知的財産推進計画2008 策定までの経緯	130
5. 用語集	132

「知的財産推進計画 2008」の基本的考え方

＜世界を睨んだ知財戦略の強化＞

1. “「知識経済」や国家の魅力を競う時代にあつて我が国が国際経済社会の中で競争力を維持し発展を続けていくためには、イノベーションやコンテンツ・ブランドを経済成長の原動力とし「魅力ある日本」を実現していくことが必要である。” こうした認識の下に知的財産戦略本部は2003年以来「世界最先端の知的財産立国」を目指し、これまで様々な制度改革や環境整備を行い、また産業界、学会、司法界を始め国民各層においても多面的な取組がなされ一定の成果を達成してきたところである。

2. しかし、21世紀に入り技術革新や市場の変化、さらにはデジタルネットワーク化は想定を大幅に上回るスピードと規模で進展している。今や各国は互いの状況をにらみつつ、いかにこうした激変に対応して他国の水準に追いつき追い越し、新たなビジネスモデルを主導的に構築できるかにしのぎを削っている。

この競争を勝ち抜いていくためには、産官学の英知を結集してスピード感をもってイノベーションを効率的に進めるべく、技術の創造・保護から市場展開に至るまで時代に対応した知財戦略の実行と知財制度の整備を図っていくことが求められている。知財制度は技術革新を促進すべきものであり、万が一にもこれを阻害するものであってはならない。

3. 我が国としても、世界に先んじた知財戦略を構築し、内外のリソースを積極的に活用しつつ海外では真似のできない基礎技術やコンテンツの創出拠点としての地位を確立し、グローバルな事業展開を通じてアジアを始め世界のイノベーションにつなげ、また国際的な課題への取組に中心的役割を果たして世界をリードしていく以外に生き残る道はない。

4. ただ現状では欧米先進諸国に後れを取ってしまっている点も少なくない。

基礎研究の最前線では多くの大学では未だに知財取得よりも論文発表に重点が置かれているなど知財マインドが確立しておらず、基本特許の国際的争奪戦では十分な成果を残せているとはいえない。また大学からの技術移転も過去6年間で相当拡

大したもののライセンス収入は米国の百分の一以下の水準に止まっており、大学発ベンチャーの数や規模でも大きな差が開いている。

こうしたことから研究開発や事業化の効率化をめぐるオープン・イノベーションへの取組でも米国に先頭を譲る事態となっている。これには情報アクセスなどネットワーク化のメリットを最大限活用できるようなデジタル時代に対応した法制度等の環境整備の遅れも要因となっているが、これにより研究開発や検索エンジン等のネット関連の新ビジネス展開にも支障を生じている。米国ではフェアユース規定の運用に加えデジタルミレニアム著作権法の制定、EUでは域内市場におけるデジタル・ネットワークに対応する統一した制度や契約ルールの調和に向けた取組が進むなど政府が積極的に技術と市場の発展に対応しようと努力を続けており、ビジネス環境の格差拡大が懸念されるところである。

さらに、事業展開のグローバル化という側面でも欧米諸国の方が積極的である。日本は国内特許出願件数の約22%しか国外にも出願されていないのに対し、米国では約44%、欧州では約60%となっているなど、一層の海外市場への展開が求められている。また、欧米諸国は多くの自国発の技術の国際標準化に成功し有利にグローバルな事業展開を進めている。

ちなみにIMD（国際経営開発研究所）の国際競争力ランキングにおいて我が国はこれまで最高1位だったものが22位に後退しており（本年5月発表）、またWEF（世界経済フォーラム）の調査でも前年の5位から8位（昨年11月発表）に後退している。

5. コンテンツの分野においても、ネット上でのコンテンツの創造や流通を促進するための法制度や契約ルールが確立していないことや知財制度が急激な技術革新に柔軟に対応できるものになっていないこと等を背景に、デジタルネットワーク環境の利点をいかしたビジネスモデルの構築に遅れをとっている。

また、マンガ、アニメを始めとする日本のコンテンツが海外で高い評価を得ているにもかかわらず、海外売上高比率が米国の18%に比し我が国は2%にとどまっており、海賊版として出回っているコンテンツを正規のビジネスに転換することができていない。

6. このような状況を踏まえれば、我が国は従来にも増して世界を意識し、最先端の研究開発（創造）、制度構築（保護）、市場開拓（活用）の実現に向けた「知財フロ

ンティアの開拓」への取組を強化する必要がある。これまでの知財戦略の取組が諸外国に比し「競争力」や「持続的な生産性や成長力の向上」に十分つながっているのか、創造、保護、活用の各レベルでの成果は国際的な視点で見て果たして満足できる水準に達しているのか、といった視点をも踏まえつつ、早急に必要な対応策を講じていかなければならない。

我が国が世界を見なくても世界は我が国を注視している。世界を相手にすることで初めて世界の中で生きていける状態にあることを我々は再認識する必要がある。

7. 上記の観点から知的財産推進計画2008においては、技術・制度・市場のグローバル化の中で知財戦略を国際的観点で捉え、「我が国重点戦略分野の国際競争力の一層の強化」、「国際市場への展開の強化」、そして「世界的共通課題やアジアの諸問題への取組に対してのリーダーシップの発揮」の3つを重点として“世界を睨んだ知財戦略の強化”に取り組むこととする。

重 点 編

I. 我が国の重点戦略分野の国際競争力を一層強化する

1. 先端技術分野で世界をリードし、社会全体のイノベーションにつなげる

(1) 人類未踏の基本特許を押さえ、革新的技術開発を戦略的に推進する

世界をリードし得る画期的な知的財産を創造し、その成果を確実に基本特許として押さえ、我が国の成長力の強化につなげていくことが重要である。

このため、本年5月に総合科学技術会議が策定した「革新的技術戦略」において示された、産業の国際競争力強化に資する技術や環境エネルギー技術、iPS細胞を利用した再生医療技術を始めとする健康な社会構築に資する技術、食料、資源等の制約を克服し日本と世界の安全保障に資する技術といった革新的技術の開発に戦略的に取り組む。同時に革新的技術を持続的に生み出すため、効率的に基本特許が獲得できるよう基礎研究を戦略的に推進する。

【重点項目】

①革新的技術に関する研究開発を加速する

国として機動的な資金投入を図る「革新的技術推進費」を創設

〔P25(1)③i〕

②独創的・革新的な研究を促進する

競争的資金制度に「大挑戦研究枠」を設定するなど、ハイリスク研究や異分野知識の融合研究への支援を拡充

〔P25(1)②〕

③基礎研究の戦略的重点化を行う

競争的資金制度（目的基礎研究）の選定基準に知的財産戦略上の項目を追加

〔P25(1)①i〕

(2) 技術移転体制の強化により基礎研究の成果を国際的事業展開につなげる

i P S細胞に係る研究など画期的な発明については、内外での基本特許の確保のみならず、事業化につなげていくため関連技術や応用技術の知財化を図ることが必要である。このためには産学官の総力を結集して、研究成果を新たなイノベーションの創出につなげていく体制の構築が求められる。

また、グローバル競争に打ち勝つべく、より効率的かつスピーディーなイノベーションの創出を図るため、内外のリソースの有効活用を図るオープン・イノベーションの考え方が重要である。このため、基礎研究の成果を幅広く積極的に国際的な事業展開につなげていくべく、大学知財本部やT L Oの機能を抜本的に強化し、将来の知財化をにらんだ研究開発の早い段階での研究者への助言、得られた成果の知財化、パテントポートフォリオの形成、さらにそれらの知的財産の事業化に向けての産業界等との橋渡しを行うことを促進する。

【重点項目】

① i P S細胞の研究・事業化を加速するための総合的支援体制を構築する

i P S細胞研究の成果の的確な知財化・事業化のための国を挙げての支援体制を構築

〔P29 2. (2)〕

②大学知財本部やT L Oの機能を強化する

大学での知財創造から成果の活用に至る「総合的知財戦略」の策定・実施、中期的な事業計画の実績のレビュー、連携強化や統廃合など組織の効率化を促進。戦略的な知的財産活動に取り組む大学等へ支援

〔P29 (3) ①②〕

③共同研究の成果の活用を一層促進する

共同研究成果の適正な配分を前提とした権利帰属等に係る合意形成の追求を促進。単独出願とする選択肢も排除されるべきではないとの基本的考え方を周知

〔P31 (2) ①〕

④大学発ベンチャーへの支援を強化する

国立大学法人がライセンスの対価として取得したストックオプションの権利行使を可能とするよう必要な措置

〔P32 (3) ①ii)〕

⑤大学等・T L Oによる海外出願を支援する

海外における基本特許につながる権利取得を支援

〔P30 2. (4)〕

(3) 事業戦略を構築・実施する専門人材の育成を加速する

研究成果を定期的に評価し、国際的事業展開に向けた戦略を構築、実施していく総合プロデュース機能の強化へのニーズは高い。このため、経営に明るく国際的に通用する専門人材の育成を加速する

【重点項目】

○総合プロデュース機能を強化する

価値ある知的財産を見出し、それを他のリソースと有効に結びつけて事業化まで関与する総合プロデュース機能を強化

〔P110 (1) ① P28 (1) ③ P81 (3) P62 (1) P80 (1)〕

(4) 新たな技術革新による新市場創出を後押しする

革新的な技術が次々と開発される状況の下、我が国の経済社会全体の発展を図る観点から、当該技術が知的財産権によって適切に保護されることが重要である。知財制度について不断の見直しを行い、その際、迅速かつ的確に権利が付与されるよう、特許審査の質の向上と迅速化を強力に進める。

【重点項目】

①iPS細胞関連技術を含む先端医療分野における保護の在り方を検討する

i P S細胞関連技術を含む先端医療分野における適切な特許保護の在り方について検討を開始

〔P33 1. (1)〕

②特許権の存続期間延長制度を抜本的に見直す

特許権の存続期間延長制度に関し、遺伝子組換え生物、i P S細胞由来の生物材料、DDS（ドラッグ・デリバリー・システム）等を対象に追加すべく、総合的な検討を実施

〔P33 1. (2)〕

③出願人の多様なニーズに応じた柔軟な特許審査を推進する

現行の早期審査制度よりも更に早い超早期審査制度を試行

〔P44 5. (1)〕

2. 世界一の情報通信基盤を一層活用する

(1) 情報アクセスの抜本的改善等によりオープン・イノベーションへの取組を強化する

戦略的な知財の活用の成否がこれまで以上に企業及び経済社会全体の競争力に直結する状況となっているため、厳しい競争環境下にある我が国産業界においても不退転の決意でのオープン・イノベーションへの取組が求められている。

世界一の情報通信基盤を有している我が国は、外部情報の迅速な収集や分析、自社情報の積極的な発信など、オープン・イノベーションを進める上での好条件を有している。このため、かかる好条件をいかしてオープン・イノベーションに対応した高度な知財戦略の構築を産業界に促していくとともに、著作権法を始めとする知財法制を情報のデジタル化・ネットワーク化に対応したものに变革し、産業界の取組を加速し得るよう必要な環境整備を迅速に行う。

【重点項目】

① 様々な知的財産の融合によるイノベーション創出を促進する

企業や大学等に分散する技術等の総合プロデュースによる新たなビジネスモデルの創造を後押しするイノベーション創造機構（仮称）の創設に必要な措置

〔P62 1. (1)〕

② 企業における知財戦略の高度化を促進する

未利用特許の活用促進やオープン・イノベーションに向けた取組を支援

〔P62 (2) ①③〕

③ 研究開発における情報利用の円滑化のため法的課題を解決する

科学技術によるイノベーションの創出に関連する研究開発のための情報の収集・利用等の過程で生じる複製等を行うことができるよう法的措置

〔P26 (2) ①〕

④ 特許情報と学術情報を統合した検索システムの利便性を向上させる

「特許・論文情報統合検索システム」の利便性を向上させ、周知

〔P26 (2) ②〕

(2) デジタルコンテンツの創造・流通の好循環を形成し世界有数のコンテンツ産業を育成する

情報のデジタル化、ネットワーク化により、今や、テレビやラジオ等の端末を問わず、時間と場所の制約なしにコンテンツを楽しめる時代となっている。既に欧米では、テレビ番組を端末を問わずインターネットを通じて好きな時間に見ることができる。また、インターネットを通じて誰もがクリエイターになれる動画共有サイトという新しいビジネスも生まれている。

我が国コンテンツ産業がこのチャンス进行いかすためには、自らが新たなビジネスモデルの構築に果敢に挑戦していくことが求められている。国は、これを支える観点から、デジタルコンテンツの流通を促進するための世界最先端の新たな知財制度の整備や契約ルールづくりを進めるとともに、今後予想される急激な技術進歩を視野に入れつつ、新しいビジネスモデルの開発に際して支障となるおそれのある法的課題に対してより迅速かつ柔軟に対応し得る制度の構築を図る。

【重点項目】

ア. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を拡大する

① デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する

既に一定の結論が得られた事項は実施。最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備

〔P90(1)①〕

② コンテンツ関連情報を集約化する

「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」などのコンテンツ関連のデータベースが一体として機能するよう集約化

〔P93(2)①〕

イ. デジタルコンテンツの新しいビジネスを支援する

○ コンテンツ共有サービスの法的環境等を整備する

コンテンツ共有サービス事業者と権利者の包括契約締結や違法コンテンツ排除のための技術的手段の活用を促進。著作権の間接侵害について検討

〔P84(1)①〕

ウ. デジタル・ネット環境をいかしたコンテンツの創作環境を整備する

○ 一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する

コンテンツを公表する場を提供するサービス事業者と権利者団体の間の包括的な契約の締結を促進。ネット上における意思表示システムの改善・普及

〔P97（3）①②〕

エ. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ産業の振興を支える知財制度を整備する

○デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する

新たなコンテンツの利用形態を視野に入れた流通促進の枠組み、包括的な権利制限規定の導入も含め技術進歩等に対応し得る知財制度の在り方等を検討

〔P86 1.（3）〕

（3）ネットやソフトウェアの日本発の新たなビジネスモデルを展開する

我が国の優れた情報通信基盤を活用して世界に通用するソフトウェア産業のビジネスモデルを我が国から生み出すことが求められている。市場の変化の速い本分野においては、知的財産制度や知的財産に関する契約ルールが十分整備されていないことが新たなビジネスモデルの構築の支障となっている側面があることから、必要な対応策を迅速に講ずる。

【重点項目】

①ネットワークビジネスに係る法的課題を解決する

ネット検索サービスや通信過程におけるサーバー等での一時的なデータの蓄積が円滑に行えるよう法的措置

〔P85（2）②③〕

②ASP・SaaSに係る契約ルールを整備する

契約の雛型や知的財産の取扱いに関するガイドラインを普及

〔P67（5）④〕

3. 新事業開拓の担い手として中小・ベンチャー企業を支援する

中小・ベンチャー企業は、新事業開拓の担い手として、イノベーションの創出、就業機会の増大、地域の活性化に大きな役割を果たしている。自社技術の知財化は、自社技術を防衛的に保護することはもちろんのこと、経営に知財戦略を積極的に取り入れることにより、自社の知的財産を共同研究、ライセンス供与、知財信託などに多面的に活用することを通じ、次の技術開発や事業展開につなげることができるため、中小・ベンチャー企業にとっても本来大きなメリットを有するものである。

しかしながら、我が国産業における企業数のシェアでは99%、従業者数では70%を占める中小企業の特許出願件数は全体のわずか12%に過ぎない。知的財産の取得やその活用が進まない要因としては、①特許権取得や権利行使に係る人材・資金の不足、②技術や知的財産権に関する知識・情報の不足、③技術提携先企業・大学等に関する情報や事業化に要する資金の不足等が指摘されている。

また、地域には独自技術を有する中小企業のほか、地場産業や特色ある研究領域を有する地方大学が存在するが、これら地域のリソースが有機的に連携してイノベーションの創出につなげる枠組みが十分整備されていない。

このため、知的財産を事業化につなげる仕組みの構築、情報提供の充実、負担の軽減等に向けた取組を強化する。

【重点項目】

①地域における知的財産の事業化を支援する

ファンド等の資金供給機能や事業サポート機能の活用により、総合プロデュース機能を強化。地域力連携拠点との連携により事業化案件の具体化を促進

〔P80 1. (1)〕

②中小・ベンチャー企業に対する相談・情報提供機能を強化する

企業を直接訪問して行う相談業務の実施や研究開発前から知財を意識させるための支援体制を構築。知的財産侵害への相談体制を整備

〔P75 (1) ① P76 (3) i)〕

③中小・ベンチャー企業による海外出願を支援する

中小企業による外国出願に係る費用を支援する制度を充実

〔P48 6. (3)〕

Ⅱ. 国際市場への展開を強化する

1. 国際市場環境を整備する

(1) 模倣品・海賊版対策を強化する

ヒト、モノ、カネ、情報が国境を越えて移動する経済のグローバル化が進展する中、我が国企業等が国際市場において活動を行いやすい環境を整備することが求められている。

模倣品・海賊版の流通は、事業者間の競争をゆがめ、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的創造の意欲を減退させる。アジア諸国を始め海外における模倣品・海賊版の流通は跡を絶たず、また、瞬時に国境をまたいで情報が流通するインターネットにおいても海賊版による被害が増大している。このため、海外における模倣品・海賊版対策やネット上の海賊版対策を強化する。

【重点項目】

ア. 世界に拡散している模倣品・海賊版対策を強化する

①「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す

関係各国との議論をリードし、早期実現に向けた取組を加速

〔P50（1）①〕

②侵害発生国・地域における対策を強化する

官民合同ミッションの派遣や政府間協議を通じ働き掛けを強化

〔P50（2）①②〕

③模倣品・海賊版の拡散防止に向けた足元の対策を強化する

水際での税関の取締り及び国内における警察の取締りなどを強力に推進

〔P55 2. P56 3.〕

イ. ネット上の海賊版対策を強化する

①海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける

違法コンテンツの排除が円滑になされるよう、政府レベルでの働き掛け

〔P58（2）①〕

②プロバイダーと権利者団体とが連携して行う海賊版対策を支援する

ファイル共有ソフトを用い、著作権を侵害してファイル等を送信する者に対する警告メールの送付等の取組を支援

〔P58（2）②i〕

(2) 国際的な商標問題に対応する

我が国製品等のブランドとなり得る地名や日本語の普通名称等が外国において商標登録されることにより、我が国の事業者の当該国における事業展開に支障が生じる場合があるとされている。

このため、我が国の商標制度に及ぼす影響にも留意しつつ、海外における我が国の地名等が商標登録される問題について具体的対応策を講ずる。

【重点項目】

①我が国の地名や著名商標等が保護されるよう制度改善を働き掛ける

外国の商品の産地、普通名称等の商標登録や不正目的での外国著名商標登録が適切に拒絶又は取消されるよう、産地名の公知基準等の制度・運用の改善等を各国に働き掛け

〔P36(2)①〕

②商標の海外での権利化や事後的対応を支援する

海外への商標登録を支援するため、当該国への出願手続情報等を事業者等に提供。我が国の地名等が海外で登録された場合の対応マニュアルを作成・普及

〔P47(1)②i〕

(3) ビジネスの安定性を確保する

米国を中心として「パテント・トロール」と呼ばれる濫用的な知的財産権の権利行使が問題となっており、日系企業も被害を受けていることを踏まえ、その対応策に関する議論を喚起する。

【重点項目】

○濫用的な権利行使に対応する

適切な知的財産権の行使の在り方等に関するガイドラインを策定

〔P67(5)①〕

2. 海外展開を加速する

(1) 日本のブランド発信力を強化する

近年、独創性、伝統、自然との調和に根ざした我が国の文化や生活様式が海外に広く受け入れられつつある。このような状況を踏まえ、我が国の優れたライフスタイルの成果である食文化、ファッション、地域ブランドに加え、アニメ、マンガ、ゲーム等のコンテンツや伝統文化を含む分野横断的な日本ブランドを確立して、広く世界に発信することが我が国のイメージ向上にもつながる。他方、海外の人々が我が国に対して抱くイメージは地域ごとに異なることから、日本ブランドの浸透を図るため、地域・対象に応じた総合的な対策を講ずる。

【重点項目】

○地域・対象に応じた日本ブランド戦略を構築する

日本ブランドを分野横断的に世界に発信するため、地域・対象に応じた戦略を構築し、関係省庁連携の下でアクションプランを策定

〔P100 1.(1)(2)〕

(2) コンテンツ産業のグローバル展開を支援する

我が国のコンテンツ産業は、これまで人口増加や経済成長に伴う消費の拡大や日本語という言語の防護壁に支えられ、いわば国内向けの産業として成熟してきたが、今後、人口減少社会を迎え、国際市場に成長の可能性を求めることが不可避となっている。世界的にも、コンテンツ産業のグローバル化が進展し、グローバルな販売戦略を持つコンテンツ制作に人材や資金が集中しつつあり、我が国としても、このような潮流に乗り遅れないよう、コンテンツ産業の海外展開を積極的に支援する。

【重点項目】

①海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける（再掲）

②海外展開を支えるビジネス手法の確立と発信チャネルの確保を行う

製作段階から海外展開を前提とした契約を行う慣行の確立を支援。我が国コンテンツが適切に流通できるよう対象国に規制緩和を働き掛け

〔P88(2)② P87(1)②〕

(3) 国際的権利取得を促進する

企業等の海外展開の加速を図るに当たっては、外国において知的財産権を取得しやすい環境を整備することが必要である。このため、各国ごとの知的財産制度に関する制度調和を一層進めるとともに、大学や中小企業等における国際出願に係る負担の軽減を図る。

【重点項目】

①国際的ワークシェアリングの拡大により審査の世界的な迅速化を進める

特許審査ハイウェイの対象国の拡大や“JP-FIRST”（海外に出願されるものは特許庁が早期に審査に着手する仕組み）を導入

〔P34（1）①〕

②国際出願に係る手続を電子化する

我が国が主導し特許協力条約に基づく次世代の国際電子出願システムを構築

〔P35（1）③i〕

③日中韓三極における原語出願の導入を目指す

日本語出願及び英語出願を可能とするよう中国及び韓国に働き掛け

〔P36（1）④〕

④植物新品種の登録出願に関する国際的な審査協力を拡大する

植物新品種の審査データの相互利用につき、アジア諸国等における対象国・対象植物を拡大

〔P37 2.（3）〕

⑤大学や中小企業による国際的な特許出願を支援する（再掲）

Ⅲ. 世界的共通課題やアジアの諸問題への取組にリーダーシップを発揮する

1. 地球規模での環境問題の解決に日本の優れた技術を積極的に活用する

○我が国の環境技術の途上国等への移転を促進する

グローバルな取組が求められる環境問題の解決を図るに当たっては、我が国の優れた技術を国際的に普及させることが求められている。

我が国は、これまでも様々な技術協力や資金協力を行ってきたが、今後とも、産業界における積極的なライセンス供与等の自主的取組を促すとともに、我が国が先導して技術協力等を推進する。

【重点項目】

①ODA等を戦略的に活用する

ODA等による環境・エネルギーに関する協力事業等の戦略的活用により、我が国の環境技術の途上国への移転を促進

〔P68 2. (1) i)〕

②アジア等の環境リーダーを育成する

アジア諸国等から留学生を受け入れ、母国等における環境リーダーとなり得る人材を育成

〔P27 (2) ⑤ ii)〕

③環境・エネルギー技術に係る技術移転に関する事例を公表する

環境・エネルギー技術に係る知的財産に関連する技術移転について、成功事例を公表

〔P68 2. (1) ii)〕

2. 国際的な知的財産制度のハーモナイゼーションを主導する

(1) 知的財産制度の国際調和に向けた取組を強化する

企業等のグローバルな事業活動の円滑化を図るため、特許制度、植物品種保護制度、著作権制度等の知的財産制度の国際調和に向けた取組を一層強化する。

【重点項目】

①特許制度の国際調和を我が国が主導する

先願主義への統一に向けた共通認識形成を促進。日米欧三極特許庁間における共通出願様式の運用開始に向けた働き掛け

〔P35(1)②〕

②東アジアにおける植物品種保護制度の整備と調和を推進する

「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置し、審査登録業務の合理化、審査能力の向上等に向けた協力活動を展開

〔P38(4)④〕

③著作権制度の国際調和に向けた取組を強化する

インターネット時代にふさわしい著作権制度の国際調和に向けて、世界的な著作権制度の在り方に関する議論に積極的に貢献

〔P88(1)④〕

(2) 「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す（再掲）

3. 国際標準等世界が協業すべき分野での先導的役割を担う

○国際標準化に向けた取組を強化する

新たな市場の開拓や社会に役立つ技術の普及を図るため、我が国の技術を活用した国際標準化に向けた取組を強化するなど、世界が協業すべき領域において先導的役割を果たす。

【重点項目】

①産業界自身によるアクションプランの実行を促す

「国際標準総合戦略」の着実な実施。各産業分野の特性や実情に応じたアクションプランの策定や実施状況に係るフォローアップ

〔P 69（１）②〕

②国際標準人材の育成に向けた取組を強化する

標準化に関する検定制度の創設を含め検討し、必要な措置

〔P 72（４）①〕

4. アジアの中で日本が担うべき役割を積極的に果たす

（１）知的財産制度の導入・普及を支援する

高い経済成長を維持しているアジア地域における我が国企業の活発な事業活動を促進するため、未だ知的財産制度が十分整備されていないアジア諸国における知的財産制度の導入と普及を一層支援する。その際、制度の導入・普及には各国における知財人材の育成が不可欠であり、我が国はアジアの知財人材育成の拠点として積極的な協力を行う。

【重点項目】

①アジア諸国における知的財産に関する人材育成を支援する

知的財産の権利保護や活用に積極的に取り組むアジア諸国の政府関係者や民間企業等に対し、人材育成等に関する支援を実施

〔P 37（４）① P 54（４）① P 109 1.（１）〕

②アジア諸国における著作権制度の早期導入を働き掛ける

アジア諸国の著作権関連条約への早期加入の働き掛けや著作権制度の普及・整備を支援

〔P 88（１）④〕

(2) アジア地域での知的創造サイクルの好循環を実現する

アジア地域においては多国間にわたる工程分業が進展しており、我が国製造業等も中間財の輸出等を通じて生産・販売ネットワークを構築している。このため、当該地域における知的創造サイクルの好循環を実現するため、必要な環境整備を行う。

【重点項目】

① アジア諸国の特許情報の提供を充実する

特許電子図書館（IPDL）において中国、韓国等の特許情報の提供を行うことができるよう、これらの国と積極的に調整

〔P46（3）ii〕

② アジア諸国とのコンテンツの共同製作を促進する

アジア向けの中長期的な政策パッケージ「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」を策定。アジアとのコンテンツの国際共同製作を重点的に支援

〔P87（1）③i） P90（2）⑤〕

③ 我が国のサーチ・審査結果のアジア諸国等での利用を促進する

我が国特許庁におけるサーチ・審査結果をアジア諸国等に発信する「高度産業財産ネットワーク（AIPN）の普及

〔P38（4）③〕

④ 「アジア・太平洋標準化イニシアティブ」を着実に実行する

昨年7月に策定した「アジア・太平洋標準化イニシアティブ」にのっとり、人的ネットワークの強化、国際標準案の共同提案等を着実に実行

〔P73 1.（5）〕

本 編

本編に盛り込まれた施策の実施に当たっては、具体的施策ごとに明記された担当府省が責任を持って取り組む。

知的財産戦略本部は、担当府省の取組状況を恒常的に確認するとともに、施策の取組が遅れている場合には、その実施を促す。また、担当府省が複数に及ぶことなどにより施策の実施が遅れている場合には、知的財産戦略本部が総合調整を行う。

第1章 知的財産の創造

1. 基礎研究分野の創造力を強化する

(1) 基本特許の取得に向けた研究分野の戦略的重点化を図る

①イノベーション実現のための知的財産の戦略的取得・活用を促進する

- i) 技術フロンティアを開拓する研究に資金が適正かつ効果的に配分されるよう、2008年度から、目的基礎研究（応用研究も含む。）に関する競争的資金の研究課題の選定における選考の基準に知的財産戦略に関する項目を追加する。

（文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省）

- ii) 大学等が学内において競争的資金や共同研究による間接経費を配分するに当たっては、産業界との連携の強化及び特許の出願や維持管理等に係る費用を適切に確保するため、各大学等の主体的な判断により、知財関連活動に対して適切な資源配分を行うことを奨励する。

（文部科学省、関係府省）

②独創的・革新的な研究を促進する

多様な基礎研究を推進し、基本特許につながるものが特に期待される独創的・革新的な研究を促進するため、競争的資金を拡充し、その中に「大挑戦研究枠」を設定するなど、研究者の斬新なアイデアに基づく革新性の高い成果を生み出し得るハイリスク研究開発や異分野の融合を図る研究開発を支援する。

（文部科学省、経済産業省、関係府省）

③革新的技術に関する研究開発を加速する

- i) 革新的技術の研究開発のうち、機動的に資金投入すべき技術の研究開発を加速するため、2009年度から、「革新的技術推進費」を創設し、我が国の総力を挙げて革新的技術の研究開発を推進する。

（内閣府、関係省）

- ii) 2008年度から、iPS細胞等に代表される革新的技術に関する研究開発や実用化促進の観点から、知的財産の創出を促進するために必要な支援を迅速に行う。

(内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、関係省)

④技術戦略マップを活用した戦略的研究開発を推進する

「技術戦略マップ」を活用し、企業・大学等を問わず効果的な研究開発の推進を図るとともに、特許動向等の技術動向や市場動向等を踏まえて技術戦略マップの改定を行う。

(経済産業省)

(2) 内外リソースの積極活用のための環境を整備する

①研究開発における情報利用の円滑化に係る法的課題を解決する

ネット等を活用して膨大な情報を収集・解析することにより高度情報化社会の基盤的技術となる画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発が促進されること等を踏まえ、これらの科学技術によるイノベーションの創出に関連する研究開発については、権利者の利益を不当に害さない場合において、必要な範囲での著作物の複製や翻案等を行うことができるよう2008年度中に法的措置を講ずる。

(文部科学省)

②「特許・論文情報統合検索システム」の利便性を向上させ、周知する

2007年3月から運用を開始した特許・論文情報統合検索システムの利用の促進を図るため、利用動向や利用者ニーズの把握・分析、特許技術用語辞書の整備など、利便性向上のための必要な措置を講ずるとともに、大学等の研究者に対し周知する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

③リサーチツール特許等に係る統合データベースを構築する

2008年度中のリサーチツールデータベースの運用開始に向けて、システムの構築を行うとともに、関係省庁連絡会議の下で運用方針を策定し、これに基づき大学・研究機関等によるリサーチツール特許等の円滑な登録を進める。

(内閣府、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、関係省)

④ライフサイエンス分野のリサーチツール特許に係る指針を普及させる

2007年3月に総合科学技術会議で決定された「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」を踏まえ、2008年度から、ライフサイエンス分野における政府資金を原資とする研究開発の公募要領において当該指針の遵守を義務付けるとともに、大学等や企業における取組について実施状況をフォローアップする。また、指針に沿ったライセンスポリシーの整備を促すとともに、経済協力開発機構（OECD）ガイドラインの考え方の国際的な普及に努める。

（内閣府、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、関係省）

⑤海外の大学との交流を促進する

- i) 2008年度において、大学や研究機関等がアジア・アフリカ諸国等の研究機関等とのパートナーシップ強化のため、環境問題等の課題の解決に向けた国際共同研究等の科学技術協力に取り組むことを支援する。

（文部科学省）

- ii) 2008年度から、大学等がアジア諸国等からの留学生を受け入れ、我が国の学生と共に学びつつ、優れた環境技術や政策を習得させ、母国等における優れた環境リーダーとして活躍できる人材として育成する取組を促進する。

（内閣府、文部科学省、環境省）

⑥先端研究施設の利活用を促進する

2008年度において、大学・研究開発型独立行政法人等の有する先端研究施設の民間利用も含めた共用を促進するため、利用支援体制の構築や共用のための施設の運転等に係る経費を支援するとともに、自立的な共用に向け、知的財産を含めた研究成果の取扱いや課金に関する規程の策定、専門人材の配置など体制の整備を促す。

（文部科学省、関係府省）

2. 大学、研究機関における知的財産戦略を強化する

(1) 上流域から下流域までの知財マインドの浸透を促進する

①研究現場における知財マインドを高める

- i) 2008年度において、大学、研究機関の研究現場における知財マインドをより一層高めるため、研究者等を対象として、知的財産権を戦略的に取得するために論文発表に先駆けて特許出願すること等の重要性に関して周知啓発する研修・講習等の取組を支援する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

- ii) 大学等における研究者と知財担当者のコミュニケーションをより緊密なものとするため、2008年度から、知財担当者が研究者を随時訪問することや研究チームの中に研究成果の特許化等を検討する者を加えること等を促す。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

②研究者の立場から知的財産政策を点検する

2008年度から、我が国科学者を代表するアカデミーである日本学術会議において、学界の要望等も踏まえ、知的財産政策等に関して検討を行い、具体的な提言を行う。

(内閣府)

③知的財産戦略におけるプロデュース機能を強化する

2008年度から、研究開発の「入口」である、研究開発プロジェクトの政策立案及び推進にあつては、知的財産の観点を含む政策立案を推進するとともに、研究開発プロジェクトの知的財産戦略や知的財産ポートフォリオを構築するための人材(知財プロデューサー)を投入する。さらに、2008年度中に、知財プロデューサーとなり得る人材を含むデータベースの構築を図る。あわせて、TLO等地域における産学連携のコアとなる組織において、実用化・事業化までを含めた戦略を企画・実行していくための総合プロデュース機能を果たせる人材の育成・導入を促進する。

(経済産業省、関係府省)

(2) i P S細胞の研究・事業化を加速する総合的支援体制を構築する

i P S細胞研究に関し、国内のみならず諸外国においてもその基本特許が確保されるよう、体制整備を含めた支援を引き続き行うとともに、i P S細胞に関する研究を更に発展させ、その技術の活用や将来の事業化につなげていくため、2008年度から、関係機関によって関連技術や応用技術の開発が積極的に行われることを支援し、これらの機関が連携をとりつつその成果たる技術を的確に権利化することを促進する。また、これらの知的財産の産業界での有効活用を促進するため、大学・研究機関と産業界が共同で設立する知財管理・活用会社の仕組みを活用するなど効率的な体制を構築する。

(内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、関係省)

(3) 大学等やT L Oの体制整備を促進する

①大学知的財産本部・T L Oの機能を強化する

i) 2008年度において、大学知的財産本部やT L Oが権利取得や事業化の可能性を適切に評価するための体制を強化し、パテントマップの作成等を通じて、研究開発の早い段階から、大学研究者に対し特許情報の提供を行うことや、大学研究者が論文発表を行う前にその特許出願の可能性についてレビューを行う仕組みを導入することを促進する。さらに、大学における知財創造の上流域から成果の活用に至るまでの総合的な知的財産戦略を策定・実施することを促す。

(文部科学省、経済産業省)

ii) 2008年度から、大学やT L Oが自らの役割・特色を踏まえた上で、中期的な事業計画を策定し、実施許諾率、特許査定率等の知的財産管理に関する指標を定め、知的財産活動について定期的に実績のレビューを行うよう促す。それを踏まえ、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、連携強化や統廃合など組織の効率化、大学や地域における大学知的財産本部やT L Oの果たすべき役割とその実現に向けた措置の在り方に係る検討を促進する。

(文部科学省、経済産業省)

②戦略的な知的財産活動に取り組む大学等への支援を行う

- i) 2008年度から、大学等における産学官連携を始めとする知的財産活動が持続的に展開されるように、国際的な産学官連携体制の強化や特定分野の課題に対応した知的財産の管理など、大学等の主体的かつ多様な特色ある取組を重点的に支援する。その際、支援対象となる大学等における適切な目標を設定するとともに、その到達度の評価を実施する。

(文部科学省)

- ii) 大学等における基礎研究のシーズ及び企業における研究開発戦略やニーズを把握し、両者を仲介する機能を果たすことができる人材の育成と確保に向けた大学やTLO等の取組を支援する。

(文部科学省、経済産業省)

(4) 大学等・TLOによる海外出願を支援する

基本特許の国際的な権利取得を促進するため、科学技術振興機構（JST）による大学やTLOの海外特許出願経費支援の充実に努めるとともに、外国出願に基づく優先権主張を伴う国際的な特許出願を支援の対象としていることを含め、支援制度を広く周知する。

(文部科学省)

3. 事業化に向けての研究開発を促進する

(1) 産学官連携を強化する

①企業による産学官連携活動を促進する

産業界に対し、企業の経営戦略に大学等との連携を積極的に位置付けるとともに、産学官連携の取組や実績等について積極的に公表することを促す。また、2008年度から、大学との共同研究を行う際には、実用化・商品化プランやマーケティング等を含めた戦略的なビジョンを可能な限り大学に示すことにより、目標を共有するとともに適切な役割分担の上で研究を進めていくことを促す。さらに、大学と企業の双方の研究者、経営者が意見交換を行う場の活性化や相互の人的交流を促進する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

②研究開発を実用化につなげていく取組を促進する

- i) 国の委託研究により得られた特許権等に関する日本版バイ・ドール規定の適用や活用状況を調査し、これら特許権等の活用を促進する。

(経済産業省)

- ii) 大学等の優れた研究成果について、知的財産等に関する専門能力を活用した応用・発展性に係る評価分析等により実用化につなぐ仕組みの一層の活用を図る。

(文部科学省)

(2) 共同研究・受託研究の円滑な実施を促進する

①共同研究の成果の活用を一層促進する

2008年度から、大学・企業間で共同出願や単独出願のメリットについて十分な議論を行って共通認識を形成した上で、共同研究の円滑な実施を確保しつつ共同研究成果の適正な配分を前提とした権利帰属やライセンスの取扱いに係る合意形成を追求していくことを促すとともに、権利を集約し大学等もしくは企業による単独出願とする選択肢も当然排除されるべきではないとの基本的考え方を大学やTLO、企業に周知する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

②共同研究における知的財産権の管理の一元化を推進する

複数の大学及び研究開発型独立行政法人による共同研究（ナショナルプロジェクトも含む）の成果の特許出願・知的財産管理及び活用を容易にするため、2008年度から、鉱工業技術研究組合制度を見直し、所要の制度改正を行うことを含め、知的財産権の帰属及び管理の一元化を可能にするための方策について検討を行い、一定の結論を得る。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

③共同研究における学生等の位置付けを明確化する

共同研究等にポストドクターや院生・学生・留学生が参加した場合の知的財産権の帰属や守秘義務等について、2007年度に実施した調査結果を基に、大学等がルールを整備する上で参考となる事例や留意点を広く周知する。

(文部科学省)

(3) 大学、研究機関発のベンチャーを支援する

①大学発ベンチャーへの支援を強化する

- i) 2008年度から、大学の自助努力を可能にするシステムの一環として国立大学法人による大学発ベンチャー等へ出資の対象範囲の拡大等について検討し、必要に応じて法的措置を講ずる。

(文部科学省)

- ii) 国立大学法人が大学発ベンチャー等へのライセンスの対価としてストックオプションを取得した場合において、これを円滑に権利行使することができるよう、2008年度中に必要な措置を講ずる。

(文部科学省)

- iii) 産学のマッチングによる実用化研究や実証試験等に対する支援等、成長力のある大学発ベンチャーの創出・育成に資する事業を推進するとともに、大学発ベンチャー支援者のネットワークの強化を図る。また、2007年度に行った大学発ベンチャーの技術面、人材面、販路面、資金面等に関する調査結果を基に、適切な支援策を講ずる。

(文部科学省、経済産業省)

②研究開発型独立行政法人発ベンチャーへの支援を推進する

研究開発型独立行政法人の研究成果の事業化を進めるため、2008年度から、研究開発型独立行政法人の知的財産を活用したベンチャー企業に対し、当該知的財産、研究開発用設備等による出資を可能とするための方策について検討を開始し、必要に応じて法的措置を講ずる。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

第2章 知的財産の保護

I. 知的財産を適切に保護する

1. 新技術等を適切に保護し、新市場の創出を後押しする

(1) iPS細胞関連技術を含む先端医療分野における保護の在り方を検討する

医療分野に広く応用可能で国際的な研究開発競争や知的財産取得競争が激化しているiPS細胞関連技術を含む先端医療分野における適切な特許保護の在り方について、2008年度から直ちに検討を開始し、2005年4月に改訂された特許審査基準の運用状況及び先端医療分野の技術の特許保護に関する国際的な議論の動向も踏まえ、早急に結論を得る。

(内閣官房、内閣府、厚生労働省、経済産業省、関係府省)

(2) 特許権の存続期間延長制度を抜本的に見直す

特許権の存続期間延長制度に関して、カルタヘナ法上の遺伝子組換え生物の使用承認に係る手続やiPS細胞由来の生物材料の承認手続のほか、DDSのように革新的な製剤技術を用いた剤型のみが異なる革新的医薬も対象に追加するなどの制度の対象の見直しを検討する。あわせて、延長の要件、延長する特許権の数及び回数、延長された特許権の効力範囲などを含めた制度全般の在り方につき、国際的な動向等も踏まえつつ、総合的な検討を行う。これらの検討は、直ちに開始し、2008年度中に結論を得る。

(経済産業省、関係府省)

(3) 機能性食品等に関連する用途発明の保護の在り方を検討する

いわゆる機能性食品等に関連する用途発明について、研究開発の動向や2006年6月の審査基準改訂後の特許出願・審査の状況及び国際的な保護の状況を踏まえ、これらの発明の特許保護の在り方について効力の及ぶ範囲を含め、2008年度の早期に関連業界より意見を得て議論を行い、その結果に応じて必要な方策を講ずる。

(経済産業省)

(4) 植物新品種の保護を強化する

- i) 育成者権の侵害判定を容易にするために必要なDNA品種識別技術の開発に関し、対象品目を拡大し、当該識別技術をガイドラインとして取りまとめ普及を図る。また、すべての登録品種について侵害発生時に迅速・的確なDNA鑑定が提供できるようDNA等を保管する体制の整備を進める。

(農林水産省)

- ii) 農業者の自家増殖に原則として育成者権が及ぶようにする制度改正に向けて、2008年度から、生産現場における許諾契約の実態及び問題点についての調査を実施し、環境整備を行う。

(農林水産省)

2. 我が国がリーダーシップを取って国際知財システムを構築する

(1) 世界特許システムの構築に向けた取組を強化する

①国際的ワークシェアリングの拡大により審査の世界的な迅速化を進める

- i) 第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられる特許審査ハイウェイについて、2008年度から、既に実施され又は実施が合意された米、韓、英、独に加え、他諸国の参加を働き掛けることにより、特許審査ハイウェイのネットワーク化を目指す。

(経済産業省)

- ii) 我が国から国内のみならず他国に対しても行われる特許出願について、まず国内で早期に審査を行い、外国特許庁でその結果を活用して迅速な特許化を図る取組(JP-FIRST)を2008年度から導入する。

(経済産業省)

- iii) 特許審査の結果の国際的な相互利用を拡大するため、2008年度から、日米欧三極特許庁のファーストアクションに添付する引用文献の記載形式の統一について検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。

(経済産業省)

- iv) 審査結果の相互利用の最大化を図るため、日米欧三極特許庁間で設置された「ワークシェアリングの強化発展作業部会」の活用を図るほか、2008年度から、分野別の日米欧三極審査官会合において審査結果の相互利用を促進するための分野別の課題を検討するなど、審査の実質的な相互承認の実現

に向けた取組を推進する。

(経済産業省)

②特許制度の国際調和を我が国が主導する

- i) 先願主義への統一を含む実体特許法条約の草案について、2008年度中に先進国間で合意することを目指し、引き続き議論をリードする。また、先発明主義の見直しや出願公開制度の全面導入等が検討されている米国における特許法改正の動きを注視し、特許制度の国際的な調和の観点から必要な働き掛けを行う。

(外務省、経済産業省)

- ii) 日米欧三極特許庁により策定された出願明細書の三極共通出願様式の2009年1月からの運用開始を目指し、当該様式が電子出願に関するWIPO標準に採用されるように各国への働き掛けを行う。また、2008年度中に三極共通出願様式の特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度における採用や他諸国における採用のための必要な働き掛けを行う。

さらに、請求項の記載形式など、三極共通出願様式に含まれなかった事項についても、その統一に向けて議論を促進する。

(経済産業省)

③我が国主導で国際的な特許の電子システムを構築する

- i) 2008年度から、外国出願の利便性向上及び国際出願手数料の引下げに向け、特許協力条約(PCT条約)に基づく国際出願制度に係る事務処理の改善と次世代電子出願システム構築のための取組を我が国が主導して推進する。

(経済産業省)

- ii) アジア等途上国の知的財産庁における電子システムの確立に向けて、各国の知財制度の現状やシステム化の実情に応じて、電子出願、出願事務処理、検索データベース、情報発信等のシステム開発などの機械化・情報化に関する協力の取組を推進する。

(経済産業省)

- iii) 外国出願時の出願人の手続的な負担軽減を図るべく、2008年度から、自国の出願日を証明する書類(優先権書類)を外国の特許庁との間で電子的

に相互に提供するシステムについて、既に相互の提供が開始されている米国、欧州、韓国に加えて対象国を拡大するための取組を推進する。

(経済産業省)

- iv) 重要な技術情報であり権利情報である各国の提供する産業財産権情報を、国際的な公共財として相互にかつ有効に活用できる体制を構築するため、アジアを中心とする諸外国への技術協力を通じ、英語による産業財産権情報の提供を促すとともに、欧米先進国を含め各国の提供する産業財産権情報の内容等の共通化を図る。

(経済産業省)

④日中韓三極における原語出願の導入を目指す

中国・韓国への出願を促進しつつ、翻訳のリスク低減を図るために、2008年度から、中国・韓国に対して、日本語及び英語による特許出願の受付を可能とする措置をとるよう働き掛けを行う。

(外務省、経済産業省)

(2) グローバル化に対応した国際的な商標制度を構築する

①我が国の地名や著名商標等が保護されるよう制度改善を働き掛ける

我が国の地名、品種名、普通名称及び著名商標が海外（特に漢字文化圏）で第三者によって商標登録されることによる悪影響を防止して我が国企業等の円滑な海外展開を促進するため、2008年度から、閣僚レベルを始め様々なレベルにおいて各国に下記の措置を講ずるよう働き掛けを行う。

- a) 当該商標が商品の産地名・品種名・普通名称として当該国の地名辞典等に掲載されている場合などには原則として当該国の需要者に知られた外国の商品の産地名・品種名・普通名称として登録拒絶又は事後の登録取消の対象となるよう、制度・運用の改善及び明確化を行うこと。
- b) 当該商標が、当該国で著名な場合だけでなく、外国において著名な商標を不正な目的で出願した場合も登録拒絶又は事後の登録取消の対象となるよう、制度・運用の改善及び明確化を行うこと。

(外務省、経済産業省、関係府省)

②ホログラム、動き、音等の新商標の導入を検討する

商標制度の国際的な制度調和の観点から、産業界のニーズも踏まえて、現行商標法で保護の対象とされていないホログラム、動き、音等を保護対象とすることについて2008年度中に検討を行い、結論を得る。

(経済産業省)

③アジア地域等のマドリッド協定議定書の加入を促す

商標の国際的な権利取得を容易にするマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度について、二国間や地域的な枠組みを通じて、加入が遅れているアジア地域等の加入を働き掛けるとともに、我が国出願人による利用を促進する。

このため、指定締約国における登録確認手段の提供を義務化することや言語の違いを考慮して同一性要件を緩和することなど、マドリッド・システムをより使いやすいものにするための世界知的所有権機関(WIPO)における見直しの議論に積極的に参加する。

(外務省、経済産業省)

(3) 植物新品種の登録出願に関する国際的な審査協力を拡大する

植物新品種の登録に関する出願の国際的な増加に対応し、国際間における迅速・的確な権利保護を図るため、栽培試験方法及び審査基準の国際的な調和を推進するとともに、2008年度から、現在EUと行っている審査データの相互利用の対象植物の拡大やアジア諸国等への協力対象国の拡大を推進し、相互承認制度の導入可能性の検討など国際的な審査協力を促進する。

(農林水産省)

(4) アジア地域等における知的財産権制度の整備と協力を促進する

①アジア地域等における制度整備支援を強化する

知財法に加え関連する実体法・手続法も含めた総合的な立法支援、審査協力、人材育成、知財庁の情報化に関する協力などを通じて、アジア地域等における知財制度や運用の整備と調和に向けた取組を官民協力して進める。

(法務省、外務省、農林水産省、経済産業省)

②特許取得手続におけるA P E C協力イニシアティブを推進する

特許審査協力の推進、審査能力向上のための人材育成、機械化・情報化を柱とする「特許取得手続におけるA P E C協力イニシアティブ」を精力的に推進する。2008年度は、このうち、特にA P E Cの各エコノミーにおける審査協力の活動に関する情報の共有化により審査結果の相互利用を促進する取組を推進する。

(外務省、経済産業省)

③我が国のサーチ・審査結果のアジア諸国等における利用環境を充実する

我が国のサーチ・審査結果に関する情報を英語に機械翻訳し、海外の特許庁において利用可能とする「高度産業財産ネットワーク(A I P N)」について、英語への機械翻訳用の辞書等の利用環境の充実を行い、その利用の拡大を図る。

(経済産業省)

④東アジアにおける植物品種保護制度の整備と調和を推進する

植物新品種保護国際同盟(U P O V)体制の下、東アジア全体の統合された植物新品種保護制度を構築することを目指し、2008年度から「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置し、同フォーラムの下で、各国の植物新品種保護制度の整備と調和を進めるため、審査登録業務の合理化、審査能力の向上等に向けた協力活動を展開する。

(農林水産省)

⑤自由貿易協定(F T A)／経済連携協定(E P A)等を活用する

自由貿易協定(F T A)／経済連携協定(E P A)や投資協定などの二国間・複数国間協定の交渉の機会において、外国周知商標の保護など交渉相手国の知財制度の整備や特許におけるいわゆる修正実体審査の制度上又は運用上の受入れなどを促し、我が国産業界等の要望に沿った「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(T R I P S 協定)」等の国際約束で規定されているよりも厚い知財の保護が達成されるよう積極的に働き掛ける。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

（５）国際公共政策に配慮した国際ルールの構築に貢献する

- i) 遺伝資源や伝統的知識、フォークロア（民謡などの伝統的文化表現）の問題など、知財政策と開発、人権、環境、公衆衛生といった他の様々な国際公共政策との関係について、我が国として適切な対応が図れるよう、関係省庁による「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」等を通じて政府内の連携を深めるとともに、産業界との意見交換の場を設けるなど、国際的な知財政策に関する検討体制を強化する。

〔内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、環境省、関係府省〕

- ii) 知財政策と他の様々な国際公共政策との関係に関する問題に関する国際的な相互理解とコンセンサスづくりに貢献するために、これらの問題に関する先進国、途上国、地域コミュニティ間の対話、国際シンポジウム等の開催、アカデミアやシンクタンクなどでの研究活動を促進する。

〔外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、環境省、関係府省〕

3. 知的財産権の安定性・予見性を高める

（１）審査の質・予見性を更に高める

①審査基準を見直し、予見性を高める

- i) 特許の審査基準に関する検討手続の透明性の一層の向上を図りつつ、審査基準を、技術、産業及び国際的な動向に適切に対応し、審査、審判、裁判における判断の調和に資するものとするために、司法関係者、弁理士、法学者、経済学者、科学者、産業界等から構成される「審査基準専門委員会（仮称）」を２００８年度中に設置し、審査基準を定期的に点検する。

（経済産業省）

- ii) 商標審査における商品又は役務の類否判断に用いられている現行の「類似商品・役務審査基準」を現在の取引の実情を反映したものとするように見直すために、既存の登録商標への影響等、審査基準の改訂に伴い生ずる問題への対応策について検討を行い、２００８年度中に結論を得る。

（経済産業省）

②審査基準等を的確に運用する

審査官間での協議や審査部と審判部との間での意見交換を促進するとともに、審査基準等の運用に関する技術分野横断的な分析結果を審査官にフィードバックするなどの審査基準等の運用に関する品質監理を通じて、特許審査の質の維持・向上に努める。

(経済産業省)

③先行技術文献の調査環境を充実する

i) 世界最高水準の審査に向けた先行技術文献の検索環境を整備するため、2008年度から、最近出願が急増している中国・韓国等における特許文献を審査用検索システムに蓄積するための取組を開始する。また、国内外の特許文献と非特許文献をシームレスに検索ができるような検索環境を整備するため、2008年度から、大学や企業等と連携して検討に着手し、一定の結論を得る。

(経済産業省)

ii) ソフトウェア関連発明等の審査を行う上で重要な先行技術を示す資料であるオープンソースソフトウェア等のネット上に公開された関連資料について、2008年度中に、その公表日の明確化など先行技術文献として利用しやすくするための取組の検討を開始し結論を得る。

(経済産業省)

④特許審査における外部の知見の活用を促進する

i) 2008年度から、特許出願に関し第三者がネット上で情報交換して最適の先行技術文献を特許庁に情報提供するコミュニティー・パテント・レビューを試行する。2009年度中に、当該試行結果及び米国等の諸外国における同種の取組についての情報を踏まえ、外部の知見の効果的な活用の在り方を検討して、結論を得る。

(経済産業省)

ii) 特許出願に関する情報提供制度をより使いやすく、有効なものとするため、2008年度中に、現在「書類」の提出に限られている特許庁への情報提供をオンラインでも可能とする。

(経済産業省)

（２）審判の準司法手続としての信頼性を向上させる

- i) 準司法手続としての審判の信頼性を向上させるため、２００８年度から、審判官の事実認定能力向上等のための研修を充実する。

（経済産業省）

- ii) 審判における特に高度な法解釈への対応や人証等に対する高度な事実認定能力の向上に資するため、２００７年度末に新たに設置された知財分野の裁判官経験者等からなる「審判参与」の活用を２００８年度から積極的に行う。

（経済産業省）

- iii) 特許法第１６８条等に基づく裁判所との間の情報交換をより一層促進するなど、特許庁における無効審判の判断と裁判所における無効の判断との食い違いの防止に努める。

（経済産業省）

（３）紛争処理機能を強化する

①司法に期待する

特許侵害訴訟において、２００５年４月以降、特許無効の抗弁が認められるようになり、技術的事項について判断すべき範囲が拡大した。このような事情もあり、知的財産高等裁判所を始めとする裁判所においては、知財や技術に精通した調査官や専門委員を効果的に活用し、知財分野における技術的専門性の高い事件を今後も的確に処理していくことが求められる。

国際競争が激化している中、研究開発の成果を適切に知的財産として保護しイノベーションを促進することが国際競争力強化の観点からますます重要となっている。また、昨今、米国等ではいわゆるパテントコントロールによる濫用的な権利行使が問題となり、我が国でも懸念が広がっている。このため、裁判官については、ビジネスの実情に関する知見や国際感覚に一層磨きをかけるため、民間における研修や国際交流を活発に行うことが望まれる。

②裁判外紛争処理を充実する

急速な技術革新にも的確に対応できる専門的な紛争処理手続の提供及び地域における簡便かつ効果的な紛争処理手続の提供等の観点から、知財分野における裁判外紛争処理（ＡＤＲ）機能の強化と活用を促進する。このため、「ＡＤＲ

の拡充・活性化関係省庁等連絡会議」の活用や、日本司法支援センター（法テラス）との連携により、非公開性、迅速性、専門性等のADRのメリットやADR機関に関する情報提供を強化する。

また、2007年4月から開始された認証紛争解決制度（「かいけつサポート」）の積極的活用のため、知財に係る紛争処理を行う民間事業者に対し、当該制度を周知し、相互の情報共有等の連携を促すとともに、国民に対しては、時効の中断等、当該制度を利用するメリットの積極的なPRを図る。

さらに、「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル」等の配布や周知を通じて、日本知的財産仲裁センター等のADR機関を利用する場合の利点の理解を深め、その活用を促進する。

（内閣官房、法務省、経済産業省）

4. 知的財産の権利付与を迅速化する

（１）世界最高水準の迅速な特許審査を実現する

①特許審査迅速化のための総合的な取組を推進する

- i) 特許審査の順番待ち期間をゼロとするという最終目標の達成に向け、まずは審査の遅れが最大になると予想される2008年においても審査順番待ち期間を29か月台にとどめつつ、2013年には11か月に短縮するという中期目標の確実な達成を目指す。

このため、総合的な取組を推進し、個別の施策の確実な実施に加え、施策間の総合調整と不断の見直しにより、特許庁全体としての業務の最適化・合理化を促進する。

（経済産業省）

- ii) 経済産業省においては、上記中期目標を達成するための毎年度の実施計画を当該年度の知的財産推進計画の作成の時期に合わせて策定し、前年度の目標及び実施計画の達成状況とともに知的財産戦略本部に報告し、公表する。

（経済産業省）

- iii) 知的財産戦略本部においては、上記報告について総合的かつ多面的な検証を行い、必要に応じ、政府内外の関係者に対する情報の提供や協力の要請その他必要な措置を講ずる。

（内閣官房、経済産業省）

②審査処理能力を向上する

- i) 2008年度から、既存各登録調査機関に対して人材を確保しつつ調査可能な技術範囲を拡大することを促して各登録調査機関の処理能力の向上を図るとともに、登録調査機関への新規参入を促進し、登録調査機関への先行技術調査の外注を拡大する。

(経済産業省)

- ii) 必要な審査官を十分に確保する。特に、2008年度は、2004年度採用の任期付審査官が任期満了を迎えることに対応するため、再採用のための措置の実施等の必要な取組を行う。

(経済産業省)

- iii) ポストドクターや研究者OB等の先端技術の研究開発活動の経験を有する者、審査・審判経験者等の技術的専門性を備えた人材の専門補助職員としての採用を強化し、技術説明や先行技術文献調査、特許情報検索のデータベース整備等の業務において活用する。

(経済産業省)

③出願・審査請求等の権利化活動の適正化を促す

- i) 出願人自らが出願時・審査請求時等に出願内容の精査を行うことで特許出願戦略の向上を図る出願・審査請求構造改革を推進するために、2008年度から、各企業が自社の出願件数・海外出願比率や審査実績等の詳細な情報を加工、抽出、経年比較できる「特許戦略ポータルサイト」の利用の拡大等、企業が特許出願戦略を策定するに当たって参考となる情報の提供環境を充実する。

(経済産業省)

- ii) 企業に対し、特許出願前及び審査請求前に十分な先行技術調査を行うことにより、権利取得に至らない特許出願を削減し、質の高い特許を重点的に取得することを促す。このため、特許情報の利用環境の整備を徹底するとともに、安定した品質の先行技術文献調査がなされるよう、民間事業者による先行技術調査事業や特定登録調査機関への参入を促す。また、先行技術文献情報開示制度の運用を徹底するとともに、先行技術調査が不十分と思われるケースを出願人にフィードバックする。

(経済産業省)

- iii) 企業に対し、審査請求を行ったがその後権利化の必要性が低下したものについて出願取下・放棄制度（審査請求料の一部返還制度）の利用を促す。

(経済産業省)

④審判における審理の迅速化を図る

審査の上級審としての厳正かつ的確な審理を担保しつつ、今後増加が予想される特許の拒絶査定不服審判における審理の長期化を防止するため、審判実務の経験者を含む外部能力の活用、前置報告書による審尋の実施、まとめ審理等、審理の長期化防止のための諸施策を推進する。

また、近年の請求不成立率の上昇にかんがみ、審判請求の是非の精査、前置審査段階までに特許可能となるように適切に補正を行うこと、審判請求理由において審判請求時の補正が適法な理由等を明確かつ十分に説明を行うことなど、迅速かつ充実した審理への協力を求める。

(経済産業省)

(2) 品種登録の審査期間を世界最短水準に短縮する

種苗法に基づく品種登録出願の平均審査期間を2008年度末までに2.5年に短縮するとともに、審査の質の確保・向上を図るため、審査官の計画的確保・養成の強化、種苗管理センターにおける栽培試験の体制強化、業務の効率化を図るための登録品種のデータベースの構築、審査登録業務迅速化のための総合的電子システムの整備等を進める。

(農林水産省)

5. 利用者の利便性を高める

(1) 出願人の多様なニーズに応じた柔軟な特許審査を推進する

限られた審査資源の下で出願人の満足度を最大化するためには、出願人以外の者が権利化の動向や内容について監視する負担の増大等の影響にも配慮しつつ、権利化の時期についての出願人の多様なニーズに応え得る審査制度を整備することが必要である。このため、2008年度中に、現行の早期審査制度よりも更に早い超早期審査制度の試行を行う。

(経済産業省)

(2) 手続の柔軟性・利便性を高める

①特許法条約等への早期加入に向けた準備を進める

手続を簡素化し、また出願人の手続上のミスの救済等を認めることによって産業財産権制度をよりユーザーにとって利用しやすいものにする特許法条約や「商標法に関するシンガポール条約（仮称）」への早期加入に向け、条約に適合した詳細な手続の明確化やシステム開発設計等の必要な準備を進める。

(外務省、経済産業省)

②料金支払い手続の柔軟性・利便性を高める

i) 産業財産権に関する出願料等の手数料の納付について、銀行口座からの自動引落としによる決済を2008年度中に実現する。また、クレジットカードを活用した決済について、他の公金に関するクレジットカード決済の導入状況等を踏まえて検討し、早期に所要の措置を講ずる。

(経済産業省)

ii) 産業財産権に関する特許料・登録料等の納付時期の途過による権利失効を防止するため、2008年度中に、権利者の申出により、個別に納付書を提出することなく、引落としの事前通知をした上で、予納口座等からの特許料・登録料等の引落としを可能とする制度を導入する。

(経済産業省)

③微生物等の寄託制度の運用を円滑化する

特許微生物寄託制度をユーザーにとって利用しやすい制度とするために、2008年度から、寄託機関とユーザーそれぞれの責務の明確化等、安全を確保しつつ円滑な運営を図る方策等の特許微生物寄託制度の改善策について検討を行い、その結果に応じて必要な方策を講ずる。

(経済産業省)

(3) 特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する

i) 研究開発活動において特許情報の利用を促進しイノベーション創出を加速しつつ、特許取得の予見性を高めて効果的・効率的に先端技術を保護するた

め、特許電子図書館（IPDL）が大学等の研究者にとって利用しやすいものとなるよう、2008年度から特許審査において利用された先行技術を示す引用文献情報を充実する。また、2008年度から、特許分類に慣れていない研究者が簡単に検索できるようにするためのシステムについての研究開発を推進する。

（経済産業省）

ii）特許電子図書館（IPDL）において提供される海外の特許情報について、既に提供している欧米の特許情報に加え、韓国、中国の特許情報も提供すべく、2008年度から外国特許庁とのデータ交換等に関する交渉を積極的に推進する。また、2008年度中に、韓国、中国の特許情報を機械翻訳等の日本語で提供する方策について検討を行い、一定の結論を得る。

（経済産業省）

（４）知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する

我が国の知財に関連する法律などが国際的に理解され、利用されやすくするため、法改正や新規立法に適時に対応しつつ、2008年3月に再改定された翻訳整備計画に従い知財法や関連する実体法・手続法の正確かつ統一された英訳の整備を更に進めるとともに、英語による検索機能等を付加した利便性の高いウェブサイトの構築を速やかに進めるなど、利用者のニーズを踏まえた英訳の利用環境を整備する。

（内閣官房、法務省、文部科学省、農林水産省、
経済産業省、関係府省）

6. 海外出願を促進する

（１）海外の情報提供を行い海外での権利取得を促進する

①特許の海外での権利化を促進する

我が国における国内出願偏重の出願構造を改め、アジアも含めた世界的な競争に勝ち残るための戦略的な海外出願を促進する。このため、特許出願技術動向調査を実施して欧米等の出願状況などの特許情報等を提供するとともに、2008年度から、日米欧三極の特許庁で実施している審査基準に関する比較研究を推進して検討結果を日本語で公表する等、海外における権利取得に役立つ

情報の提供を推進する。

(経済産業省)

②商標の海外での権利化や事後的対応を支援する

i) 海外において我が国の地名、品種名、普通名称、著名商標が商標登録されている問題に関して、我が国企業等の円滑な海外展開を促進するために、2008年度から、関係省庁が連携して日本企業及び地方自治体等に対し、外国における商標出願手続についての情報提供や相談会、講習会の開催等を積極的に行い、当該国における早期権利化を支援する。また、我が国の地名、品種名、普通名称、著名商標が海外で出願又は登録された場合の対応策を具体的に説明したマニュアルを作成し、日本企業等に幅広く配布する。

(農林水産省、経済産業省、関係府省)

ii) 海外で商標権を取得する出願人の手続負担を軽減し海外での権利取得を支援するため、日米欧の三極特許庁間で相互に受入れられる指定商品・役務表示のリスト（三庁リスト）の拡充を図るとともに、三庁リストの他諸国への普及に向けた措置を講ずる。

(経済産業省)

③植物新品種の海外での権利化を促進する

我が国の登録品種が海外に無断で持出され、その収穫物が日本に逆輸入される問題が顕在化していることから、植物品種に関する海外での権利取得やその活用を促進するため、諸外国における品種保護制度に関する情報収集・提供の充実など、海外における育成者権の積極的な取得・活用を促進するために必要な措置を講ずる。

(農林水産省)

(2) 大学等・TLOによる海外出願を支援する（再掲）

基本特許の国際的な権利取得を促進するため、科学技術振興機構（JST）による大学やTLOの海外特許出願経費支援を活用するとともに、外国出願に基づく優先権主張を伴う国際的な特許出願を支援の対象としていることを含め、支援制度を広く周知する。

(文部科学省)

(3) 中小・ベンチャー企業による海外出願を支援する

外国出願に関する現行の支援制度についてはその活用を促進するとともに、2008年度から創設された都道府県等の中小企業支援センターを通じた出願費用助成制度の充実を図り、中小企業の外国出願を支援する。

(経済産業省、関係府省)

7. 技術流出を防止する

(1) グローバル化・情報化の進展による技術流出リスクに対応する

グローバル化・情報化の進展により技術流出リスクが増大していることに適切に対応するため、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方策について総合的に検討し、2008年度中に結論を得る。

(経済産業省)

(2) 戦略的なノウハウ管理のための環境を整備する

- i) 不正競争防止法や営業秘密管理指針等の周知・普及を通じて、企業に適切な営業秘密管理を促す。食品産業における意図せざる技術流出に関する意識啓発と知識の普及を図るために、2008年度から、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」の周知・普及を行う。

(農林水産省、経済産業省)

- ii) 先使用権制度が有効に活用されることにより、企業が本来秘匿すべきノウハウまで防衛的に特許出願する必要がなくなるよう、先使用権制度ガイドライン(事例集)「先使用権制度の円滑な活用に向けて」を活用して先使用権制度の周知を図り、事業戦略に応じて国内外に特許出願し権利保護を図るかノウハウとして秘匿するかを選択するなど、戦略的なノウハウ管理を促す。

(経済産業省)

(3) 大学等における輸出管理を強化する

大学・研究機関等が国際的な共同研究等を行うに際しては、外国為替及び外国貿易法に基づく技術提供管理等を効果的に行うことが必要である。こうした観点から、大学等における効果的な輸出管理の参考に資することを目的として大学等が組織的に実施すべきこと等を取りまとめた「安全保障貿易に係る機微

技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」の周知徹底や研究者向けの「安全保障貿易管理ハンドブック」の配布、説明会の開催等を通じ、大学等における輸出管理を強化する。

（文部科学省、経済産業省）

Ⅱ．模倣品・海賊版対策を強化する

1．外国市場対策を強化する

(1) 国際的な法的枠組みを構築し活用する

①「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す

我が国が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」について、米欧などとの集中的な協議が開始されたことを踏まえ、一層国際的な関心を高めるとともに、関係国・地域との協議において、方針や見解を迅速かつ明確に示し、議論をリードし、関係省庁が一体となって、早期の実現に向けた取組を加速する。

〔 警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省 〕

②自由貿易協定（F T A）／経済連携協定（E P A）等を活用する

自由貿易協定（F T A）／経済連携協定（E P A）や投資協定などの二国間・複数国間協定に、知的財産権の実効的なエンフォースメントの確保のための条項を盛り込むよう積極的に交渉する。また、エンフォースメントも含めた実際の執行状況等について協定上のメカニズムの場等を利用してレビューを行う。

〔 警察庁、外務省、財務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、関係府省 〕

(2) 侵害発生国・地域への対策を強化する

①在外公館等の機能を強化する

- i) 在外公館において模倣品・海賊版対策を我が国外交上の重要施策と位置付け、模倣品・海賊版被害を受けている我が国の企業を迅速かつ効果的に支援するため、大使自ら相手国政府に対して働き掛けを強力に行うなど取組の強化を図る。また、支援活動を実施した際には事案の概要を本国にフィードバックするとともに、必要に応じ、本省は当該事案を政府間協議の場においてとり上げるなどを通じ更なる働き掛けを行う。

（外務省、関係府省）

- ii) 迅速かつ適切に企業からの海外での権利取得や権利行使に関する相談に応

じ、対応方法や手続に関する助言などの具体的な支援を行うため、各地域の知財担当官の専門性向上、在外公館の知財担当官会議における在外公館と日本貿易振興機構（JETRO）その他関係機関との役割分担の在り方といった連携のための方策についての検討などを通じ、在外公館やJETROの相談・支援機能を強化するとともに、取組を効果的に推進する。

（外務省、経済産業省）

②侵害発生国・地域に対し具体的要請を行う

アジア諸国などの侵害発生国・地域に対し、デザイン模倣対策の強化、執行の強化、再犯防止の強化、周知商標の認定促進、水際における権利者負担の軽減、国際郵便における我が国の輸入制限の周知徹底及び当該郵便の引受検査の徹底等、具体的な制度改善や取締りの実効ある強化などについて、閣僚レベルを始め様々なレベルにおいて、また官民合同ミッションの派遣などを通じ、強力に要請する。

（総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省
経済産業省、国土交通省、関係府省）

③侵害状況調査制度を活用する

海外における我が国企業の知財権侵害による被害の重大性にかんがみ、「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」を活用し、事業者からの申立に基づく調査を実施し同調査の結果を踏まえて二国間協議等を行う。

（外務省、経済産業省、関係府省）

④コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）等の活用を促進する

海賊版の摘発活動を容易にするため、コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）の周知・普及やCJマークに係る商標登録国の拡大、調査・摘発活動を支援する。また、国内外における摘発活動の際の真贋判定を容易にするため、権利者・権利者団体や製造業者・流通業者に対し、その有効性を検証しつつ、偽造防止技術の活用を奨励する。

（警察庁、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省）

(3) 国際的な連携を強化する

①諸外国・地域との連携を強化する

侵害発生国・地域への働き掛けなど模倣品・海賊版対策に関する各種取組を効果的に推進するため、以下の取組などを通じ、諸外国・地域との連携を強化する。

- a) 首脳間・閣僚間を始めとする日米間の二国間協議などを積極的に活用するとともに、第三国における知財保護に関する情報交換の推進などを通じ、米国との連携を強化する。
- b) 首脳・閣僚レベルの定期・個別協議や「知的財産権に関する日・EU対話」などを積極的に活用するとともに、第三国における知財保護に関する情報交換の推進などを通じ、EU及び欧州各国との連携を強化する。
- c) 「日中ハイレベル経済対話」「日中経済パートナーシップ協議」などを活用し、知財権の保護・運用の強化を働き掛けるとともに、中国との対話と協力を強化する。

(外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

②多国間の取組をリードする

主要国首脳会議（G8サミット）を始めとして、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力会議（APEC）、アジア欧州会合（ASEM）、世界貿易機関（WTO）、世界知的所有権機関（WIPO）、世界税関機構（WCO）などの国際機関・フォーラムにおいて、模倣品・海賊版問題が首脳を始めハイレベルで取り上げられるよう準備や働き掛けを行うとともに、以下のような加盟国・参加国の間における協力や取組を積極的に推進する。

- a) G8サミット・プロセス及びG8知財専門家会合を積極的に活用し、税関当局間における情報の交換・共有するための国際的ネットワークの構築、途上国への技術支援、啓発活動などを推進し、主要先進国間における連携を強化する。
- b) OECDによる模倣品・海賊版対策プロジェクトについて、デジタル・コンテンツに対する海賊行為に係る報告書の取りまとめに向け、諸外国と連携しつつ議論を推進する。
- c) APECにおいて、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づき新たに策定された「知的財産権に関する能力構築ガイドライン」を含

む関連ガイドラインを周知するとともに、同ガイドラインに沿った取組、各国・地域における知的財産権サービスセンターの早期設置の働き掛け、植物品種保護に関するセミナーの実施に向けた取組などを推進する。

- d) A S E Mにおいて、A S E M関税局長・長官会議での議論等を通じ、エンフォースメントを含む知財権保護のための活動を推進する等、アジア・欧州間での協力を強化する。
- e) W T Oの対中国経過的レビューメカニズムや貿易政策検討制度（T P R M）などを積極的に活用し、アジア諸国・地域に対して模倣品・海賊版の取締りを強化するよう要請するとともに、T R I P S理事会におけるエンフォースメントの議論に積極的に参加する。
- f) W I P Oにおいて、エンフォースメント諮問委員会の場合などを活用し、模倣品・海賊版問題を主要議題として採り上げ、積極的に議論を推進する。
- g) 税関の国際機関であるW C Oにおいて、知的財産侵害物品の水際取締りに関する基準（S E C U R E）の策定に向けた議論に積極的に参画するとともに、W C Oに加盟する途上国が当該基準を充たすことが可能となるよう、W C Oによる能力構築（キャパシティビルディング）を支援する。

（外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省）

③当局間の連携を強化する

- i) 侵害発生国・地域を含む外国関係当局（権利付与官庁、警察当局、税関当局、行政取締当局、司法当局）との連携を具体的に強化するため、日常的な情報交換に加え、相互支援協定などの締結や当局間での定期協議などを推進する。

（警察庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）

- ii) 日中韓の税関当局による3か国会議の活用、税関相互支援協定の締結推進及び同協定の枠組みを通じた情報交換などを通じ、侵害発生国・地域を含む外国税関当局との連携を強化する。また、侵害発生国・地域の税関当局に対し、模倣品・海賊版の郵便物による輸出の取締りを要請する。更に、郵政当局は、万国郵便連合（U P U）を通じて、侵害発生国・地域を含むすべての同連合加盟国郵政庁に対し、郵便物の引受検査の徹底等による知的財産侵害物品の国際郵便による送達防止への協力を要請する。

（総務省、外務省、財務省）

(4) 外国市場対策に関する基盤を整える

①模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する

2003年8月に決定されたODA大綱を踏まえ、個別の援助計画において必要性及び優先度に応じ開発途上国の知財制度の整備・執行の強化を支援する。また、模倣品・海賊版対策に積極的に取り組むアジア諸国の政府関係者や民間の団体・企業等に対し、各府省が実施している知財権の保護に関する能力構築を、「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」（模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定）に基づき、我が国企業と協力しつつ、関係府省や国際協力機構（JICA）、JETROなどの関係団体が協調して実施し、年度終了後に事業内容のレビューを行う。

〔 警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省 〕

②模倣品・海賊版対策に関する情報発信を強化する

2008年度において、関係府省の連携を確保しつつ、各種協議や国際会議などを通じ、我が国の模倣品・海賊版対策に関する制度や取締実績、官民による取組事例などについて、積極的に諸外国・地域に紹介する。また、対策に関する相互理解の促進、透明性向上という観点から、取締実績など取組の実施状況に関する情報の整理・公表について、その状況を勘案しつつ、諸外国・地域の政府に対して働き掛ける。

〔 警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省 〕

③模倣品・海賊版の被害の実態を調査する

海外市場における我が国企業の模倣品・海賊版の被害が未だ深刻であることにかんがみ、模倣品・海賊版による被害の実態などを調査・分析し、その結果を広く公表するとともに、国際交渉にも活用する。また、我が国の企業が侵害国において訴訟提起などの権利行使をするために必要なノウハウなどの情報を収集し、資料としてまとめ、企業に配布する。

（外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

２．水際での取締りを強化する

（１）税関による水際取締りを強化する

税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執ること等を明確化している通達に沿って、税関は水際における取締りを強力に推進するとともに、侵害認定について、状況により専門委員制度を活用する等、厳正化を図る。また、模倣品・海賊版に係る水際取締りの実効性の確保及び流通の抑止効果という観点から、税関による差止状況、国内の取締状況、模倣品・海賊版による被害状況、個人使用目的による模倣品・海賊版の輸入・所持の規制に関する諸外国の動向などについて、関係府省が連携し、情報の収集・分析に努める。

（警察庁、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省）

（２）税関の体制を強化する

①法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行う体制を整備する

i) 法律的・技術的専門性を伴った侵害判断が可能となるよう、税関における専門委員制度について、同制度の運用指針を周知するとともに、税関職員の専門性向上などを図りつつ、制度の適切な運用を徹底する。

（財務省）

ii) 関税法に基づく侵害認定手続期間内に裁判所の仮処分命令があった場合、特段の事情がない限り当該命令における侵害判断と同一の侵害判断に基づいて税関長による侵害認定が行われていること、及び水際における迅速な救済の必要性にかんがみ、裁判所には、仮処分命令が迅速になされるよう訴訟運営面での対応が望まれる。

②税関による水際取締りの推進体制を強化する

並行輸入や個人輸入と偽った輸入、個人による郵便物などの小口貨物を利用した輸入等、税関における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止件数が年々増加しており、また国内において偽ブランド品や海賊版が未だ氾濫している現状にかんがみ、模倣品・海賊版の輸入を強力に取り締まるため、税関の検査設備や情報システムの強化、必要な税関職員の確保、税関職員の能力の向上、知的財産侵害物品の輸出入取締りに関する十分な情報の収集・蓄積・共有を進

め、より効果的かつ強力に税関による取締りを推進するための体制を強化する。
(財務省)

③水際取締りに関する手続の利便性を向上させる

2008年度において、差止申立書の必要提出部数が削減された新たな差止申立制度を周知するとともに、権利者による制度の積極的な活用及び税関に対する十分な情報提供を促す。また、税関による侵害認定手続において、権利者への負担軽減の観点から、同手続の簡素化措置の積極的な活用、遠隔地に所在の手続当事者に対する電子メールによる知的財産侵害疑義物品の画像送付など、手続利用者の利便性向上に配慮した取組を推進する。

(財務省)

3. 国内での取締りを強化する

(1) 警察による取締りを強化する

模倣品・海賊版の密売などにより不正な利益を得ている犯罪組織の実態を的確に解明するとともに、商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度の活用等様々な捜査手法を駆使し、不正商品対策協議会などの民間団体と連携強化を図りつつ、模倣品・海賊版の販売事犯の取締りを強化する。また、犯罪収益の剥奪、模倣品・海賊版の入手ルートなど仕出国・地域に関する調査などを推進する。

(警察庁)

(2) 育成者権の侵害対策を強化する

種苗管理センターにおける品種保護対策役（品種保護Gメン）の活動を強化し、国内外における権利侵害の実態調査や侵害の判定等を支援するための品種類似性試験（比較栽培、DNA分析）を実施する。また、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物、加工品の栽培、保管、販売等の状況を調査・記録するとともに、その証拠品を寄託し、育成者権侵害の立証を支援する。

(農林水産省)

(3) 劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を強化する

「映画の盗撮の防止に関する法律」について、その周知徹底、映画関係事業

者による映画の盗撮防止の自助努力、違反行為の取締り等、官民挙げて劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を推進する。

(警察庁、文部科学省、経済産業省、関係府省)

4. インターネット上での対策を強化する

(1) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する

- i) 2008年度中に、著作権法において、インターネットオークションへの出品など海賊版の広告行為自体を権利侵害とすることについて検討し、必要に応じ法制度を整備する。

(警察庁、法務省、文部科学省、関係府省)

- ii) 権利者が権利侵害品の出品を確認しオークション事業者に通報がなされた場合には、権利者・オークション事業者間の適切な責任分担に基づき違法出品の削除や出品者情報の開示の措置が迅速に行われるよう、関連するガイドラインを周知し運用を促進する。また、侵害行為への権利者・事業者による迅速な対応がなされるよう更なる対策の検討を行い、必要な措置を構ずる。

(警察庁、総務省、関係府省)

- iii) 特定商取引法の規制対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」や「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を踏まえ、同法に違反する販売業者に対する法執行を強化する。また、模倣品・海賊版の出品状況や被害の実態を踏まえて関連する通達や同準則を見直し、必要に応じ改定を行う。

(経済産業省)

- iv) 官民協力の下、権利者及びオークション事業者による「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」などを通じた以下の取組を推進する。
 - a) 違法な出品を防止するため、オークション事業者による正確な本人確認を促進する。
 - b) 模倣品・海賊版をオークションサイト上から一掃するため、「知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」の運用などを通じた自主削除の強化など、オークション事業者及び権利者が一体となった自主的取組を促進する。
 - c) 模倣品・海賊版の出品・購入を防止するため、協議会のウェブサイトを積極的に活用することなどを通じ、出品者及び消費者への啓発活動を強化

する。また、権利者及びオークション事業者双方に対し、協議会への更なる参加を促す。

(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

vi) 警察による以下の取組を推進する。

- a) 権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」を効果的に活用し、オークションサイトを通じた模倣品・海賊版の取締りの効率化及び強化を図る。
- b) オークション事業者の実態把握を促進し、出品者の本人確認等古物営業法に定める遵守事項などについての指導を徹底するとともに、違法出品者の取締りを強化する。
- c) インターネットオークションを含むインターネットを利用した知的財産権侵害事犯に対し、買受け捜査による取締りを強化するとともに、積極的な事件広報を実施し、サイバー空間における知的財産権侵害事犯の抑止を図る。

(警察庁)

(2) インターネット上の海賊行為への対策を強化する

①海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける

海外の動画共有サイトに掲載されている我が国のコンテンツビジネスを阻害するような違法コンテンツを円滑に排除し、コンテンツの流通を促進するよう、2008年度において、日本のコンテンツ事業者が容易に排除を要求できる枠組みや技術的手段の導入などについて、官民挙げて対象国に要請するなどし、その結果を取りまとめる。

(内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

②違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組を推進する

- i) 2008年度から、W i n n y等のファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなど電気通信事業者と権利者団体が連携した侵害行為を排除する仕組みづくりを支援する。

(警察庁、総務省、文部科学省)

- ii) ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯に対し、著作権団体との連

携を強化し、効果的な取締りを実施する。

(警察庁)

iii) コンテンツ提供事業者に対し、適法配信サイト識別マークの付与や違法コンテンツ排除のための技術的手段の活用を促す

(総務省、文部科学省、経済産業省)

5. 模倣品・海賊版に関する国民の理解を促進する

(1) 取締等に関するデータ・情報の積極的公表を図る

国民の関心が高い模倣品・海賊版対策について、その理解を促進するという観点から、国内取締、水際取締などに関連するデータ・情報について、分かりやすさ、アクセスの容易さ及びデータの利便性などに十分配慮しつつ、ウェブサイトなどにおいて積極的に公表する。

(警察庁、法務省、財務省、農林水産省、関係府省)

(2) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する

権利侵害事犯の特徴等について事例を紹介したり、様々な機会を捉えて模倣品・海賊版の問題をとり上げたりする等、模倣品・海賊版が社会悪であることを明確にするとともに、その氾濫が社会にもたらす悪影響について訴求し、政府が推進している模倣品・海賊版対策についてセミナーの開催などを通じて周知する。

また、このような訴求などにより国内外において模倣品・海賊版の購入をしない適切な消費行動につなげることが重要であるという認識の下、消費者の意識向上を図るための戦略的かつ効果的な啓発活動を関係省庁が一体となって展開する。

(内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

(3) 企業経営での模倣品・海賊版対策の重要性に関する理解を促進する

2008年度において、模倣品・海賊版が企業経営に与える悪影響の分析、企業による先進的な模倣品・海賊版対策取組事例の研究などを通じ、模倣品・海賊版対策の企業経営への貢献に関する検証を実施する。また、同検証の結果

を広く周知することにより、企業経営層を中心に模倣品・海賊版対策の重要性に対する理解を促進する。

(経済産業省)

6. 模倣品・海賊版対策に関する連携体制を強化する

(1) 政府内の連携を強化する

外国市場対策、水際・国内での取締りなど模倣品・海賊版対策の推進に関し、関係府省が一体となって対策を推進するため、以下の取組などを通じ、関係府省の連携を強化する。

- a) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口は、ウェブサイトによる情報提供を行い、権利者や企業などからの相談に対し、関係府省の連携を確保しつつ、迅速に対応するとともに、「総合窓口年次報告書」を作成する。
- b) 知的財産侵害事案に関する税関当局や国内取締機関からの照会について、知的財産制度を所管する省庁において迅速に回答する等、強力な取締りを推進するための協力体制を強化するとともに、関係府省間において積極的な情報共有を図る。
- c) 各種施策については、関係府省間で相互に調整を行うとともに、「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を機動的に開催し、政策調整を密に行い、総合的に実施する。

内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、
財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省

(2) 官民・民民の連携を強化する

- i) 侵害発生国・地域への働き掛けや啓発活動等模倣品・海賊版対策を効果的に推進するため、以下の取組を始めとした様々な取組を通じ、官民・民民の連携を強化する。
 - a) 官民合同ミッションの派遣を始め、国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通促進機構、不正商品対策協議会、日本関税協会知的財産情報センターなどの民間団体や我が国企業の内外における模倣品・海賊版対策に関する活動を支援する。
 - b) 企業間における模倣品・海賊版に係る情報共有、複数企業が共同した対

策の実施、国内外の関係当局による効果的な摘発のための企業による情報提供を促進する。

- c) 企業等を対象にした模倣品・海賊版対策のためのセミナーを全国各地で開催する。

〔 警察庁、外務省、財務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、関係府省 〕

- ii) 権利取得や模倣品対策の助言、個別案件の相談や関係府省への連絡、侵害国政府当局への要請など、企業の相談に応じるため、JETRO、日本商工会議所、日本弁護士連合会、弁護士知財ネット、日本弁理士会、日本関税協会知的財産情報センター及び発明協会で構築した「ニセモノ相談ネット」の積極的な活用を促進する。

(経済産業省、関係府省)

第3章 知的財産の活用

I. 知的財産を戦略的に活用する

1. オープン・イノベーションに対応した知財戦略を促進する

(1) 様々な知的財産の融合によるイノベーション創出を促進する

様々な企業や大学等に分散する技術や人材を有効に組み合わせ総合プロデュースして新たなビジネスモデルを創造することを促すため、これを後押しするイノベーション創造機構（仮称）の創設に必要な措置を2008年度中に講ずる。

（経済産業省、関係府省）

(2) 企業における知財戦略の高度化を促進する

①未利用の知的財産の活用を促進する

2008年度から、工業所有権情報・研修館等に登録された開放特許の活用例及び民間の事業者が手がけた知財仲介事業の成功事例の公表を行う。

また、企業や大学等に対し、効率的な知財管理の観点から企業や大学等が保有している産業財産の定期的な棚卸し・再評価を奨励するとともに、他者へのライセンスや売却など開放意思のある未利用特許等については、企業等の独自のウェブサイト、工業所有権情報・研修館の特許流通データベース、科学技術振興機構の研究成果展開総合データベース等を用いて公開することを積極的に促す。

（文部科学省、経済産業省）

②共有特許の扱いについて調査・分析を行う

2008年度から、共同研究成果に係る特許権について、共同出願を行う場合や権利化された後に共有にする場合に、特許法第73条の規定が特許流通・技術移転の阻害要因となり得るかどうか等の現状を調査・分析し、必要に応じて制度整備を行うとともに、大学・TLOや企業に対して調査・分析結果の情報提供を行う。

（経済産業省）

③オープン・イノベーションに関する取組事例を公表する

2008年度から、オープン・イノベーションに関する国際シンポジウムの開催やオープン・イノベーションに関する取組事例の公表により、オープン・イノベーションに即した知財戦略の構築と実践を促す。また、大企業のベンチャー活用に関する成功事例を収集・公表し、大企業とベンチャー企業の連携によるイノベーション促進を図る。

(経済産業省)

④企業発ベンチャー設立やM&Aにおける知財上の課題を整理する

2008年度から、スピンアウト・カーブアウト等の企業発ベンチャー設立やM&Aを行う際の知財上の課題について調査・分析し、必要に応じて留意点等を周知する。

(経済産業省)

⑤知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針の周知を図る

2008年度において、企業が技術に係るライセンス契約を交渉・締結する際に、独占禁止法上の問題の有無について容易に判断できるよう、2007年9月に策定された「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の周知・徹底を図る。

(公正取引委員会)

(3) 知的財産経営のための社内体制を整備する

①C I P Oや知的財産担当役員の設置を促す

企業において、経営トップ自ら知財戦略のリーダーシップを発揮するとともに、知財部門の責任者を経営の中核に据えて、特許、意匠、ノウハウ、ブランド、コンテンツ等の知財戦略を統一的な見地から策定・実行することにより、知財を有効に活用した経営を強力に推進していくよう促すべく、企業における最高知財責任者（C I P O）や知財担当役員の設置を奨励するとともに、2008年度から、知財担当者に対して経営・事業に関する知見の習得を奨励し、経営・事業に携わる者に対して知財マネジメントの習得を奨励する。

(経済産業省)

②知的財産戦略担当部門のバリューセンター化を奨励する

2008年度から、企業の知財戦略担当部門に対して、紛争対応や自己事業の防衛などリスク回避に加え、知財を活用した事業モデルの実現を支援し収益の拡大を図るなど、事業強化のために知財の価値を高める「バリューセンター」への発展を奨励する。

(経済産業省)

③知的財産に関する情報開示による企業価値の向上を促進する

i) 「知的財産情報開示指針」、「知的資産経営の開示ガイドライン」等を踏まえて、知的財産報告書など知財の活用に関する報告書（以下、「知的財産報告書等」という。）の作成企業が80社を超えたところであるが、今後も企業に対して知的財産報告書等の普及・啓発を行うとともに、各企業の知財経営に関するIR・PR情報が広くかつ正確に評価されるよう、株主、取引先や消費者等のステークホルダー及び金融・証券市場等に対する知的財産報告書等の普及・啓発を強化する。

(経済産業省)

ii) 研究開発・特許関連情報の有価証券報告書等における開示の在り方について検討を行い、必要に応じその明確化を図る。

(金融庁、経済産業省)

④企業グループ内における国際的なライセンス活動を円滑化する

i) 企業グループ内における適切なライセンス活動を促進するため、企業に対し、海外子会社等にライセンスする知財（特許、商標、ノウハウ等）についての取引条件を明確にした契約の締結を促す。

(経済産業省)

ii) 2008年度において、企業が海外子会社等に対し知財のライセンス等を行う場合、移転価格税制を考慮し、当該知財に係るライセンス料等について「移転価格指針（事務運営指針）」や「参考事例集」等に基づく適正な独立企業間価格の算定を行い、当該価格による取引を行うよう促すとともに、適正な独立企業間価格について税務当局に事前確認する事前確認手続の周知を図り、企業等による利用を促進する。

(財務省、経済産業省)

(4) 知的財産流通市場を活性化する

①知的財産流通の担い手を育成する

技術移転・特許流通の専門家養成、専門家のネットワーク化などを目的とした国際特許流通セミナーや特許ビジネス市の開催、知財権取引業者のデータベース化及び公開等により、知財取引業の育成支援を実施する。また、知財信託制度や知財の価値評価等に関する知識や知財をビジネスに活用するための交渉能力を備えた人材が育成されるよう、知財信託等の事例の公表などを通じて知財流通業務の魅力をPRし、優秀な人材の参入を奨励する。

(経済産業省)

②実施許諾の意思の登録制度の導入を検討する

2008年度から、特許流通の活性化や未利用特許の有効活用を促進するため、特許権者が当該発明について第三者への実施許諾の意思がある旨を特許原簿等に登録できるライセンス・オブ・ライト (License of Right) 制度の導入について検討を行い、必要に応じて制度整備を行う。

(経済産業省)

③通常実施権等の登録制度の普及を図る

特許出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創立や通常実施権等に係る登録事項の開示を一定の利害関係人へ限定する等の改正内容を含む「特許法等の一部を改正する法律」(2008年4月成立)の施行に向け、改正後の通常実施権等登録制度の普及を図る。

また、「当然保護制度」の導入可否の検討を見据え、産業界からの要望、我が国の法体系との兼ね合い、国際的な制度調和の観点等を考慮しつつ、2009年4月に施行を予定している改正後の通常実施権等登録制度の運用状況、知財権の流通実態、知財権の取引に際しての契約実務の動向等の情報収集、分析に努める。

(経済産業省)

④農林水産分野における知的財産活用を強化する

- i) 機能性成分高含有の特性を持つ植物新品種等の活用を促進するため、民間企業・産地・試験研究機関による事業化のための連携体制の構築、品質面の特性維持や分別生産・流通管理に必要となる技術指導や施設整備について支援する。

(農林水産省)

- ii) 2008年度から、農林水産分野の知的財産の流通等を促進するため、農林水産・食品分野の試験研究成果、特許、育成者権等の情報を一元的に検索できる「農林水産知的財産ネットワーク」を構築し、その充実を図る。

(農林水産省)

- iii) 2008年度から、資金や情報収集・発信能力が十分でない農業者や中小企業等を支援するため、これらの者から育成者権、特許権等の管理の委託を受けた民間団体等がライセンス許諾の代行や許諾先の開拓等の業務を一括して行う方策について検討し、必要な措置を講ずる。また、新技術や種苗の活用・流通を促進するため、技術・ノウハウの管理手法の開発や特許等の許諾契約に係るマニュアルの作成等の支援を行う。

(農林水産省)

⑤知的財産信託制度を利用した知的財産の管理・運用を促進する

- i) 各種セミナーやインターネットを通じてグループ企業内信託や管理・運用型信託の事例を紹介し、知財信託制度の普及・啓発を行うとともに、利用者の参考となる信託の類型ごとのスキーム、利用のメリットや留意点等の情報提供を行う。

(経済産業省)

- ii) 地方独立行政法人化されていない公設試験研究機関等が保有する知的財産は、地方自治法の制限により信託の対象にできないため、2008年度から、産業界、大学、地方公共団体に対して、知財信託のニーズ調査を行い、必要に応じて制度整備を行う。

(総務省、経済産業省、関係府省)

⑥知的財産の価値評価の実務を奨励する

企業等が知財を活用した経営を推進し、知財の流通を促進するため、民間に

において信頼性の高い価値評価手法が確立され、知財活用の目的や経営戦略を考慮に入れた評価実務が行われるよう奨励する。

(経済産業省)

(5) 知的財産の円滑・公正な活用を促進する

① 濫用的な権利行使に対応する

知財権の権利行使の仕方によっては、産業界における自由な競争に悪影響を与え、公共の利益に反する場合等があるため、2008年度から、正当な権利行使を尊重することを大前提としつつ、民法の権利濫用の法理や米国最高裁判決（eBay 判決）等を考慮し、差止請求や損害賠償請求等の適切な権利行使の在り方について検討を行い、ガイドラインの作成等の必要な措置を講ずる。

(経済産業省)

② 不当な権利行使を取り締まる

知財権の濫用による不公正な取引方法等の独占禁止法違反について、必要な審査専門官の確保などにより知財の専門チームである「知的財産タスクフォース」の体制整備を図り、重点的に取締りを行う。

(公正取引委員会)

③ ソフトウェアの円滑な活用を促進する

2008年度から、情報経済社会の進展や国際的な議論の進展を踏まえつつ、ソフトウェア業界におけるソフトウェアの円滑な活用の観点から、ソフトウェアの保護の在り方の検討や知財上の課題の整理を行い、その円滑な活用を促進するための環境を整備する等の措置を講ずる。

(経済産業省)

④ ASP・SaaSに係る契約ルールを整備する

ソフトウェアの機能をオンデマンド方式でユーザーに供給する新たなサービスであるASP（Application Service Provider）やSaaS（Software as a Service）を導入する際の諸問題に留意するため、2008年1月に公表された「SaaS向けSLAガイドライン」や2008年4月に公表された「情報システム・

モデル取引・契約書（パッケージ、SaaS／ASP活用、保守・運用）〈追補版〉」の普及を図る。

（経済産業省）

2. 国際的な技術移転を促進する

（１）環境技術の移転を促進する

- i) 地球規模の環境問題の解決に向けて途上国等へ円滑に技術移転ができるよう、2008年度から、ODA等による環境・エネルギーに関する協力事業等を戦略的に活用する。

（経済産業省、関係府省）

- ii) 2008年度から、環境・エネルギー技術に係る知財に関連する技術移転について、成功事例を公表する。

（文部科学省、経済産業省）

（２）租税条約を活用し国境を越えた知的財産の利用を促進する

知財権等の使用料について源泉地国課税を減免する内容を含む租税条約を締結・改正していく際には、国境を越えた知財の利用を促進する目的も踏まえ、できる限り早期の合意を目指す。

（外務省、財務省）

（３）海外における権利行使・ライセンス活動を円滑化する

企業等が海外で取得した知財権について適切に権利行使を行い、ライセンス交渉や訴訟提起等の活動が円滑に実施できるよう、権利者の海外における権利行使の状況やライセンスの事例等を調査・収集し、情報提供を行う。

（農林水産省、経済産業省、関係府省）

Ⅱ．共通基盤技術の活用を促進する

1．国際標準化活動を強化する－国際標準総合戦略の実行－

(1) 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する

①企業における経営者層・管理職層の意識を改革する

国際標準戦略に関するシンポジウムの開催や日本経済団体連合会や工業会などの団体に対して団体内部における啓発活動を積極的に行うよう促すなどにより、経営者層や管理職層の国際標準に対する理解の更なる増進を図る。

(総務省、経済産業省、関係府省)

②産業界自身によるアクションプランの実行を促す

2008年度から、産業界に対し、各産業分野の特性に応じた国際標準化活動に関する「アクションプラン」の策定及びその着実な実行を促すとともに、実行状況についてフォローアップを行う。

(総務省、経済産業省、関係府省)

③国際標準化活動に関するガイドラインを公表する

研究開発戦略、知財戦略及び標準化戦略を一体的に推進するための取組、組織体制整備の参考となる事例や国際標準のビジネスへの影響を分かりやすく記載した国際標準化に関する成功・失敗事例を記載したガイドラインを2008年中に作成・公表する。

(総務省)

④多様な国際標準化スキームを活用する

企業や産業界に対し、工業会を通じた国際標準化のほか、企業の直接参加、現地法人の活用、フォーラム標準やファスト・トラック制度の活用等、種々の国際標準化スキームを戦略的に活用するよう促す。

また、情報通信分野におけるフォーラム標準化活動など国際標準化機関における標準化活動以前の活動が国際標準への獲得に大きな影響を与える分野については、企業、工業会、学会等に対し、そのような事前の標準化活動に積極的に参加するよう促す。

(総務省、経済産業省、関係府省)

⑤国際標準案等の提案及び国際議長・幹事の引受けを積極的に行う

2015年度までに国際標準案等の提案件数において欧米主要国に比べて遜色なく国際標準化活動をリードするとともに欧米並みの議長・幹事引受数の確保を実現するため、産業界、学会、大学等に対し、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）、国際電気通信連合（ITU）等の国際標準化機関における標準化活動に積極的に取り組むよう促すとともに必要な支援を行う。ISO、IECについては、2015年度までに国際標準案の提案件数を倍増させる。

また、2008年度から、経済団体連合会や工業会等の産業界における各種団体に対し、会員企業の有志による海外渡航費補助や国際会議運営費補助など、産業界自身による国際標準化活動に関する支援措置を講ずるよう促す。

(総務省、経済産業省)

(2) 国際標準化活動に対する支援を拡充する

①ワンストップ相談窓口の機能強化を図る

情報通信分野の国際標準化戦略に関する情報提供とアドバイスを行うワンストップの相談窓口として、2008年度中に、「ICT標準化・知財センター(仮称)」を設置する。また、国際標準化機関に関する情報、国際標準化活動に関する支援制度や他府省での国際標準化活動に関する取組へのリンクなどを含むよう国際標準化に関するウェブサイトを充実させるなど、ワンストップ相談窓口の更なる機能強化を行う。

(総務省、経済産業省)

②国際標準化活動参加者に対する支援策を拡充する

- i) 国際標準化支援センター等の支援機関による支援策を強化し、新任の議長・幹事等の活動支援など国際標準化活動への新規参入の促進と若手の活動支援強化の観点から支援策を拡充する。また、普及・啓発活動など、企業等における国際標準化活動への投資を促進させるための方策を講ずる。

(総務省、経済産業省)

- ii) 日本での国際標準化会議の開催により日本からの参加者が増加することに

かんがみ、産業界に対し、国際標準化会議の日本への積極的な誘致を行うよう促すとともに、会議運営ノウハウの提供や国際会議開催情報の周知など会議開催のための支援を積極的に行う。

(総務省、経済産業省)

(3) 国全体としての国際標準化活動を強化する

①研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する

国費による研究開発評価を行うための指針等において、研究成果の国際標準化が期待される分野については、国費による研究プロジェクトの事前、中間及び事後における評価の項目として国際標準化に関する取組を明確に位置付ける。

(総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

②省庁間の連携を強化する

関係府省庁の連携強化のため、「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」を開催し、関係府省における標準化に関する取組や諸外国の標準化動向などについて情報交換を行う。

(内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

③産学官の連携を強化する

産学における国際標準化活動経験者、若手研究者や技術系の学生などの将来の国際標準化活動を担う人材の交流促進や我が国政府の国際標準化活動に関する取組や支援策の周知などを行うべく、2008年度中に、学会などを活用した産学官共同のシンポジウムなどを開催する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

④企業、大学等における標準化活動に関する調査・統計の整備を図る

2008年度から、国際標準化活動に関する政策立案に資する定量データ等の収集のため、企業や大学等における標準化活動関係者数などの把握のための調査・統計の整備を図る。

(経済産業省、関係府省)

⑤環境・安全・福祉等の分野で世界に貢献する

環境・安全・福祉など、産業界による標準策定のインセンティブが働きにくい分野における国際標準化活動について政府や独立行政法人型研究機関による取組を強化するとともに、大学関係者による自主的な取組を支援するなど、国民福祉の向上と国際社会への貢献に努める。

(総務省、経済産業省、関係府省)

(4) 国際標準人材の育成を図る

①国際標準に関する検定制度を創設する

標準化に関する知識の普及や標準化業務のスキルの「見える化」を目指し、2008年度中に、標準化に関する検定制度の創設を含めた検討を行い、必要な措置を講ずる。

(経済産業省)

②国際標準化活動のリーダーを育成する

国内外の経験者の豊富かつ多様な知識及びノウハウを次世代の人材へと継承し、国際標準化活動においてリーダーシップを発揮できる人材を育成するため、以下の取組を行う。

- i) 国内外の国際標準化活動経験者を講師として「国際標準化リーダーシップ研修」や「国際会議と国際交渉実践セミナー」等の各種研修、セミナーを開催する。

(総務省、経済産業省)

- ii) 2008年中に、企業や大学に所属する国際標準化活動の経験者を次世代の国際標準化人材育成のために活用する「標準化エキスパート制度」を整備するとともに、「標準化エキスパート」を活用した人材育成プログラムを策定、実施する。

(総務省)

- iii) 理工系の学生のほか、経営系、経済系や法律系等、広い範囲の学生に対して国際標準の基礎に関する教育を提供することができるよう、標準化に関するモデル教材を作成し、大学等に対して提供することなどにより、各大学の自主的な取組を促進する。

(総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

③国際標準人材のキャリアパスを確立する

国際標準人材の公的機関での活用など民間の経験者が活躍できるような環境の充実化を図るとともに、企業、工業会、学会、公益法人、研究機関、大学等に対しては、国際標準人材に求められる多様な経験と知識や国際的な信頼獲得等の観点から国際標準化活動担当者の適切な評価・処遇を行うなど長期的なキャリアパスの確立に向けた取組を行うよう促す。

(総務省、経済産業省、関係府省)

④顕彰制度を充実する

国際標準に対する認識を高めるとともに、国際標準化活動に対するインセンティブを与えるため、2008年度から、国際標準化に貢献した個人とその活動を支援した企業（経営者）や大学等の同時表彰や国際標準化に特化した表彰制度などの国際標準化に関する顕彰制度の更なる充実に向けた取組を推進する。

(総務省、関係府省)

(5) アジア等の諸外国との連携を強化する

2008年度から、「アジア・太平洋標準化イニシアティブ」（2007年7月）に基づく活動やアジア・太平洋電気通信共同体における標準化活動への取組強化により、人的ネットワークの強化、国際標準案の共同提案等に向けた取組を着実に実行し、アジア・太平洋地域諸国との更なる連携強化を図る。

(総務省、経済産業省)

(6) 国際標準に関するルールづくりに貢献する

I S O、I E C及びI T Uにおいて共通化された標準技術に関する知財の取扱いルールの円滑な運用を図るとともに、その運用状況の情報収集を行い、必要に応じ、国際標準化機関に対する働き掛けを行う。

また、標準技術に関する知財の取扱いを明確化するための検討に積極的に取り組むべく、国際的な議論の場の構築も視野に入れつつ「R A N D条件（非差別的かつ合理的な条件）」に関連する判例及び競争政策当局の判断の動向を注視し関連する情報の収集・分析を行うとともに、2008年度中にシンポジウム

を行うなどにより収集・分析の結果の公表を行う。

(総務省、経済産業省)

2. コモンズの取組やオープンソースソフトウェアの活用を促進する

(1) コモンズの取組を促進する

2008年度から、各企業等が保有する知財権について、相互運用性の確保等によるイノベーション促進やコンテンツ・環境技術等の相互利用の促進を図るため、既存の知財権制度の利用を前提に、パテント・コモンズ、クリエイティブ・コモンズ等の自主的な取組を促す。

(文部科学省、経済産業省)

(2) オープンソースソフトウェアの円滑な活用を図る

i) オープンソースソフトウェアを活用したビジネスの更なる円滑な発展を図るため、オープンソースソフトウェアを活用する際の知財法上の留意点等について企業へ周知する。

(経済産業省)

ii) オープンソースソフトウェアのライセンス条件を取り決めたGPL v 3は、解釈上、組込み機器等での採用に障害となるとの指摘がなされているため、2008年度から、ビジネスの実態を踏まえ、産業界に混乱が生じないようGPL v 3の解釈上の問題を整理する。

(経済産業省)

iii) ソフトウェアの政府調達を促進するため、2007年8月に公表された「ソフトウェアに係る日本版バイ・ドール制度に係る運用ガイドライン」の普及を図ることによって関係府省における政府調達を促進するとともに、2008年度から、オープンソースソフトウェアを含めた多様なソフトウェアの活用を政府で進展させるため、オープンな標準に基づくソフトウェアの調達を促進するための技術参照モデル (Technical Reference Model) を作成し、関係府省における利用を促す。

(経済産業省、関係府省)

Ⅲ. 中小・ベンチャー企業を支援する

1. 中小・ベンチャー企業に対する相談・情報提供機能を強化する

(1) 中小・ベンチャー企業に対する相談機能の強化

①企業訪問型相談業務を実施する

- i) 2008年度から、これまでの待ち受け型相談業務に加え、窓口に出向けない利用者や自社設備を前にした相談を求める利用者等の要望に応えるため、企業OB等の知財専門家が直接中小企業等を訪問して知財の取得から活用までの全般にわたる相談に応じる体制を構築する。

(経済産業省)

- ii) 特許庁の専門職員が中小企業を個別に訪問してその相談に応じる体制を強化する。またこのような取組を通じて得られた中小企業の疑問や要望をQ&A集等の形で積極的に広報するとともに、中小企業に対する支援策等の見直しに反映させる。

(経済産業省)

②研究開発前から知財を意識させるための支援体制を充実する

中小・ベンチャー企業が研究開発前から知財を意識することによって無駄な研究開発や出願を回避するため、2008年度から、特許情報活用支援アドバイザー、特許流通アドバイザーに加え弁理士等の専門家がニーズに応じて直接企業を訪問し、特許電子図書館（IPDL）を活用しつつ、研究開発戦略や出願戦略についての的確なアドバイスを行う体制を構築する。

(経済産業省)

③「知財駆け込み寺」の相談機能を強化する

全国の商工会・商工会議所に設置されている「知財駆け込み寺」について、2008年度において、各駆け込み寺に対するニーズを調査した上で、相談員（経営指導員）がこれに対応するために必要な知識の取得ができるように的確な内容のセミナー等の開催や資料の作成・配布を行う。

(経済産業省)

(2) 弁理士・弁護士に関する公表情報の活用を促進する

- i) 2007年度改正弁理士法に基づき、主要取扱分野など公表すべき弁理士情報が定められたことを踏まえ、これらの情報について相談受付け窓口である「知財駆け込み寺」等の諸機関に周知し、その活用を促進する。

(経済産業省)

- ii) ユーザーがニーズに合った知財に強い弁護士を選ぶことができるよう、「弁護士知財ネット」や地方公共団体等の第三者機関において、専門分野や実績、ユーザーからの評価情報等を整備し、可能な情報は開示するよう奨励する。

また、日本弁護士連合会が2007年に導入した「弁護士情報提供制度」については、未整備である地域における導入を促すとともに、知財権ごとの取扱分野や取扱事件などに関する情報を始め、弁護士のプロフィール、活動歴、著作・論文、研修講師・受講歴等の利用者が弁護士を選択するに際し有用な情報を任意で開示するなど、同制度を一層整備・拡充するよう奨励する。

(法務省)

(3) 知的財産権侵害対策を強化する

- i) 2008年度から、大企業による知財権侵害のおそれがある場合において、中小・ベンチャー企業が「知財駆け込み寺」等を通じ行政当局に相談しやすい体制を整備する。

(経済産業省)

- ii) 2007年度において作成された、法令違反や望ましくない取引慣行等の知財に関する事例を提示した業界別指針や、下請法の規制内容について、パンフレット等の配布や親事業者に対する講習会等を活用し引き続き周知するとともに、知財権に関連する下請法違反被疑行為に係る情報の収集を効果的に行うため、親事業者及び下請事業者を対象とした書面調査の内容を改善する等必要な措置を講ずる。

(公正取引委員会、経済産業省、関係府省)

- iii) 大企業が中小企業の知的財産権を尊重する意識を促進させるため、引き続き日本経済団体連合会の「知的財産権に関する行動指針」の周知徹底を図るとともに、中小・ベンチャー企業が共同研究などにおいて巧みな契約により取引先から技術を取り上げられないよう留意することも含め、2008年3月に策定された「中小・ベンチャー企業の知的財産戦略マニュアル」

の周知徹底を図る。

(経済産業省、関係府省)

iv) 海外における模倣品・海賊版被害に対し中小・ベンチャー企業が迅速に対応できるよう、侵害調査に関する助成を行う。

(経済産業省)

(4) 支援機関の取組の周知・連携を促進する

利用者が相談先を選択する際の有用な情報となるよう、中小企業・ベンチャー総合支援センター、知的所有権センター等の支援機関ごとの取組をPRするとともに、相談の内容やレベルに応じた適切な支援を行うことができるよう、地方公共団体等が中心となって支援機関による連絡会を設立するなど支援機関が相互に密接な連携するよう促す。

(経済産業省、関係府省)

(5) 中小・ベンチャー企業の優秀な技術を顕彰する

中小・ベンチャー企業による知財の創造、保護、活用を一層活発化させるとともに我が国の産業競争力の強化を図るため、国民経済の高度化や産業の発展、画期的な技術革新等に貢献した技術を有する企業や知財の活用に優れた企業を広く顕彰する。

(経済産業省、関係府省)

(6) 中小・ベンチャー企業の経営者や支援人材に対する研修等を充実させる

中小企業大学校等において、中小・ベンチャー企業の経営者やそれを支援する中小企業診断士、商工会・商工会議所の経営指導員、地方公共団体の職員等に対し知財研修等を行うとともに、研修成果等の確認のための知財管理技能検定の受検を奨励する。

(経済産業省)

2. 中小・ベンチャー企業の負担軽減に向けた取組を強化する

(1) 中小・ベンチャー企業による海外出願を支援する（再掲）

外国出願に関する現行の支援制度についてはその活用を促進するとともに、

2008年度から創設された都道府県等の中小企業支援センターを通じた出願費用助成制度の充実を図り、中小企業の外国出願を支援する。

(経済産業省、関係府省)

(2) 特許の取得・維持の負担軽減策を検討する

2008年度中に、中小企業等が内外における特許の取得・維持にかかる費用の実態について多面的に分析し、その負担軽減のための方策等を検討し、結論を得る。

(経済産業省)

(3) 現行の支援制度の利用を拡大する

i) 中小企業支援策の利用拡大に向けた周知、普及方策を検証し、問題点を明らかにした上で、2008年度から、各支援制度を必要としている中小企業出願人に個別にパンフレットを配布するなど支援施策の内容がこれを必要とする中小企業等に的確に伝えられる仕組みを強化する。

(経済産業省)

ii) 先行技術調査支援制度、早期審査制度、料金減免制度及び内外における特許取得関連費用等の助成等の支援事業等について利用拡大を図るとともに、制度利用のため手続の簡素化など利便性向上を図る。

(総務省、経済産業省)

3. 中小・ベンチャー企業の知的財産の事業化を支援する

(1) 中小・ベンチャー企業の知財を活用した経営の実現を促進する

中小・ベンチャー企業における知財を活用したビジネスプランや知財戦略の策定等を支援するため、都道府県等の中小企業支援センターを通じて知財の専門家やコンサルタントから構成されるチームを一定期間集中的に派遣する事業の充実を図る。また、2008年度から、これまでの派遣事例を分析・評価することにより、支援の質の向上や利用の拡大に努めるとともに、日本弁理士会が実施している知財ビジネスアカデミー等の講習会において派遣事例を活用した講習を行うなどの連携を図る。

(経済産業省)

（２）開放特許の活用等を支援する

特許流通データベースや開放特許活用例集について周知を図るとともに、イベントの開催などにより開放特許の活用の促進を図る。また、開放特許の流通が民間や地方公共団体等の関係者間で自立的に行われるよう、地方公共団体による技術移転に関わる専門家の育成を支援する。

（経済産業省）

（３）知的財産を活用した資金調達の多様化を図る

i) 資金調達型の知財信託、知財担保融資及び特定目的会社のスキームを活用した資金調達の事例を公表し、中小・ベンチャー企業におけるこれらの制度の利用を促進する。

（経済産業省）

ii) 知的財産を活用した資金調達を促進するため、２００８年度において、特許権のみならず特許を受ける権利を質権の目的とすることができるようにすることについて検討を行い、一定の結論を得る。

（経済産業省）

Ⅳ．知的財産を活用して地域を振興する

１．地域におけるイノベーションを加速する

（１）地域における知的財産の事業化を支援する

知的財産を活用した事業を扱うファンド等の資金供給機能やその事業化サポート機能を活用して、地域における知的財産の事業化を総合的にプロデュースする機能を強化する。

この機能が最大に発揮されるよう、各地に設置される地域力連携拠点などが把握した新たな事業化ニーズの具体化に役立つ技術シーズたる知的財産を提供可能な地域の大学やTLO、さらには特許流通アドバイザーなどが地域力連携拠点のパートナーとして参画することを促すほか、これらの機関が必要としている市場ニーズ等の収集に関して地域力連携拠点との連携を促すなど知的財産を活用した事業化に対する支援を強化する。

（経済産業省）

（２）地域企業と大学等との連携を促進する

大学における研究成果として創出された知的財産の企業における活用を促進するため、2008年度から全国約300か所に設置される地域力連携拠点等を活用するなど、引き続き企業と大学とのつながりを強化する。

（文部科学省、経済産業省）

（３）「農商工連携」による地域振興を促進する

地域の基幹産業である農林水産業と商・工業が連携して知的財産を創造し活用することを促進するため、関係省庁が連携して知的財産や地域ブランドに関する相談事業を実施したり、セミナーを共同開催するなどの取組を促進する。あわせて、農林水産分野の知的財産情報と特許情報に関するデータベースの有機的連携等を推進する。

（農林水産省、経済産業省）

（４）地域資源を活用した新商品、新サービスを創出する

地域資源を活用した新商品・新サービスを創出し、真に力のある地域ブラン

ドとするため、２００８年度から、試作品開発等への支援や企画から販売までの一貫した取組に対してきめ細やかなアドバイスを行う専門家の招へい、品質・名称管理等、各地のブランド化への取組に対して支援を行う。

（農林水産省、経済産業省）

２．地域知財活動の基盤を整備する

（１）人材データベースを整備・活用する

２００８年度中に、大企業で知財関係部局を経験した人材のデータベースについて、日本知的財産協会等の協力を得つつ構築し運用を開始する。また、「産学官連携支援データベース」や「企業等ＯＢ人材データベース」との連携を図る。

（文部科学省、経済産業省）

（２）地域における支援人材を活用する

i) ２００８年度中の構築を予定している大企業で知財関係部局を経験した人材のデータベースも活用しつつ、企業の研究部門・知財部門のＯＢや技術士等の実務経験のある人材を地域における産学連携を支援するコーディネーターや知財管理のアドバイザー等として積極的に活用する。

（文部科学省、経済産業省）

ii) 地域における弁理士の活用を図るため、日本弁理士会に対し、地域に設けたアクセスポイントの活用、共同運営支所の設置、知財権制度の周知等を行う「日本弁理士会キャラバン隊」活動の推進を促す。

（経済産業省）

（３）知的財産戦略の策定支援を通じた地域の知的財産人材の育成を図る

知財を活用した事業化を支援する、法律、技術、金融、販売等に係る専門家による支援チームの総合プロデュース機能を向上させるため、地域人材を活用しつつ当該チームを各地域で編成し、中小・ベンチャー企業に派遣して当該企業の知財戦略の策定を行い、地域の知財戦略支援人材の育成と企業の支援を行う。２００８年度はより広い地域での実施を図るとともに、支援人材の育成に必要なマニュアル等の一層の整備を行う。

(経済産業省)

(4) 地域振興を直接担う知的財産人材を育成する

知財を活用した地域振興を促進するため、地域の中小企業の経営者や知財担当者、農業従事者や普及指導員、大学等の研究者、産学連携従事者、公設試験研究機関の研究者、知財政策担当者等の地域における知財人材に対する研修等を充実させる。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

3. 地域の知的財産戦略を推進する

(1) 「地域知的財産戦略本部」の活動を強化する

全国9ブロックの「地域知的財産戦略本部」が中核となって、知財を活用した地域振興を推進するため、各地域での活動の一層の充実を図るとともに、各地域の特性に応じて策定した「地域知的財産戦略推進計画」を着実に実行し、計画等に盛り込まれている成果目標を達成するよう促し、2008年度からその達成状況について報告を受ける。

(経済産業省、関係府省)

(2) 地方公共団体の知的財産戦略を推進する

①地方公共団体の知的財産に係る戦略や条例の策定を奨励する

2008年度において、2007年度に公表した地方公共団体の知財支援施策に関する調査結果について、更なる情報の収集・提供の充実に努めるとともに、地方公共団体が「地域知的財産戦略本部」等を通じてこれらの情報を活用するなど、知財に係る戦略や条例の策定、独自の支援制度の導入・拡充、域内の企業・大学等と連携した戦略の取組を推進するよう促す。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

②意欲的な取組を進める地方公共団体に対する支援を強化する

意欲的な取組を進める地方公共団体として選定された都道府県や政令指定都市に対し、「地域知的財産戦略本部」とも連携して国の支援事業を重点的に実施し、その成果については広く周知を行う。また、2008年度から、農商工連

携の取組等を行う地方公共団体も本事業の対象に加える。

（経済産業省、関係府省）

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

I. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する

1. デジタル・ネット環境をいかした新しいビジネスへの挑戦を促進する

(1) 動画配信ビジネスの成長を支援する

①コンテンツ共有サービスの法的環境等を整備する

新たなメディアとして成長しつつある動画投稿サイト等により今後の新しいコンテンツ市場の創出が期待されるため、サービス事業者による権利者との著作物の利用に係る包括契約の締結や違法コンテンツを排除するための技術的手段等の活用などの自主的な取組を促進する。また、サービス事業者が萎縮しないよう、著作権の間接侵害について検討を行い、2008年度中に結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

②デジタルコンテンツ端末の融合・連携を促進する

テレビ、パソコン、携帯端末等の各端末に横断的にサービスが展開されることにより、利用者の利便性の向上やコンテンツの市場の拡大が期待されるため、情報通信ネットワークや情報端末の活用による各端末が融合・連携したサービスの開発・実証実験を促進する。

(総務省、経済産業省)

③家庭内の動画配信ネットワーク基盤の開発・標準化を推進する

家庭内で容易にかつ安全に動画配信サービス等を利用できるようにするため、性能に差異がある情報家電相互間や外部のネットワークとの間の相互接続性を確保するホームゲートウェイの開発及び国際標準化を促進する。

(総務省、経済産業省)

④コンテンツ配信サービスに関する共通基盤技術の標準化を促進する

コンテンツ配信サービスによるコンテンツ市場の拡大を促進するため、通信インフラ事業者、ハードウェア事業者、コンテンツ事業者間の連携を強化し、

利用者にとって使いやすい端末やサービスの提供を実現するための共通基盤技術の標準化を促進する。

(総務省、経済産業省)

⑤地上デジタル放送に係るインフラ整備を促進する

データ放送や双方向サービス等を活用した新しいコンテンツビジネスの展開が期待される地上デジタル放送に関し、2011年の全面移行に向け、アナログ放送でカバーしていた地域に確実にデジタル放送を送り届ける環境整備やデジタル受信機の全世帯への普及を促進するなど官民連携した取組を進める。

(総務省)

(2) 新しいビジネス展開に関わる法的課題を解決する

①通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへ対応する

通信・放送の法体系の見直しについては、コンテンツの生産・流通・消費を最大化する方向で検討を行い、2010年を目途に結論を得る。また、通信・放送の法体系の見直しの状況を踏まえ、新たなコンテンツの創作への寄与等を考慮しつつ、利用者からみたサービスの形態に応じた、権利関係の規定の見直しや著作権隣接権の在り方の検討を2008年度から開始する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

②ネット検索サービス等に係る法的課題を解決する

次世代をリードする情報の検索・解析・信憑性検証技術の開発・国際標準化による先進的な事業の出現を促進するとともに、ネット検索サービスが円滑に展開されるよう2008年度中に法的措置を講ずる。また、利用者に応じて、適した商品等の情報を提供するサービスが円滑に提供できるよう、利用者のプライバシーを保護しつつ利用者に関する情報を安心・安全に収集・蓄積・活用するための方策等について検討を行い、2008年度中に一定の結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

③コンテンツ配信に伴うサーバー上の複製行為等に係る法的課題を解決する

コンテンツ配信の通信過程において端末やサーバー等で生じる一時的な蓄積

について、通常の通信過程における機器の利用であって権利者の利益を不当に害しない場合は著作権法上権利を及ぼさない措置を導入するなど、一時的蓄積等に係る法的課題を解決するための検討を行い、２００８年度中に法的措置を講ずる。

(文部科学省)

④研究開発における情報利用の円滑化に係る法的課題を解決する（再掲）

ネット等を活用して膨大な情報を収集・解析することにより高度情報化社会の基盤的技術となる画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発が促進されること等を踏まえ、これらの科学技術によるイノベーションの創出に関連する研究開発については、権利者の利益を不当に害さない場合において、必要な範囲での著作物の複製や翻案等を行うことができるよう２００８年度中に法的措置を講ずる。

(文部科学省)

⑤リバース・エンジニアリングに係る法的課題を解決する

革新的ソフトウェアの開発や情報セキュリティの確保に必要な範囲において、コンピュータ・ソフトウェアのリバース・エンジニアリングの過程で生じる複製・翻案を行うことができるよう２００８年度中に法的措置を講ずる。

(文部科学省)

(３) デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する

デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ産業の振興を図るため、新たなコンテンツの利用形態を視野に入れた流通促進の枠組み、包括的な権利制限規定の導入も含めて新たな技術進歩や利用形態等に柔軟に対応し得る知財制度の在り方、ネット上の違法な利用に対する対策強化等について早急に検討を行い、２００８年度中に結論を得る。また、コンテンツ市場の拡大に向けて、既存のメディアにとらわれない新規事業の創出など、デジタル・ネット時代に対応した新たなビジネスモデルの構築に向けた取組を支援する。

(内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)

2. 世界に目を向け、グローバルなビジネス展開を支援する

(1) 海外展開を促進する環境を整備する

①海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける（再掲）

海外の動画共有サイトに掲載されている我が国のコンテンツビジネスを阻害するような違法コンテンツを円滑に排除し、コンテンツの流通を促進するよう、2008年度において、日本のコンテンツ事業者が容易に排除を要求できる枠組みや技術的手段の導入などについて、官民挙げて対象国に要請するなどし、その結果を取りまとめる。

（内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省）

②海外におけるコンテンツの規制緩和を働き掛ける

2008年度から、外国のコンテンツが国内に流通することを規制している国に対し、放送、映画、ネット配信事業などにおいて日本のコンテンツが適切に流通できるよう、規制緩和等必要な措置を求める。

（総務省、外務省、経済産業省）

③コンテンツの製作や流通のための国際的な連携を強化する

i) コンテンツ産業のアジアでの連携を一層強化するよう、2008年度中に、アジア向けの中長期的な政策パッケージ「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」を策定し、コンテンツの国際共同製作、人材ネットワークの構築、コンテンツの流通促進等を支援する。

（外務省、経済産業省）

ii) 映画に関する国際的な連携を強化するよう、国際ルールの範囲内で、民間団体と海外諸国の団体との映画に関する協力覚書、合作協定、交流促進協定（相互の映画祭支援や映画人教育交流支援等）等の締結を支援するほか、既に締結されている国についても、その連携を一層強化するよう支援する。

（外務省、経済産業省）

④国際的な著作権制度の調和を推進する

インターネット時代にふさわしい著作権制度の国際調和に向け、現在検討されている視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の議論に積極的に貢献する。また、アジア諸国を中心に、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」への早期加入を働き掛けるとともに、途上国における著作権制度の普及・整備を支援する。

(総務省、外務省、文部科学省)

(2) コンテンツ産業のグローバルなビジネス展開を促進する

①コンテンツ事業者の国際競争力を強化する

i) 日本のコンテンツ事業者のグローバル展開を加速するため、「コンテンツグローバル戦略」に沿って、国際共同製作の促進、人材ネットワークの強化、資金調達の拡大等の施策を推進するとともに、コンテンツ事業者が自ら主体的に取り組むことを促す。

(経済産業省)

ii) 海外放送メディアのスポンサーとなり得る企業や放送事業者、番組制作者、関係省庁等による官民一体となった支援・協力体制を整備し、日本のコンテンツにとって効果的なウィンドウとなり得るチャンネルの時間枠などの新たな流通ネットワークを開拓・確保し、日本の放送コンテンツを継続して供給する仕組みを構築する。

(総務省)

②海外展開を支えるビジネス手法の確立を支援する

i) 国際市場におけるコンテンツビジネスを促進するため、製作段階における海外展開を前提とした契約を促し、そのための契約ルールや契約慣行の確立を支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

ii) コンテンツ事業者の法務能力を向上するため、国際実務に精通するエンターテインメント・ロイヤー等との交流の場を設け、ライセンスビジネスの強化を推進する。

(経済産業省)

③海外展開を目指すコンテンツ事業者を支援する

- i) 事業者が海外展開を戦略的に進めることができるよう、JETRO等を通じて、海外の市場動向、政策動向、法制度、商慣習、海賊版被害実態、ビジネスの成功事例等の有用な情報をセミナーの開催やホームページでの公開等により提供するとともに、JETRO等の海外拠点における企業相談などを実施する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

- ii) 海外におけるコンテンツの販路拡大への支援や日本文化についての国際的な理解を増進するため、コンテンツ海外流通促進機構への支援、映画・放送番組等コンテンツの海外見本市への出展や海外映画祭への出品の際に必要な字幕作成のための支援、映画やメディア芸術など我が国コンテンツの海外における定期的な展示会・上映会の開催等を行うほか、国際交流基金やODAを通じ、アニメ・教育番組など我が国コンテンツの海外発信を支援する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

④取引市場の機能を強化する

- i) グローバルなビジネス展開を加速するため、「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」、「東京国際映画祭」等の海外のバイヤーが集まる各種イベントにおいて、見本市や国際シンポジウムを充実させるなどして、取引市場の機能を強化する。

また、「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を効率的かつ効果的に開催するよう、関係者の意見を踏まえつつ、観光、ファッション、食などのコンテンツ関連分野との連携や既存のイベント・見本市との連携・融合を促進するとともに、開催期間、会場、広報の在り方などを見直し、一層の運営強化を図る。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

- ii) 海外の人の日本のコンテンツに対する関心を高め、取引市場の拡大につなげるため、海外のコンテンツ事業者等が日本のコンテンツを容易に理解できるよう、国内で開催される見本市や映画祭などの国際イベントにおけるイベント進行や広報パンフレットに加え、コンテンツ関連情報データベースについても、英語を始めとする多言語化を促進する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

⑤コンテンツの国際共同製作を促進する

コンテンツの国際共同製作を支援するため、日本映像国際振興協会（ユニジャパン）やJETROなどを通じて、国内における法務、資金調達等をテーマとしたセミナーの開催、海外の映画祭におけるマッチング支援、海外への情報提供等に対する支援を行う。

（経済産業省）

3. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を促進する

（１）コンテンツの流通を拡大する法制度や契約ルールを整備する

①デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する

放送事業者と権利者団体間の契約ルールの策定やコンテンツ関連情報の集約化など2007年度中に一定の結論が得られた事項については実施に向けた取組を支援するとともに、権利処理の円滑化等のデジタルコンテンツの流通に関する課題や国際的枠組みについて引き続き検討を行い、最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備し、クリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。

（総務省、外務省、文部科学省、経済産業省）

②利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する

i) コンテンツの利用を円滑化するため、次の事項について2008年度中に法的措置を講ずる。

- a) 権利者不明のコンテンツの利用を円滑に進めるための対策
- b) 違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲の見直し
- c) 障害者による著作物の利用促進のための権利制限規定の整備

また、著作物のライセンシーの保護等の在り方、いわゆる間接侵害の明確化、法定損害賠償及び複数の権利者が関わるコンテンツに関する望ましい権利行使の在り方等について、2007年度の検討成果を踏まえてさらに検討を進め、2008年度中に結論を得る。

（文部科学省）

ii) eラーニング推進のため、第三者が作成した著作物を学校の授業の過程で

公衆送信により利用することについて、権利者・教育関係者間での権利処理の在り方などに係る教育関係者による具体的な提案を踏まえ、２００８年度中に結論を得る。

（文部科学省）

iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、２００８年度中に結論を得る。

（文部科学省、厚生労働省）

iv) 著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、２００８年度中に一定の結論を得る。

（文部科学省）

③放送コンテンツの二次利用に関する契約締結を促進する

２００７年度に放送コンテンツの関係者間で合意された「放送番組における出演契約ガイドライン」が実際の制作現場において実効性を持って運用されるよう、関係業界における周知徹底を図るための取組を支援するとともに、マルチユースを進めるための関係者間の契約ルールづくりを促進する。

（総務省、文部科学省、経済産業省）

④私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る

２００７年度における検討の成果を踏まえ、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案しつつ見直しを進め、私的録音録画補償金制度の見直しについて２００８年度中に結論を得る。

（文部科学省、経済産業省）

⑤技術革新のメリットを享受できるプロテクションシステムの採用を促す

コンテンツの流通を促進するに当たり、技術革新のメリット・利便性を国民が最大限に享受できるようにするとの観点も踏まえ、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護を図り、あわせてコンテンツビジネスが拡大するよう、 balan

スのとれたプロテクションシステムの策定・採用を促進するため、以下の取組を進める。

- a) デジタル放送のコンテンツ保護に関するルール及びその担保手段の在り方について、権利者が安心してコンテンツを提供できる環境整備の観点やユーザーにとっての使いやすさへの配慮等を踏まえて検討を行い、2008年度中に一定の結論を得る。
- b) 民間事業者において動画配信サービス等のプロテクションシステムを検討する場合は、権利者が安心してコンテンツを提供できる環境やユーザーの使いやすさに配慮したルールの採用を奨励する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

⑥違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組を推進する（再掲）

- i) 2008年度から、Winny等のファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなど電気通信事業者と権利者団体が連携した侵害行為を排除する仕組みづくりを支援する。

(警察庁、総務省、文部科学省)

- ii) ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯に対し、著作権団体との連携を強化し、効果的な取締りを実施する。

(警察庁)

- iii) コンテンツ提供事業者に対し、適法配信サイト識別マークの付与や違法コンテンツ排除のための技術的手段の活用を促す。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

⑦青少年を有害情報から守るための取組を奨励・支援する

有害なコンテンツから青少年を守るため、フィルタリングシステムの構築など業界の自主的な取組を促進するとともに、学校関係者、保護者、関係業界に対する広報啓発活動や連携強化を促進する。

(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

(2) 市場の透明性を確保し、取引機会を拡大する

①コンテンツ関連情報を集約化する

今後整備が予定されている権利者情報に関するデータベース(「創作者団体ポータルサイト」)及び放送コンテンツの権利情報に関するデータベースやコンテンツの作品情報に関するデータベース(「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」)の内容の充実に向けた取組を支援するとともに、これらのデータベースが一体として機能するよう、2008年度中に関係者の連絡協議の場を設置し、データベース運用主体間の連携を図る。

(内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)

②ジャパン・コンテンツ・ショーケースを支援する

登録件数が少ない分野への協力を呼び掛けるとともに、サイトの利用状況等を検証し、大手コンテンツホルダー以外の者からも登録を働き掛けるなどその運用の拡大やその国際化を支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

③放送コンテンツの取引市場を整備する

i) 放送コンテンツの国際競争力を更に強化し、その成果をクリエイターや視聴者に還元していくために、放送コンテンツの権利内容や交渉窓口等に関する情報の集約・公開等により、オープンで透明な放送コンテンツの取引市場を形成するとともに、これらに関するルール、制度の在り方等について検討し、2008年度中に結論を得る。

(総務省)

ii) 我が国の放送コンテンツの市場を拡大するため、我が国の放送コンテンツに関する取引を海外事業者も含めて集中的に行うための取引市場の創設を検討し、2008年度中に結論を得る。

(総務省)

iii) 自ら資金調達を行い多様な取引市場にコンテンツを提供する意欲のある製作者を募り、これらに対して新たな取引の機会を提供する実証実験を2008年度中に実施し、その効果の検証等を行うとともに、その取組を促進し、放送コンテンツ取引の活性化を図る。

(総務省)

iv) 放送コンテンツに係る製作取引の現状を検証するとともに、当該分野における適正な製作取引のガイドラインの策定、当該ガイドラインのフォローアップ体制整備など、より適正な製作取引の実現に向けた具体策の検討を行い、2008年度中に結論を得る。

(総務省)

④弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する

消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励し、その実績を公表する。

(公正取引委員会、文部科学省、経済産業省)

(3) スピーディーな権利処理を実現するための環境を整備する

①集中管理を拡大する

権利者に対し利用実態に応じた適正な利益を還元する著作権等管理事業者の取組を支援するとともに、権利委任者の拡大・対象となる権利の範囲拡大による集中管理事業の拡大を支援する。

(文部科学省)

②グローバルな流通に対応したコード付与を促進する

コンテンツのグローバルな流通を促進するため、既存の国際標準化されたコンテンツIDの普及やコンテンツIDの新たなコード体系の策定・普及に向けた関係者の自主的な取組を促進する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

③音楽のネット配信に対応した権利処理を改善する

音楽のネット配信市場の拡大に伴い急激に増加した権利処理手続が効率的に行われるよう、楽曲コードの付与作業や照合作業等に必要な作業を集中的に処理する第三者機関が2008年度中に設立されるよう支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

（４）国立国会図書館のデジタルアーカイブ化と図書館資料の利用を進める

国立国会図書館において行われている貴重な図書等のデジタル化やインターネット情報資源等を収集保存し、ネット上で一般ユーザーの利用に供する取組について、その促進が図られるよう一層の連携を進める。

このため、権利者の経済的利益や出版ビジネスとの関係を考慮しつつ、国立国会図書館における蔵書のデジタル化の推進に必要な法的措置を２００８年度中に講ずるとともに、国立国会図書館と他の図書館等との連携や図書館等利用者への資料提供の在り方については、関係者間の協議を促進し、２００８年度中に一定の結論を得る。

（文部科学省、関係府省）

４．世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境を整備する

（１）創造活動を支える環境を整備する

①コンテンツ制作に対する投資を促進する

一般投資家からの投資を促進し、多様な資金調達を行うことができる環境づくりを促すため、金融商品取引法、信託制度、ＬＰＳ（投資事業有限責任組合）制度やＬＬＰ（有限責任事業組合）制度など各種金融支援制度の更なる周知を行うとともに、コンテンツへの投資促進に必要な評価手法の確立の取組を促すなど投資市場の活性化を支援する。

（金融庁、経済産業省）

②コンテンツ制作現場の環境を改善する

コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備するため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正かつ迅速に運用するとともに、下請取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決（ＡＤＲ）、下請適正取引ガイドラインの普及啓発を進め、下請取引の適正化を図る。

（公正取引委員会、総務省、経済産業省）

③税制上のインセンティブを周知・検討する

個人や法人によるコンテンツの制作への資金拠出を円滑化するため、これまでに講じられた税制上の措置の周知を図るとともに、制度の利用状況等を踏ま

え、その在り方を検討する。

(総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

④フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する

- i) 日本と海外のフィルムコミッションの連携を促進するとともに、各地のロケーションに必要な情報をインターネット上に集約した「全国ロケーションデータベース」について、外国語版を含め一層の活用を進める。また、2008年度から、海外からのロケ受け入れに際しての一元的窓口として「ジャパンフィルムコミッション」の設立に向けた取組を支援し、日本の有望なロケ地の海外への発信を強化する。

(文部科学省、経済産業省)

- ii) 全国の関係行政機関等に対し、映像制作のための道路や公的施設の円滑な利用についての理解増進に向けた働き掛けを行うとともに、国の施設を活用したロケーションが行われるよう基準を整備する。また、東京国際映画祭においてロケーションマーケットを実施する。

(文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

⑤地域のコンテンツ産業を振興する

海外からの積極的なロケーションの受入れ、地域での創作環境向上のためのイベントの開催、地域の産業及びコンテンツの連携のための方策を検討するとともに、地域とコンテンツが一体となった取組を支援する。また、地域コンテンツの制作、流通の仕組みづくりを検討することで、地域の文化や特殊性をいかした魅力あるコンテンツ産業を振興する。

(総務省、経済産業省)

⑥映像産業振興機構の活動を支援する

映画、放送、ゲーム、アニメ、音楽等の各業界が一体となって映像産業振興機構の活動に協力することを奨励するとともに、映像産業振興機構が行う活動を支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(2) コンテンツの創作を支える技術開発を促進する

①ソフトとハードの連携による新しい技術の開発を促進する

技術戦略マップ2008（コンテンツ分野）の策定を踏まえ、日本の優れたコンテンツ制作技術等の戦略的な活用・研究開発・実証実験等を行い、「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」などの場において、CGなどソフト・ハードの連携に資する技術についての情報発信を行う。

（経済産業省）

②世界をリードするコンテンツ関連の技術開発を促進する

デジタル・ミュージアム等の公開・展示技術や高精細度画像関連技術等、先進的なコンテンツ制作や新たな表現及び流通の実現をもたらし得る先端技術の研究開発を促進する。

（総務省、文部科学省、経済産業省）

③科学技術とコンテンツ創造の融合を促す

デザインやコンテンツ等に係る工学分野と芸術分野との融合領域における知的創造活動を促進するため、クリエイターと科学技術者が知識やアイデアを交換できる場を構築するとともに、分野間の連携の下でメディア芸術に関する基盤的な研究開発及び人材育成を支援する。

（文部科学省）

(3) 一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する

①ユーザーの自由な創作・発表の場の提供を促進する

個人の創作の範囲を広げ優れたコンテンツの萌芽を育てるため、2008年から、例えば背景音楽等についてコンテンツを公表する場を提供するサービス事業者が権利者団体等との間であらかじめ包括的な契約を行うことのほか、効率的な権利処理を可能とする技術開発を進める等、個人の自由な創作を支援する自主的な取組を促進する。

（総務省、文部科学省）

②ネット上での意思表示システムを構築する

インターネット上における著作物の自由な創作・発信を促すため、意思表示

システムの改善普及を行うとともに、民間における活動を促進する。また、自由利用の範囲を超えた商業利用等に対する課金処理等の権利処理スキームの在り方についての関係業界の検討を促進する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

③青少年の創作活動を支援する

将来的なコンテンツ制作の担い手となる子どもの創造力や表現力を高めるため、青少年がデジタル・ネットワーク環境を活用して創作・表現活動を行う場を提供する取組を支援する。

(総務省、文部科学省)

(4) 優れたコンテンツを生み出す人材を育成する

①プロデューサーやクリエイターを育成する

i) 産業界と大学との連携や実践的な研修等により、コンテンツ制作の専門知識と合わせて技術やファイナンス、商取引等の総合的能力を持ち、国内外でプロデューサーとして活躍する人材及び指導者の育成を促進する。

(文部科学省、経済産業省)

ii) 国内外の若手クリエイターを対象とした実践的な研修や海外留学等により、メディア芸術を始め映画、アニメ、ゲーム等、各コンテンツ分野における次世代の創作者を育成する事業を支援する。また、コンテンツ関連技術の専門知識を有する人材やエンターテインメント・ロイヤーの育成を促進する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

②大学レベルの人材を育成する

コンテンツ分野における高度人材育成のための学部での人材育成プログラムへの支援等、これまでの取組を継続的に進めるため、大学等におけるコンテンツに係る教育及び研究の体制の一層の充実を支援するとともに、海外の機関との提携や大学と産業界の連携・協力の促進を行う。また、コンテンツに関わりの深い専門職大学院等においても、その自律的な活動を促進するため、教育活動等の質を適正に評価する認証評価機関の整備に向けた取組を奨励する。

(文部科学省、経済産業省)

③有能な人材を発掘し、顕彰する

メディア芸術及び映画、音楽、アニメ、マンガ等の各種コンペティションの取組や優れた業績を残した人材を顕彰し、発表と鑑賞の場を提供する取組を幅広く支援する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

④アジア域内の優秀な人材の交流を促進する

アジアにおける優秀な人材の交流を促進するため、コンテンツ分野の高度人材の受入れ拡大の方策等について2008年度中に検討し、必要に応じ制度改正等の措置を講ずる。

(法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省)

5. コンテンツ促進法を的確に運用する

コンテンツ促進法を的確に運用するとともに、同法の施行状況を評価し、必要に応じ見直しを行う。また、同法第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール制度」の関係府省における取組状況の定期的な調査等を通じ、同制度の積極的な利用を推進する。

(関係府省)

Ⅱ．日本の魅力をいかした日本ブランド戦略を進める

1．日本の魅力の発信とその基盤整備を進める

(1) 分野横断的な日本ブランド戦略を構築する

2008年度において、食文化、地域ブランド、ファッション、コンテンツ、伝統文化等の分野横断的な日本ブランドの確立と世界への発信を強化するため、個々の取組を推進するに当たっての共通的な基本コンセプトを明確にするとともに、地域・対象等に応じて重点的に取り組むべき戦略を構築する。

〔内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省〕

(2) 関係省庁連携によるアクションプランを策定する

2008年度において、「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」を設置し、関係省庁が連携して地域や対象等に応じて取り組むべき重点的な施策をアクションプランとして策定する。

〔内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省〕

(3) 日本ブランドに関する調査の結果を体系的に整理し活用する

国際交流基金、JETRO、国際観光振興機構（JNTO）等が文化交流、輸出促進、観光立国などのそれぞれの政策に応じて実施している海外における日本のイメージ等に関する調査・情報収集活動について、2008年度に設置する「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」等を通じて、関係者間で共有・活用する体制を強化する。

〔内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省〕

(4) 国内外の拠点を活用した日本ブランドの発信を強化する

在外公館において、日本ブランドの発信に貢献する民間企業等に対し、製品展示会等の催しの開催、相手国政府への仲介、情報提供等により積極的に支援するとともに、日本のアニメ、マンガ等のメディア芸術の国際的な発信拠点の

形成を促進するなど、国内外での発信拠点の整備に向けた取組を進める。また、国際空港の免税エリアなど外国人の目に付きやすい場所を活用した日本のブランド製品の販売や各種情報の発信を促進する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

(5) 国内外における日本ブランドを紹介する各種イベントを充実させる

見本市、展示会等の日本ブランドを紹介する各種イベントについて、より効果的に日本ブランドを国内外に発信するため、2008年度から、関係省庁等が相互に連携してその内容を充実させる。

(総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、関係府省)

(6) 日本ブランドに関する海外向けの情報を充実させる

- i) アニメ、音楽、映画等の映像コンテンツを始め、観光、ファッション、食、工業デザイン等のあらゆる分野において日本の魅力を発信していくため、2008年度中に開始される外国人向け映像国際放送について、民間参加を促進しつつ、海外の視聴者の拡大を図るとともに、その積極的な活用や必要な支援策について政府や関係団体が一体となった取組を推進する。

(総務省、外務省、関係府省)

- ii) 関係省庁の連携を深めることにより、日本ブランドの情報を海外から容易に入手できるよう、日本に関する情報を海外へ発信しているWebサイト等の情報を整備し、その内容を一層充実させる。

(総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、関係府省)

(7) 外国人観光客やメディアに積極的に発信する

- i) 外国人観光客を対象として、日本の食、地域ブランドや、ファッションなどの日本ブランドを取り入れた観光ツアーやイベントを企画・提案する関係者の取組を支援する。また、官民が取り組む各種イベントについて、海外メディアなどに対する積極的な情報発信を促す。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

- ii) 日本の魅力の海外への情報発信等を通じて外国人観光客訪日促進に貢献し

た者を「YŌKOSO! JAPAN大使」として任命し、活用する。

(国土交通省)

iii) ビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として外国人観光客向けに行われた「原宿ウォーキングツアー」の取組を参考に地域が自主的に行う同様の取組を支援する。

(経済産業省、国土交通省)

(8) 日本ブランドの海外発信等に貢献した者の顕彰を行う

日本文化の発展や日本ブランドの海外への発信に功績のあった者に関しては、国籍や年齢にとらわれることなく積極的に顕彰する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

(9) 日本人の感性をいかした日本ブランドを国内外に浸透させる

日本人の感性を活かしたデザインやものづくりなどを推進し、日本ブランドが国内外に浸透するよう「感性価値創造イニシアティブ」に基づき、「感性価値創造フェア」やシンポジウム、イベント等を開催し情報発信に取り組む。

(経済産業省)

2. 豊かな食文化を醸成する

(1) 優れた日本食、食材を生み出す

①世界に通じる食を担う多様な人材を育成する

i) 2008年度から、食に関する伝統的な学問領域に加え、食文化や経営等の観点を含めた食に関する総合的な学問の体系化及びそれらを学べる大学等の教育体制の充実に向けた取組を促す。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省)

ii) 料理人の資質の向上を図るため、調理師専門学校と大学や料理業界との連携、専門調理師・調理技能士の育成など、民間の取組を支援する。

(厚生労働省、農林水産省)

②外国人シェフを対象とした実務研修の充実を図る

海外の著名なシェフや若手シェフに日本食の調理方法や食材に関する知識を

普及させるため、外国人シェフの日本料理店等における実務研修、料理人団体や専門学校が実施する海外の料理学校との連携などの自主的な取組を支援する。

(外務省、文部科学省、農林水産省)

(2) 安心・安全な日本食、食材への信頼の向上を図る

①海外における日本食レストランの信頼の向上を支援する

世界のより多くの人々が信頼できる日本食を楽しめるよう、2007年3月に策定された「日本食レストラン推奨計画」に基づき、2008年度から、日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)等の民間の組織が取り組む日本食・日本産食材に関する普及啓発活動、衛生知識の向上等を目指す教育研修活動や情報提供等の取組を支援する。

(農林水産省)

②日本の農林水産物・食品のブランドを保護する

2008年度から、農林水産物や食品の輸出に取り組む農業者、関連団体、海外で事業展開をする食品企業等に対し、海外における日本の農林水産物・食品の偽装表示等の実態及びこれらの問題に対処するための制度、手続、対応方法等に関する情報を提供するとともに、相談窓口における対応、利害関係者の情報共有等の場の設置など、支援を強化する。

(農林水産省、関係府省)

③日本産食材の信頼を高める

国際市場における日本産の農林水産物・食品のブランド化を図り、信頼を高めるため、2008年度から、日本産果実や和牛の統一的なマークの普及と適切な管理、農産物の生産における工程管理手法の導入等を支援する。

(農林水産省)

(3) 優れた日本の食文化を再評価し、国内外への発信を強化する

①海外のオピニオンリーダー等に対する日本食の発信を強化する

効果的に日本食を世界に発信するため、国内や在外公館等で行われるイベント等の様々な機会を捉え、海外のオピニオンリーダー等に対し、旬の高品質な日本食、食材等を提供する。また、関係機関及び省庁が連携し、他分野のイベ

ントと組み合わせた日本食のプロモーションを行う。

(外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

②日本の農林水産物・食品の輸出を拡大する

- i) 我が国農林水産物等の輸出額を2013年までに1兆円規模にするという目標の実現に向け、2007年5月に策定した「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」の下、検疫協議の加速化等の輸出環境の整備、品目別の戦略的な輸出促進等、官民が連携して総合的な輸出戦略を実行する。また、日本産酒類について、輸出に必要な手続や諸外国の規制等に係る情報提供を行う。

(外務省、財務省、農林水産省)

- ii) 食品産業の海外展開を促進するため、2008年度において、海外展開における課題等を調査・分析し、海外展開支援マニュアルを作成するとともに、東アジア主要都市に設置した協議会を通じ、投資促進に資する情報の収集と共有化、海外現地法人の人材育成等を支援する。

(外務省、農林水産省)

③国民運動として食育を推進する

日本の優れた食文化を再評価し、活用していくため「食育推進基本計画」に従い、伝統ある優れた食文化の継承等に配慮し、6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」を中心とする広報啓発活動、学校給食における郷土料理の積極的な活用、地域の食文化の発信、地産地消の推進など国民運動として食育を推進する。

(内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、関係府省)

(4) 食文化に関する民間主体の取組を促進する

「食文化研究推進懇談会」等の民間の主体的な活動による日本の食文化の評価及び国内外への普及に向けた取組について、その成果や知見を積極的に政策に反映する。

(内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、関係府省)

3. 多様で信頼できる地域ブランドを確立する

(1) 地域ブランドの創出を支援する

①地域資源を活用した新商品、新サービスを創出する（再掲）

地域資源を活用した新商品・新サービスを創出し、真に力のある地域ブランドとするため、２００８年度から、試作品開発等への支援や企画から販売までの一貫した取組に対してきめ細やかなアドバイスを行う専門家の招へい、品質・名称管理等、各地のブランド化への取組に対して支援を行う。

（農林水産省、経済産業省）

②地域ブランドを支える関係者間の連携や交流を促進する

農林水産物・食品を対象とする地域ブランドについて、２００８年度から、民間の有識者や地域ブランドの取組主体、支援者・支援団体等が集まる「食と農林水産業の地域ブランド協議会」の活動を通じ、地域ブランドを生産する者とブランド化や販売等を支援する者の連携を促進する。

（農林水産省）

(2) 消費者に対する地域ブランドの信頼性を確保する

①ブランドの信頼性を確保するための技術基盤を構築する

地域ブランドの信頼性を確保するため、２００８年度から、農水産物やその加工品の品種や産地の偽装等を判別するＤＮＡや微量元素を利用した識別技術の開発及び実用化を進める。また、消費者の望む生産情報を簡易に提供できるツールの活用を推進する。

（農林水産省）

②ブランド管理を担う関係者に対する普及・啓発を推進する

- i) 消費者の信頼を裏切らない継続的なブランド管理を実施するため、地域ブランドに取り組む関係者に対する普及・啓発のためのセミナーの開催やアドバイザーの派遣等を行う。

（農林水産省）

- ii) 地域団体商標制度、加工食品を対象とした「本場の本物」認証、各都道府県が定める認証制度等について、各取組に応じた制度の活用を促進するため、

団体等に対する普及・啓発活動を実施する。

(農林水産省、経済産業省)

③地域団体商標制度の活用を促す

関係者が連携・協力して団体等に対する普及・啓発活動を実施し、各種団体が地域団体商標制度を積極的に活用することを促進する。また、2008年度から、同制度の普及促進・発展に貢献した者を顕彰する。

(農林水産省、経済産業省)

(3) 地域ごとのブランド発信の取組を支援する

地域ブランドを国内外へ発信するため、地域ブランドを生産・販売する生産団体や中小企業等による展示会や見本市の開催・出展等への支援を引き続き行うとともに、有識者による講演・シンポジウム等を開催する。

(農林水産省、経済産業省)

4. 日本のファッションを世界ブランドとして確立する

(1) クリエーションを活性化するための環境を整備する

①若手デザイナー等の活躍の場の充実

ファッション業界に強い影響力がある海外の有力なメディアやバイヤーが若手デザイナーによる日本のファッションを目にする機会を充実させるため、2008年度から、「東京発 日本ファッション・ウィーク」において、国内外の有能な若手デザイナーを紹介する「SHINMAI Creator's Project」を実施する。

(経済産業省)

②中小繊維製造事業者を支援する

優れたファッションを支える高い技術を持った日本各地の中小繊維製造事業者を支援するため、「JFWジャパン・クリエーション」において、中小繊維製造事業者とデザイナーのコラボレーションの場の提供を行う。

(経済産業省)

③上質・一流なファッションを担う人材を育成する

大学の学部や大学院などにおけるファッション関連の授業科目の開設やその充実など、大学等による自主的な取組を支援する。

(文部科学省、経済産業省)

④海外人材の日本での教育機会を拡大する

2008年度中に、ファッション分野に関し、設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関として一定の要件を満たす民間教育機関で学ぼうとする外国人については、「就学」の在留資格が与えられるよう必要な措置を講ずる。

(法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

⑤生地やデザインのアーカイブを整備する

中小企業基盤整備機構における「繊維アーカイブ調査委員会」による「繊維アーカイブ調査研究報告書」(2008年3月)を踏まえ、2008年度中に、生地やデザインのアーカイブのより詳細な調査を行い、過去の貴重なテキスタイル・サンプルの散逸防止に必要となるアーカイブの機能を検討し、結論を得る。

(経済産業省)

⑥デザイン・ブランドの模倣品問題に適切に対処する

日本繊維産業連盟に設置された「知的財産保護推進委員会」等国内の繊維産業団体におけるデザインやブランドの保護強化のための検討体制を活用し、他の先進国の団体との連携やアジア諸国等への働き掛けを強めるよう促す。また、各種セミナーや展示会などの機会を通じ知的財産制度の普及・啓発を図り、企業戦略上重要なデザインやブランドについては国内外で知的財産権を取得するよう促す。

(経済産業省)

(2) プロモーションを強化する

①「東京発 日本ファッション・ウィーク」を世界への発信拠点とする

「東京発 日本ファッション・ウィーク」のブランド価値を向上させ、我が国のファッション情報発信拠点としての地位の確立を図るため、2008年度に

において、「東京発 日本ファッション・ウィーク」における国内外の広報や一般消費者を対象としたイベントを充実させるとともに、若手の登竜門としての機能を強化し、既に地位が確立しているパリやミラノのコレクションとの差別化を図る。

(経済産業省)

②日本のファッションを世界一流のブランドとして浸透させる

- i) 国際交流基金やJETRO等が支援を行う海外展示会等において、日本の優れたテキスタイルやアパレルの出展支援を強化するとともに、これらの取組が若手デザイナーや中小繊維製造事業者等にとって利用しやすいものとなるようその周知のための活動を拡大する。

(外務省、経済産業省)

- ii) 日本の優れたデザイナー等が海外においてプロモーション活動等を行う際、海外において発信力のある在外公館を活用することを支援する。

(外務省、経済産業省)

第5章 人材の育成と国民意識の向上

－知的財産人材育成総合戦略を実行する－

1. 海外との交流を活発化し、グローバルな知財人材育成を実行する

(1) アジア諸国における知的財産に関する人材育成を支援する

①アジア諸国の人材の受入れと専門家派遣を拡充する

日本をアジアの知財人材育成の拠点とすべく、知財人材の受入れと専門家の派遣を拡充することにより、アジア諸国の知財人材との連携の深化や人材ネットワークの充実を図る。また、大学の学部や大学院、知財系の学会などにおける同様の取組を奨励する。

(外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

②研修機関間の国際的なネットワークを構築する

2008年度から、日本と中国の知財人材育成機関間で対話の場を設置して、組織や業務内容について情報交換を行うなど、アジアにおいて日本が中心となって研修機関間のネットワークの構築を行う。

(経済産業省、関係府省)

(2) 国際的な知的財産専門人材を育成する

国際的な産学官連携体制の強化に対する支援を通じて、科学技術や海外での侵害訴訟及び契約実務に精通し、経営に明るく国際的に通用する知財専門人材の育成を図る。

また、知的財産権分野における専門家に海外研修等を受けさせることにより、国際的に通用する知財専門人材の育成を図る。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

2. 知的財産専門人材を育成する

(1) 総合プロデュース機能を強化する

①総合プロデューサーを育成する

イノベーション環境の変化に応じつつ、経営・事業戦略に知的財産戦略を組み込むためには、価値ある知的財産を見出し、それを他のリソースと有効に結び付けて事業化まで関与する総合プロデュース機能の強化が必要である。このため、特許流通・技術移転の専門家を養成するための研修や国際特許流通セミナーの開催により、知財流通の担い手を育成するとともに、知的財産流通や知財信託等の事例の公表を通じて知財流通業務の魅力をPRし、優秀な人材の参入を奨励する。

(経済産業省)

②総合アドバイザー型の弁理士を育成する

中小・ベンチャー企業、大学、研究機関等の産業技術力強化に向けた総合的支援を行うため、2008年度から、企業部員を交えて議論し合う研修や企業の経営・事業戦略に接する機会などを通じて、コンサルティングやマーケティング、知財戦略策定等を含めた知的創造サイクルの全般にわたった総合アドバイザー型の弁理士を多数育成するよう日本弁理士会に促す。

(経済産業省)

③産学連携従事者の増員や能力の向上を図る

若手研究人材に対するTLO、大学知的財産本部、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル、研究開発型独立行政法人、資金配分型独立行政法人等でのOJT等を通じて、研究開発成果を知的財産に結び付け、知的財産を事業化に結び付けるための能力開発を行う取組を支援する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

④各種専門家を知的財産分野で活用する

2008年度から、科学技術基本計画で定められた重点推進分野などの先端技術に深い知識と経験を有する者、金融についての知識経験を有する者などを知財専門人材として活用するために、知財に関する様々な職種の情報を収集し、

業界紙、学会誌、シンポジウム、セミナー等を通じて周知・紹介する。

(経済産業省)

(2) 弁理士の大幅な増員や資質の向上を図る

- i) 弁理士の資質の向上を図るため、2008年度から、弁理士登録をしようとする者に対する実務修習や既登録弁理士に対する継続研修の実施などにより、複雑化する技術や国際化に対応でき、顧客からの信頼を得ることができる弁理士を育成するための日本弁理士会の取組を促すとともに、大学（法科大学院、知財専門職大学院）、工業所有権情報・研修館等を活用するよう促す。また、弁理士の大幅な増加を図る。

(文部科学省、経済産業省)

- ii) 新たな制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況等の実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2008年度以降検討を行う。

(法務省、経済産業省)

- iii) 大企業に比べて紛争対応力の弱い中小企業やベンチャー企業における弁理士の活用など、紛争処理に関するユーザーの多様なニーズに応えるため、いわゆる付記弁理士になるための研修や付記弁理士に対するより一層の啓発を行うための研修について、日本弁理士会の取組を促す。

(経済産業省)

(3) 知財に強い弁護士の大幅な増員や資質の向上を図る

- i) 法曹人口の大幅な増加が図られている中で、司法修習において地方裁判所知的財産権部や知財法律事務所によって提供される選択型実務修習プログラムに積極的に応募することなどにより、知財に強い弁護士が増加することを期待する。

また、知的財産法を含む選択科目別の司法試験合格者数を調査するなど、知財に強い法曹人材の養成が適切に行われているか検証する。

(法務省)

- ii) 2008年度から、知財に関する研修への参加や講義の受講等弁護士の自己研鑽を通じて、企業の経営・事業戦略をサポートするのに必要な知財実務に強い弁護士が増加することを期待する。

また、弁護士が企業内で知財実務に直接携わることができるよう意識の改革や環境の整備を促す。

(法務省、関係府省)

(4) 特許庁の実務に関する知見・ノウハウの開放を推進する

2008年度から、特許庁審査官の審査手法をベースにした実践的な検索実務に関する研修のほか、特許庁の拒絶理由通知書に対する応答や審査基準等に関する研修を地方でも実施するなど、特許庁の実務に関する知見・ノウハウの開放をより一層推進する。

(経済産業省)

3. 知的財産創出・マネジメント人材を育成する

(1) 研究者・開発者の知的財産意識を高める

2008年度から、知財戦略や知財ポートフォリオの構築を支援する知財プロデューサーを研究開発プロジェクトに派遣することにより、プロジェクトの知的財産戦略を強化するとともに、知財プロデューサーが研究者・開発者と緊密なコミュニケーションを行うことにより、研究者・開発者の知的財産意識を高める。

(経済産業省)

(2) 経営者・経営幹部の知的財産意識を高め産業界の意識を改革する

企業の経営者・経営幹部が知財を正しく理解し、知財戦略を事業戦略・研究開発戦略に組み込むことができるよう、経営者・経営幹部を対象とした知財戦略セミナー、シンポジウム、大学等における知財マネジメントスクール、関係府省との意見交換等を通じた啓発活動を行う。

また、2008年度から、経営者などのメンバーが企業の抱える知的財産問題やその対策、知的財産の活用事例などについて発表・討論し合う取組を全国的に推進するための必要な方策を検討し、順次、取組を開始する。

さらに、2008年度から、企業等における技術経営力の強化に資するよう、産業技術総合研究所等において、「イノベーションスクール(仮称)」を開催し、人材育成を図る。

(経済産業省、関係府省)

(3) 農林水産分野や食品分野の知的財産人材を育成する

① 農林水産分野や食品分野において知的財産に詳しい人材を育成する

2008年度から、知財人材育成機関との連携を通じて農林水産関係者・食品産業関係者を対象とした知的財産研修を充実させるなどにより、農林水産省と経済産業省が連携しながら、農林水産分野や食品分野の知的財産人材を育成する取組を一層推進する。

(農林水産省、経済産業省)

② 普及指導員の知的財産に関する資質の向上を図る

農業技術・経営に関する支援活動において農業者に接する機会の多い普及指導員の知的財産に関する資質の向上を図るため、2008年度から、普及指導員の資格試験に育成者権や商標権を中心とした知的財産権に関する設問を導入する。

また、育成者権等の権利取得支援や権利侵害の未然防止を図るため、実務的な視点を含めた普及指導員向けの研修を実施する。

(農林水産省)

4. 国民の知的財産意識を向上させる

(1) 学校における知的財産教育を推進する

2008年度から、知的財産教育の必要性が明確化された学習指導要領の見直しを踏まえつつ、創意工夫に対する興味やオリジナリティの尊重を教えるなど、各学校段階に応じた知財教育を推進する。

また、2008年度から、児童等に対する知財教育の在り方を検討するため、知的財産に関するテキストの配布やセミナーの開催に当たりアンケートを実施し、知財教育現場の現状を調査する。

(文部科学省、経済産業省)

（２）地域における知的財産教育を推進する

①課外活動を通じた知的財産人材育成を推進する

創造性をはぐくむ教育により柔軟な発想力と豊かな創造性を養うとともに、自らが新しいアイデアやモノを創造する体験を通じて培われるオリジナリティを尊重する意識を自己や他人の権利を尊重する意識に発展させるべく、地域の工作教室、発明教室等の知的財産の創作に関する課外活動を通じた知財教育の充実を促す。

また、２００８年度から、指導員の知的財産に関する知識を高める機会を増やすために知的財産管理技能検定の受検を奨励するとともに、専門家の派遣及び実践指導を通じて指導者の育成を図る。

（文部科学省、経済産業省）

②学校と地域との連携による知的財産人材育成を推進する

学校と地域産業界が連携して若手ものづくり人材の育成を図る事業等を通じ、学校と地域産業界の連携による知財を創出する技術者などの人材育成を促す。

また、２００８年度から、学校と地域の大学・企業等とが連携して児童や生徒の科学技術や産業技術に対する興味・関心をはぐくむ事業等を通じ、児童や生徒の創造性の育成、イノベーションを担う人材に魅力を感じるような職業観の醸成を図る。

（文部科学省、経済産業省）

（３）知的財産の創造、保護、活用の体験教育を充実する

高校生や大学生を対象としたパテントコンテストや中学生を対象としたものづくり知的財産報告書コンテストの充実を図ることにより、知財の創造、保護、活用の体験教育を推進する。

（文部科学省、経済産業省）

（４）知的財産を含めた消費者教育を推進する

「消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。」という消費者基本法の規定及び２００７年度に結論を得た消費者教育の体系化を踏まえ、２００８年度から、より効果的な消費者教育の実施のための検証・検討を行い、消費者教育の担い手の育成

などに向けた取組を推進する。

(内閣府、関係府省)

(5) 知的財産に関する国民への啓発活動を強化する

児童・生徒、大学生、社会人一般、実務者向けに、弁護士や弁理士などを含めた民間の知財の専門家を活用しつつ、それぞれの特性を踏まえた知財に関するセミナーの開催等を行う。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省)

5. 知的財産人材育成を官民挙げて進める

(1) 知的財産人材育成推進協議会を支援する

2008年度から、知的財産人材育成推進協議会を中心とした関係機関の連携の下、イノベーション環境の変化に応じた知的財産人材や経営・事業戦略に知的財産戦略を組み込むことができる知的財産人材を育成するなど、各関係機関の特色を打ち出した活動を行いつつ、関係機関間の相乗効果を発揮した活動を行うよう促すとともに、これを支援する。

また、2008年度から、各関係機関の研修を系統立てて整理した上で研修情報を発信するとともに、外部からの問い合わせに対して適切な研修等を紹介できる体制や各関係機関が共同で利用できる研修会場など、各関係機関の知的財産人材育成事業を円滑に行うためのプラットフォームの構築を図るよう促す。

(法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(2) 知的財産の教育者や教材・教育ツールを開発する

① 知的財産の教育者を育成する

初等中等教育や大学、民間企業など広範な分野において知財人材の育成が求められているため、小学校、中学校、高校のそれぞれの教員を対象とした知的財産に関する集中的な研修を通じ教育者を育成する。

また、2008年度から、知的財産人材の研修機関が教員の研修機関と連携して研修を実施する。

(文部科学省、経済産業省)

②知的財産教育に関する教材・教育ツールを開発する

２００８年度から、学校での知財教育を充実させるため、初等中等教育における各段階に応じた教材や手引書の改訂を図る。また、経営や経済等を学ぶ学生を対象とする、知的財産の活用をテーマとした教材の開発を図る。

eラーニングを始めとして、いつでもどこでも知的財産を学べるよう、２００８年度から、教材のダウンロードが可能な環境の整備のほか、知的財産をテーマとしたゲーム、クイズ、ワークブック等の開発を通じて、教材の充実を図る。

（文部科学省、経済産業省）

（３）知的財産人材に関する評価指標の充実を図る

①知的財産管理技能検定の普及を図る

２００７年１０月、知的財産管理に関する能力を測る「知的財産管理技能検定」が国家検定として創設された。２００８年度から、この検定がより多くの企業や個人に利用されるよう、検定の普及を図る。

特に、児童や生徒等に対して知的財産教育を行う指導員や教員の知的財産に関する知識を高める機会を増やすべく、２００８年度から、指導者や教員を対象とした知的財産に関するセミナー等で検定の受検を推奨する。

（文部科学省、経済産業省、関係府庁）

②専門職種ごとの実務能力を評価する制度を充実させる

２００８年度から、特許情報の検索技術を競い合う特許検索競技大会の実施やサーチャー・翻訳者などの専門職種ごとの研修や検定の充実を教育・研修機関に促すことにより、専門職種ごとの実務能力を評価する制度を充実させる。

（経済産業省）

（４）各種学会における知的財産関連の研究を促す

研究者等に対する知財の普及・啓発のため、２００８年度から、自然科学系・経営系等の学会において知財に関する研究発表や知財に関する分科会の設立を促す。また、２００８年度から、知財系の学会に対しては、大学等の教育機関で利用できる教育ツールや人材育成カリキュラムの開発など、知財人材育成に関する研究を行うよう促す。

(文部科学省、経済産業省)

(5) 教育機関における柔軟で実践的な知的財産教育の環境を整備する

i) 大学等において知財実務の教育が実践できるよう、知財分野に精通し、研究開発、経営、起業等に豊富な知識・経験を有する民間企業等の人材を教員又は講師として、法科大学院、MOTプログラム、知財専門職大学院、知財を専攻する学部・学科において活用するよう自主的な取組を促す。

(文部科学省)

ii) 法科大学院における夜間及び休日専門の課程や夜間の講座の拡充等、実務家教員の採用や社会人の入学を容易にするための各大学の取組を促す。

(文部科学省)

iii) 競争原理に基づいて優れた教育研究を選定し財政支援を行う各種のプログラムにおいて、知財の分野を支援することにより、高等教育機関における知財教育を充実させる。

(文部科学省、関係府省)

(6) 専門高校における知的財産教育を推進する

工業高校や農業高校などにおける知財教育に関するこれまでの取組事例を活用するとともに、そのような取組の普及と定着を促すため、2008年度から、地域との連携や学校間の連携を取り入れた教育実践プログラムの開発を支援することにより、専門高校における知財教育を推進する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省)

(7) 大学等における知的財産教育を推進する

知的財産に関する授業科目の開設状況を調査しつつ、高等専門学校、大学等の工学部、理学部、農学部、医学部、歯学部、薬学部等の理系学部や法学部、芸術学部、経営学部といった将来の知財専門人材や知財創出・マネジメント人材を育成する学部・学科等において、例えば、知的財産に関する授業科目の開設や、知的財産権制度だけでなく知的財産と経営・事業との関係を教える授業を行うなど、それぞれの専攻に即した自主的な取組を促す。

また、2008年度から、知的財産人材の研修機関と大学等との連携の下、大学等における知財教育カリキュラムの充実や教職員の養成を図るよう促す。

(文部科学省、関係府省)

(8) 法科大学院における知的財産教育を推進する

- i) 法科大学院の教員資格については、法学部の教育経験にとらわれず、実務経験を重視して、専任教員に関する審査を行う。

(文部科学省)

- ii) これまでの知財教育の内容をレビューしつつ、知財実務に重点を置いた教育を行うなど知的財産法関連の授業科目を一層充実させるといった法科大学院の自主的な取組を促す。

(文部科学省)

- iii) これまでに調査分析した法科大学院の入学者選抜状況を公表することにより、入学者選抜方針に基づく入学試験において理系出身者に配慮するといった法科大学院の自主的な取組を促す。

(文部科学省)

(9) 知的財産専門職大学院における知的財産教育を推進する

これまでの知財教育の内容をレビューしつつ、弁護士、弁理士に限らず、広く知財に携わる専門家を目指す者を対象とした、実務、ビジネス、知財政策、国際面を含めた教育を一層充実させ、知財ビジネスを多方面で支援できる知財専門人材を育成するといった知的財産専門職大学院の自主的な取組を促す。

(文部科学省)

付 属 資 料

1. 知的財産戦略本部 名簿

(内閣総理大臣及び国務大臣)

本部長	福田 康夫	内閣総理大臣
副本部長	町村 信孝	内閣官房長官
	岸田 文雄	内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、科学技術政策、国民生活、規制改革）
	渡海紀三朗	文部科学大臣
	甘利 明	経済産業大臣
本部員	増田 寛也	総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）
	鳩山 邦夫	法務大臣
	高村 正彦	外務大臣
	額賀福志郎	財務大臣
	舛添 要一	厚生労働大臣
	若林 正俊	農林水産大臣
	冬柴 鐵三	国土交通大臣
	鴨下 一郎	環境大臣
	石破 茂	防衛大臣
	泉 信也	国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（防災、食品安全）
	渡辺 喜美	内閣府特命担当大臣（金融）
	大田 弘子	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
	上川 陽子	内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）

(有識者)	相澤 益男	総合科学技術会議議員
	岡村 正	(株) 東芝取締役会長
	梶山 千里	九州大学総長
	角川 歴彦	(株) 角川グループホールディングス 代表取締役会長兼CEO
	佐藤 辰彦	弁理士／特許業務法人創成国際特許事 務所所長
	里中満智子	マンガ家
	中山 信弘	弁護士／西村あさひ法律事務所顧問
	長谷川閑史	武田薬品工業(株) 代表取締役社長
	三尾美枝子	弁護士
	山本 貴史	(株) 東京大学TLO代表取締役社長

(五十音順、敬称略；2008年6月18日現在)

2. 専門調査会 名簿

(1) 知的財産による競争力強化専門調査会

- 相澤 益男 総合科学技術会議議員
- 岡内 完治 (株) 共立理化学研究所代表取締役
- 加藤 幹之 富士通 (株) 経営執行役法務・知的財産権本部長
- 河内 哲 住友化学 (株) 取締役副社長
- 佐藤 辰彦 弁理士／創成国際特許事務所所長
- 関田 貴司 J F E スチール (株) 常務執行役員
- 妹尾堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長
- 田中 信義 キヤノン (株) 専務取締役
- 辻村 英雄 サントリー (株) 取締役／R & D 推進部長
／健康科学センター・知的財産部担当
- 長岡 貞男 一橋大学イノベーション研究センター センター
一長・教授
- 中村 恭世 松下電器産業 (株) 松下ホームアプライアンス社
技術本部 知的財産権センター所長
- 中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 前田 裕子 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター
一長・特任准教授
- 三尾美枝子 弁護士
- 渡部 俊也 東京大学国際・産学共同研究センター センター
長・教授／東京大学先端科学研究センター教授

○：専門調査会会長

(五十音順、敬称略；2008年3月4日現在)

(ライフサイエンス分野プロジェクトチーム)

- | | |
|---------|--|
| 石川 浩 | 持田製薬（株）事業開発本部 知的財産部長 |
| 田島 秀二 | プレシジョン・システム・サイエンス（株）代表取締役 |
| 辻村 英雄 | サントリー（株）取締役／R & D推進部長／健康科学センター・知的財産部担当 |
| ○ 長岡 貞男 | 一橋大学イノベーション研究センター センター長・教授 |
| 前田 裕子 | 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター長・特任准教授 |

(情報通信分野プロジェクトチーム)

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ○ 加藤 幹之 | 富士通（株）経営執行役 法務・知的財産権本部長 |
| 倉永 宏 | 日本電信電話（株）知的財産センタ 渉外担当 担当部長 |
| 小泉 直樹 | 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 |
| 田代 秀一 | （独）情報処理推進機構 オープンソースソフトウェア・センター センター長 |
| 田中 信義 | キヤノン（株）専務取締役 |
| 平松 幸男 | 大阪工業大学大学院知的財産研究科 教授 |

(環境分野プロジェクトチーム)

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 江崎 正啓 | トヨタ自動車（株）理事 知的財産部 主査 |
| 岡内 完治 | （株）共立理化学研究所 代表取締役 |
| ○ 関田 貴司 | J F E スチール（株）常務執行役員 |
| 長岡 貞男 | 一橋大学イノベーション研究センター センター長・教授 |
| 原田 晃 | （独）産業技術総合研究所 環境管理技術研究部門 研究部門長 |

(ナノテクノロジー・材料分野プロジェクトチーム)

- | | |
|---------|--|
| 河内 哲 | 住友化学（株）取締役副社長 |
| 穴戸 潔 | 三菱商事（株）イノベーション事業グループ イノベーションセンター 事業開発部長 |
| 中富 一郎 | ナノキャリア（株）代表取締役社長 |
| 平本 俊郎 | 東京大学生産技術研究所 教授 |
| 横山 浩 | （独）産業技術総合研究所 ナノテクノロジー研究部門 研究部門長 |
| ○ 渡部 俊也 | 東京大学国際・産学共同研究センター センター長・教授
／東京大学先端科学研究センター 教授 |

○ : 主査

(五十音順、敬称略；2007年11月21日現在)

(2) コンテンツ・日本ブランド専門調査会

太田 信之	(株) イッセイミヤケ代表取締役社長
生越 由美	東京理科大学専門職大学院知的財産戦略専攻教授
角川 歴彦	(株) 角川グループホールディングス代表取締役会長 兼CEO
木村 敬治	ソニー(株) 執行役、EVP、技術戦略、知的財産、 エレクトロニクス事業戦略担当
久保 雅一	(株) 小学館キャラクター事業センター センター長
○久保利英明	日比谷パーク法律事務所代表／大宮法科大学院大学 教授
里中満智子	マンガ家
重延 浩	(株) テレビマンユニオン代表取締役会長兼CEO
高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
中村伊知哉	慶應義塾大学教授
中山 信弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授
南場 智子	(株) ディー・エヌ・エー代表取締役社長
服部 幸應	学校法人服部学園服部栄養専門学校理事長・校長
浜野 保樹	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
原田 豊彦	日本放送協会専務理事
廣瀬 禎彦	コロムビアミュージックエンタテインメント(株) 代表執行役社長兼CEO
三尾美枝子	弁護士
宮田 亮平	東京藝術大学長
村上 光一	(株) フジテレビジョン相談役
和田 洋一	(株) スクウェア・エニックス代表取締役社長CEO

○：専門調査会会長

(五十音順、敬称略；2007年9月28日現在)

(3) コンテンツ・日本ブランド専門調査会コンテンツ企画ワーキンググループ

角川 歴彦	(株) 角川グループホールディングス代表取締役会長兼CEO
木村 敬治	ソニー(株) 執行役、EVP、技術戦略、知的財産、エレクトロニクス事業戦略担当
久保 雅一	(株) 小学館キャラクター事業センター センター長
○ 久保利英明	日比谷パーク法律事務所代表／大宮法科大学院大学教授
里中満智子	マンガ家
重延 浩	(株) テレビマンユニオン代表取締役会長兼CEO
高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
中村伊知哉	慶應義塾大学教授
中山 信弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授
南場 智子	(株) ディー・エヌ・エー代表取締役社長
浜野 保樹	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
原田 豊彦	日本放送協会専務理事
廣瀬 禎彦	コロムビアミュージックエンタテインメント(株) 代表執行役社長兼CEO
三尾美枝子	弁護士
村上 光一	(株) フジテレビジョン相談役
和田 洋一	(株) スクウェア・エニックス代表取締役社長CEO

○：座長

(五十音順、敬称略；2007年10月11日現在)

(4) デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会

上野 達弘 立教大学法学部准教授

大谷 和子 (株) 日本総合研究所法務部長

大淵 哲也 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授

音 好宏 上智大学文学部新聞学科教授

加藤 幹之 富士通(株) 経営執行役法務・知的財産権本部長

上山 浩 弁護士

北山 元章 弁護士

東倉 洋一 国立情報学研究所副所長

苗村 憲司 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部
教授

中村伊知哉 慶應義塾大学教授

○ 中山 信弘 弁護士／西村あさひ法律事務所顧問

宮川美津子 弁護士

○：専門調査会会長

(五十音順、敬称略；2008年6月18日現在)

3. 知的財産戦略本部設置根拠

○知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）（抄）

第四章 知的財産戦略本部

（設置）

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

（組織）

第二十六条 本部は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員をもって組織する。

（知的財産戦略本部長）

第二十七条 本部の長は、知的財産戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（知的財産戦略副本部長）

第二十八条 本部に、知的財産戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（知的財産戦略本部員）

第二十九条 本部に、知的財産戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣
- 二 知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

○知的財産戦略本部令（平成 15 年政令第 45 号）（抄）

(専門調査会)

第二条 知的財産戦略本部（以下「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査会の委員は、非常勤とする。

4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

4. 知的財産推進計画2008 策定までの経緯

2007年5月31日 第17回知的財産戦略本部会合 【「知的財産推進計画2007」の決定】 【「知的財産による競争力強化専門調査会」及び「コンテンツ・日本ブランド専門調査会」設置の決定】	
知的財産による競争力強化専門調査会	コンテンツ・日本ブランド専門調査会
8月30日 第1回専門調査会 ・ライフサイエンス分野プロジェクトチーム 9月5日 第1回会合 10月3日 第2回会合 10月18日 第3回会合 ・情報通信分野プロジェクトチーム 9月13日 第1回会合 9月26日 第2回会合 ・環境分野プロジェクトチーム 9月5日 第1回会合 10月1日 第2回会合 ・ナノテクノロジー・材料分野プロジェクトチーム 9月3日 第1回会合 10月3日 第2回会合 10月30日 第2回専門調査会 11月21日 第3回専門調査会 【「知財フロンティアの開拓に向けて（分野別知的財産戦略）」の取りまとめ】	9月28日 第1回専門調査会 ・コンテンツ企画ワーキンググループ 10月11日 第1回会合 11月19日 第2回会合 12月4日 第3回会合

2007年12月13日 第18回知的財産戦略本部会合

【「知財フロンティアの開拓に向けて（分野別知的財産戦略）」の報告】

2月 5日 第4回専門調査会

3月 4日 第5回専門調査会

【「オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方について」の取りまとめ】

2月 1日 第4回会合

3月 6日 第2回専門調査会

【「デジタル時代におけるコンテンツ振興のための総合的な方策について」の取りまとめ】

2008年3月13日 第19回知的財産戦略本部会合

【「オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方について」及び「デジタル時代におけるコンテンツ振興のための総合的な方策について」の報告】

【「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」設置の決定】

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会

4月 24日 第1回専門調査会

5月 9日 第2回専門調査会

5月 29日 第3回専門調査会

【デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について＜検討経過報告＞】の取りまとめ

4月 9日 有識者本部員会合（第1回）

5月 22日 有識者本部員会合（第2回）

2008年6月18日 第20回知的財産戦略本部会合

【デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について＜検討経過報告＞の報告】

【「知的財産推進計画2008」の決定】

5. 用語集

アーカイブ	文書や記録を集積すること
移転価格税制	海外子会社等との取引価格（移転価格）が通常取引価格（独立企業間価格）と異なる場合に、移転価格を独立企業間価格に再算定（再計算）して課税する制度
意思表示システム	著作物を第三者が利用することについて著作権者があらかじめ了解している場合に、マーク表示等によりその意思や条件を示す仕組み
遺伝資源	動物・植物などの生物的資源であって、科学、経済等の観点から価値を有するもの
エンターテインメント・ロイヤー	エンターテインメント分野を専門とする法律家
オープンソースソフトウェア	ソースコード（人間が読むことができるプログラムの内容）が公開され、誰でも複製、改変、配布等を自由に行うことができるソフトウェア
開放特許	権利者が他人に使ってもらってもよいと考えている特許
学習指導要領	文部科学大臣が公示する小学校、中学校、高等学校などの教育課程の基準
カルタヘナ法	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
企業発ベンチャー	企業から独立（スピンアウト、カーブアウト等）したベンチャー企業のこと
技術戦略マップ	研究開発投資の戦略的企画・実施のため、開発する技術目標及び製品・サービス開発方策について記述されたもの。2005年から経済産業省により策定され、毎年改訂されている。
技術的保護手段	技術を用いて著作物を保護するための手段
クリエイティブ・コモンズ	著作者等の権利者の意思を尊重し、権利を保有したまま（放棄せずに）著作物等を利用しやすくする取組のこと
国際標準化機関	国際標準の策定を行う機関。代表的なものとしてISO、I

	E C、I T Uがある。
国際標準化支援センター	日本規格協会に組織された国際標準化活動支援機関。国際標準化に関する情報提供や国際標準化活動を担う人材を育成するための研修等を行っている。
コミュニティ・パテント・レビュー	特許出願の審査に際して、民間人がインターネットを活用して証拠となる先行技術文献等に関して議論を行い、最適な文献等を厳選して特許庁に提出する取組のこと。米国で試行中
コンテンツ	情報の内容。映画、音楽、ゲーム、アニメなどのエンターテインメントコンテンツのほか、ファッション、食、地域ブランド等の知的・文化的資産を含む。
コンテンツ海外流通マーク（C Jマーク）事業	各国で商標登録したマークを日本のコンテンツに貼付することにより、海賊版に対して著作権のみならず商標権でも権利行使を可能とする事業
産業財産権	知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つの権利。特許庁が審査・登録業務を行っている。
事前確認手続（移転価格税制関連）	納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わないという手続
ジャパン・コンテンツ・ショーケース	日本経済団体連合会の企画により開始されたコンテンツ情報を発信するためのデータベース。関連企業・団体等により設立された「コンテンツ・ポータルサイト運営協議会」の委託を受け、映像産業振興機構が運営している。
主要国首脳会議（G 8サミット）	日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ及びロシアの8か国の首脳（首相・大統領）及び欧州連合の委員長が参加して毎年開催される首脳会議
情報提供制度	発明の特許性等に関する情報を第三者が特許庁に提供できる制度
ストックオプション	役員や従業員があらかじめ定められた価額で所定数の株式を会社から取得することができる権利
前置報告書による審	前置報告書に記載された審査官の見解を、審判請求人に示し

尋	て陳述の機会を与える手続
専門委員制度（司法）	裁判所が、大学教授や研究者など専門的な知見を有する者を手続きに関与させ、説明を聴くことができる制度
専門委員制度（税関）	法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うため、差止申立て及び認定手続の際に、税関が必要に応じ知的財産に関し学識経験を有する者を事案ごとに専門委員に委嘱して意見を聴く制度
総合プロデュース機能	価値ある知的財産を見出し、それを他の様々なリソースと有効に結びつけて実際の事業化まで関与する機能
相互運用性	プログラムと他のプログラムとが通信して交換された情報を双方のプログラムが利用することで、当該情報を必要とする機能のすべてが発揮される能力
特許権の存続期間延長制度	安全性の確保等のために承認等が必要な発明について、その手続に長期間を要した場合に特許権の存続期間を5年を限度として延長する制度。現在、医薬品と農薬品のみが対象
地域団体商標制度	地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、事業協同組合等の団体が使用し、一定の範囲で周知となった場合には、地域団体商標として登録を認める制度
知財創出・マネジメント人材	研究者等の知財を創造する人材や経営者等の知財をいかした経営を行う人材などのこと
地上デジタル放送	デジタル方式による地上波放送。2011年にアナログ方式から全面的に移行する予定
知的財産人材育成推進協議会	人材育成に関する情報交換、相互協力、政策提言を目的とする知財人材育成機関の自主的な連携の場のこと。工業所有権情報・研修館、知的財産教育協会、日本知財学会、日本知的財産協会、日本弁護士連合会、日本弁理士会、発明協会等により構成される。
デジタルコンテンツ	デジタルデータにより表される映画、音楽、ゲーム、アニメ等
当然保護制度	アメリカ、ドイツ等の国で導入されている未登録の通常実施権者等を保護する制度

登録調査機関	特許出願の審査における先行技術調査の外注先として特許庁長官の登録を受けた機関
特定登録調査機関	登録調査機関のうち、特に登録を受けて、出願人等の求めにより先行技術調査を行い、所定の調査報告を出願人等に交付することを許された機関
特許情報活用支援アドバイザー	中小・ベンチャー企業等が特許情報を効果的に活用して技術開発や特許取得・管理業務を実施できるようにアドバイスする特許情報活用に関する専門家
特許審査ハイウェイ	複数特許庁に出願され第1庁で特許となった出願について、第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする制度
任期付審査官	迅速・的確な特許審査の体制整備強化の一環として、2004年4月以降、5年間の任期で採用されている審査官
認証評価機関	学校教育法第110条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けて大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う機関
認定手続（税関）	税関において、知的財産の侵害が疑われる物品について侵害物品に該当するか否かを認定するための手続
ネット検索サービス	インターネット上の情報を収集し、その全部又は一部を複製し、サーバーに格納、解析データベース化するとともに、リクエストに応じてその情報（の一部）を検索結果として表示するサービス
能力構築（キャパシティビルディング）	組織や制度の自立的な運営・実施能力を向上させること
バイ・ドール制度	政府資金により得られた研究成果の知財権を政府資金の受領者に帰属させることができる制度
パテント・コモنز	個々の権利者が知財権を所有しつつ、一定の条件下でコミュニティによる自由な使用を認める（一定の条件下で特許権等の権利の不行使を宣言する）仕組みのこと
パテントコンテスト	高校生、高等専門学校生及び大学生を対象とし、発明の創作や特許出願の体験等を通じて、特許制度への理解を深めるこ

	と等を目的とするコンテスト
ものづくり知的財産 報告書コンテスト	中学生を対象とし、ものづくりにおいて独自に工夫した点を 報告書にまとめることを通じて、知的財産を尊重することの 大切さを知ること等を目的とするコンテスト
品種保護Gメン	育成者権侵害等に関する相談窓口として、2005年4月1 日から種苗管理センターに設置された品種保護対策役職の 通称
ファイル共有ソフト	複数利用者間においてインターネットを介してファイルを 共有するためのソフトウェアのこと。基本的にサーバー等を 介することなく、ネットワーク上の端末間で相互に直接デー タをやり取りする方式（P2P方式）をとっている。
ファスト・トラック制 度	既存の標準を国際標準案として国際標準化機関に対して提 案できる制度。本制度により国際規格審議が迅速化される。
フィルムコミッショ ン	自治体を中心に設立された野外撮影を誘致・支援する非営利 組織
フォークロア	民話や民謡、伝統舞踊など、特定の民族、地域又は集団によ って伝統的に受け継がれてきた文化的表現
フォーラム標準	関心のある企業等によるフォーラムによって作成される標 準
普及指導員	農業に関する高度で多様な技術・知識を的確に農業現場に普 及していくために、調査研究及び農業者への普及指導を実施 する都道府県の職員
包括的ライセンス契 約	特許番号で契約対象を特定するのではなく、ライセンス契約 で定める特定方法によって契約対象を特定する契約のこと。 ある製品に関するすべての特許権について包括的に実施許 諾を行う場合などに利用される。
ポータルサイト	インターネット上の総合窓口サイト
マルチユース	コンテンツを多様な流通形態で利用すること
ライセンス・オブ・ラ	特許権者が当該発明について第三者へ実施許諾の意思があ

イト	る旨を特許原簿上に登録できる制度。欧州の一部の国で導入されている。
リバース・エンジニアリング	製品の構造や要素技術などを解析すること。コンピュータ・ソフトウェアの場合、複製・翻案を伴う場合がある。
ロケーションマーケット	地域の撮影環境等を紹介することにより、ロケを誘致し、地域におけるコンテンツ制作や国際共同製作の促進につなげる取組
ADR	裁判外紛争処理
AIPN	高度産業財産ネットワーク。海外の特許庁に対し、我が国特許庁における特許出願のサーチ及び審査に関する情報を利用可能とするシステム
APEC	アジア太平洋経済協力
ASEM	アジア欧州会合
ASP	Application Service Provider の略。ビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供する事業者を指す。また、当該事業者がビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供するサービスのことを「ASPサービス」という
CIPD	最高知財責任者
DDS	Drug Delivery System の略。薬物が伝達される体内の場所や量、時間を制御する技術のこと。薬剤を患部に効率的に運び、患部のみに効能を発揮させる技術が代表例
eラーニング	インターネットなどの利用による教育研修
eBay 判決	2006年5月15日に米国最高裁判所が出した差止請求の要件に関する判決
EPA	経済連携協定
GPL v 3	General Public License version 3 の略。2007年6月に公開されたオープン・ソース・ソフトウェアに関するライセンス規約
IEC	国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission)。電気、電子分野に関する国際標準の策定を目

	的とする国際標準化機関
I P D L	特許電子図書館。工業所有権情報・研修館がインターネットを通じて無料で提供する特許公報等の産業財産権情報とその検索サービスのこと
i P S 細胞	体細胞へ遺伝子導入し様々な細胞への分化能力を持たせた細胞（人工多能性幹細胞：induced Pluripotent Stem Cells）。京都大学の山中伸弥教授らのグループが世界で初めて作出した。
I S O	国際標準化機構（International Organization for Standardization）。電気、電子分野及び電気通信分野以外の国際標準の策定を目的とする国際標準化機関
I T U	国際電気通信連合（International Telecommunication Union）。電気通信に関する国際標準の策定を目的とする国際連合の専門機関
J E T R O	日本貿易振興機構
J I C A	国際協力機構
J N T O	国際観光振興機構
J P - F I R S T	JP-Fast Information Release Strategy の略。海外にも出願される特許出願について、日本のサーチ・審査結果を早期に提供し、海外での権利取得の効率化と質の向上を図る取組
J S T	科学技術振興機構
L L P（有限責任事業組合）	創業促進、ジョイント・ベンチャー振興のため、民法組合の特例として認められている組合。出資者全員の有限責任、内部自治の徹底、構成員課税の適用という特徴を併せ持つ。
L P S（投資事業有限責任組合）	企業へのリスクマネー供給拡大のため、民法組合の特例として認められている組合(ファンド)。投資対象の企業規模や株式公開の有無を問わず、出資や金銭債権の買取りができる。
M O T	Management of Technology の略。技術経営と訳される。研究開発から事業化・製品化までを戦略的にマネジメントする経営管理の手法
M & A	Mergers and Acquisitions の略語であり、企業の合併・買収

	のこと
ODA	政府開発援助
OECD	経済協力開発機構
PCT	特許協力条約
RAND	Reasonable And Non-Discriminatory の略。技術標準に関わる特許権の取扱いの一つであり、特許権者は合理的かつ非差別的な条件（ロイヤルティなど）でライセンスするというものの
SaaS	Software as a Service の略。ネットワークを通じてアプリケーションソフトの機能を顧客の必要に応じて提供する仕組みのこと
TBT協定	貿易の技術的障害に関する協定
TLO	技術移転機関
TPRM	WTOの貿易政策検討制度。定期的に加盟各国の貿易政策や貿易慣行を審査し、一層の透明性を確保することを目的としている。
TRIPS協定	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
UPOV	植物新品種保護国際同盟
UPU	万国郵便連合。加盟国間の郵便業務を調整し、国際郵便システムをつかさどる国際連合の専門機関
WCO	世界税関機構
WIPO	世界知的所有権機関
WTO	世界貿易機関